令和4年12月8日、12月21日 於・日本学術会議講堂

第186回総会速記録 令和4年12月8日(第1日目)

日本学術会議

目 次

1,	開会 午前11時00分	2
1,	大臣挨拶	2
1,	配布資料確認	3
1,	日本学術会議第186回総会におけるオンライン参加の併用について	4
	会員の任命に関する報告	5
1,	会長活動報告	6
1,	副会長活動報告	7
1,	各部活動報告	11
1,	会員候補者選考方針の改正	13
1,	非公開審議の承認について	14
1,	日本学術会議の在り方に関する政府方針への対応①	16
1,	非公開審議の承認について	54
1.	散会 午後 5時27分	5.5

[開会(午前11時00分)]

○梶田隆章会長 皆さま、おはようございます。これより、日本学術会議第186回総会を開会いたします。まず、総会には、担当大臣にお越しいただき、ご挨拶をいただくのが恒例となっておりますところ、本日は後藤茂之内閣府特命担当大臣にお越しいただいております。ご公務でお忙しいところ、どうもありがとうございます。それでは、大臣からご挨拶をいただきたいと思います。後藤大臣よろしくお願いいたします。

[大臣挨拶]

○後藤茂之大臣 日本学術会議を担当しております内閣府特命担当大臣の後藤茂之でございます。第186回総会の開催に当たりまして、担当大臣として一言ご挨拶を申し上げます。

科学技術・イノベーションには、感染症、地球温暖化、少子高齢化など、世界が直面するさまざまな社会的課題を解決する力があります。私が担当する新しい資本主義との関わりにおきましても、本年6月に政府が閣議決定した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、科学技術・イノベーションを人、スタートアップ、GX・DXと並ぶ投資の4本柱として投資を重点化することといたしております。特に、量子、AI、バイオテクノロジー、医療分野は、わが国の国益に直結する科学技術分野であり、官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図って、科学技術立国を再興することといたしております。

学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、人文・社会科学から生命科学、理学・工学まで、さまざまな分野を専門とされている会員の皆さまにより構成されております。学術会議におけるさまざまな活動を実施されるに当たっては、それぞれの知見を生かしつつ、幅広い視野でご議論を行っていただき、その議論の結果がわが国の学術の発展に寄与することを期待いたしております。

また、国際活動として、来年、日本で開催されるG 7 サミットに合わせて学術会議は、G 7 各国アカデミーにより構成されるG サイエンス学術会議を主催されます。気候変動、ヘルス、海洋と生物多様性の3つをテーマとして、共同声明の取りまとめに向けて議論されると伺っておりまして、学術会議にはリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。これらの課題はG 7 各国、さらには世界各国が直面する課題であり、政府とも問題意識を共有しつつ、各国アカデミーの英知を結集して国際的な課題の解決に向けた有意義なものを取りまとめていただくことを願っております。

学術会議におかれては、昨年4月に取りまとめられた「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」に基づき、自ら改革を進められてきているところであり、国民から理解され

信頼される存在であり続けるという観点から、引き続きしっかりと取り組んでいただきた いと思います。

他方、グローバル化の進展に伴い、地球規模の課題など、政策立案に科学的知見を取り入れていく必要性は、これまで以上に高まっています。世界が直面する重要課題等に政府等と学術会議が連携を深めながら取り組んでいくことは、科学技術立国の実現のためにも不可欠と考えております。

このため、政府、産業界、社会、国民などと広く問題意識等を共有しつつ、中長期的・俯瞰(ふかん)的分野横断的な課題に関し、時宜を得た質の高い科学的助言を行っていただく機能等を強化することとし、学術会議を国の機関として存置した上で、活動や運営の透明化、ガバナンス機能の強化を進めていくために必要な措置を講じる旨の方針を一昨日、6日に公表させていただきました。方針の内容につきましては、本日午後に事務方からご説明させていただきますけれども、学術会議の意見も聴きながら具体化に向けて検討してまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、今回の総会にご出席されている会員の皆さまのご活躍によって、わが国の科学技術、学術がますます飛躍することとともに、皆さまのご健勝を心よりご祈念いたしまして、心からの私からのご挨拶とさせていただきます。

○梶田隆章会長 後藤大臣、どうもありがとうございました。大臣はご公務のため、ここで退席されます。後藤大臣、本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。

[配布資料確認]

○梶田隆章会長 それでは、議事に入る前に、本日の配布資料及び留意事項につきまして 事務局から説明いたします。

○企画課長 事務局でございます。まず、配布資料の確認をさせていただきます。総会配布資料は資料1から資料7及び参考資料の8点です。資料1、日本学術会議第186回総会資料、資料2、日本学術会議活動状況報告 会長及び副会長報告資料、資料3、各部部長及び若手アカデミー報告資料、資料4、日本学術会議活動報告、資料5、会員及び連携会員の選考について、資料6、第26期日本学術会議会員候補者の選考方針の改正について、資料7、日本学術会議の在り方についての方針、参考資料、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて、以上でございます。このうち、資料5につきましては非公開審議が予定されておりますので、傍聴されている方には配布されておりません。

資料はそろっておりますでしょうか。会場でご参加の方で足りない資料等がございましたら、挙手いただければ事務局の担当者がお持ちいたします。また、本日の総会散会後、 席上に残された資料は事務局にて破棄いたしますので、ご入り用の場合はお持ち帰りくだ さいますようお願いいたします。

続いて、留意事項について申し上げます。本日はオンラインにより参加されている会員の方々もおられます。ご発言される際には、冒頭にお名前と所属の部をおっしゃっていただき、はっきりゆっくり発言いただきますようお願いいたします。会場からご参加いただいている皆さまは、発言のご希望がある場合は挙手をお願いいたします。ご発言の際には、係の者がワイヤレスマイクをお持ちしますので、そのマイクを使って大きな声でご発言いただきますようお願いいたします。ハウリング防止のため、会場からご参加いただいている皆さまは、オンライン会議には接続されませんようお願いいたします。

オンラインにてご参加いただいている皆さま、入室に当たり本人確認にご協力いただき、 ありがとうございました。会議中は、カメラはオン、マイクはオフにしていただきますよ うお願いいたします。また、発言のご希望がある場合は、チャット機能または挙手機能を 利用して意思表示いただき、指名を受けましたらマイクをオンにしてご発言ください。な お、チャット機能を使用される際は、ホストへのダイレクトチャットではなく、全体チャットでご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、総会の傍聴を希望される方や報道の方には、総会の様子を動画でも配信しておりますので、ご承知おきください。傍聴されている方におかれましては、本日の資料は日本 学術会議のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

連絡事項は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○梶田隆章会長 ありがとうございました。それでは議事に入ります。これからの議事進行は、望月副会長と高村副会長にお願いいたします。

[日本学術会議第186回総会におけるオンライン参加の併用について]

○望月眞弓副会長 望月でございます。それでは、会長に代わりまして議事を進めさせていただきます。

まず、現時点での会場での出席会員は50名で、オンラインで出席の会員は81名です。 オンラインにより参加いただいている会員の皆さまも出席として扱うため、提案1、「日本学術会議第186回総会及び部会におけるオンライン参加の併用について」を議題といたします。提案者である会長から、ご説明をお願いいたします。

○梶田隆章会長 では、提案1につきまして説明いたします。資料1をご覧ください。

8ページにありますとおり、第332回幹事会において、新型コロナウイルス感染症の 感染状況に鑑み、現下の状況は総会におけるオンライン参加の併用を可とする例外的な緊 急事態であると判断されました。したがって、本提案は、5ページの第308回幹事会決 定「日本学術会議総会におけるオンライン参加の併用についての考え方」に基づき、第1 86回総会をオンライン参加の併用により開催するとともに、現地出席者とオンライン参加者とが同等な権利を行使できることについて、総会の承認をお願いするものです。

この幹事会決定に基づき、まずは予備的承認のための手続きとして、会員の皆さまにその可否についてお伺いさせていただきました。その結果、204名全員の方々から賛成の回答をいただきました。幹事会決定に定められている会員の2分の1以上の回答があり、回答者の過半数が可とした場合を満たしておりますので、予備的承認として認められたことを報告いたします。

この予備的承認を受けて、幹事会決定に基づき、本総会の冒頭において改めて会員の皆 さまに承認をいただき、正規の承認をいただいたものとして総会を開会したいと考えてお ります。

〇望月眞弓副会長 梶田会長、ありがとうございました。本件についてご質問、ご意見は ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご質問、ご意見がなければ、提案1を承認することについてご異議がございませんでしょうか。オンラインでご参加の方も、ご異議がございましたらご発言ください。よろしいでしょうか。

それでは、ご異議がないということで、提案1、「日本学術会議第186回総会及び部会におけるオンライン参加の併用について」は承認されました。ありがとうございました。

これによりまして、本日の会場とオンラインの両方を合わせた出席会員は131名で定 足数に達しておりますので、ご報告をいたします。

続きまして、各種報告に移る前に、本日の議事進行について会長からご説明をさせてい ただきます。

[本日の議事進行について]

○梶田隆章会長 ありがとうございます。本日の総会では、政府の方針について内閣府より説明をいただき、説明を受けて十分に質疑、審議を行うことに注力したいと思っております。したがって、午前中の報告についても、できるだけ簡潔に行うこととします。そして、他の議題については、21日の総会での審議とさせていただきたいと考えております。

[会員の任命に関する報告]

○望月眞弓副会長 それでは、各種報告に移りたいと思います。まず、資料の2の8ページをご覧ください。

前回総会以降に5名の先生方が会員として任命されましたので、会長からご紹介をいたします。

〇梶田隆章会長 では、新たに会員として令和4年9月12日付で、大越和加先生、奥田 真弘先生、佐々木園先生、中村雅也先生、古屋敷智之先生が任命されました。所属部は、 大越先生、奥田先生、中村先生、古屋敷先生が第2部、佐々木先生が第3部です。それで は、どうぞこれからよろしくお願いいたします。

[会長活動報告]

○望月眞弓副会長 ありがとうございました。それでは、会長、副会長、部長の順に、前回総会以降の活動内容についてご報告させていただきます。資料2及び資料3をご覧ください。なお、若手アカデミー報告及び年次報告は資料のみの配布とさせていただきます。 質疑応答の時間は、皆さまのご報告後にまとめて設けたいと思いますので、ご承知おきください。それでは、梶田会長からご報告をお願いいたします。

○梶田隆章会長 ありがとうございます。それでは、会長報告をいたします。 3 分程度ということですので、ポイントのみを報告させていただきます。

本日用意した資料の内容は、ここに書いてあるとおりなんですけれども、会員任命問題に関する経緯について詳しくまとめましたが、これにつきましては21日用だということで、今日は飛ばさせていただきます。

続いて、日本学術会議の在り方に関する政府検討への対応ということで、今までの経緯を報告し、簡単に内閣府からの審議依頼への対応、それから主な国際活動ということで、こちらも簡単に報告し、最後の2つにつきましては今までの活動の報告ということで後に資料を見ていただければと思います。

それでは、日本学術会議の在り方に関する政府への対応ということで、午後の議論のためにも、今までどういうことをやってきたかということをここにまとめておりますので、見ていただきたいと思います。

まず、今年の1月21日に日本学術会議の在り方に関する政策討議取りまとめとして、総合科学技術・イノベーション会議の有識者会議がありました。そして、同日、当時の小林大臣との面談を行いました。そして、その席で、できれば夏までに政府としての方針を示したいということのご発言がありまして、日本学術会議とコミュニケーションを取りながら取り組んでいきたいとのご発言がございました。2月1日にCSTI有識者の政策討議取りまとめを受けて会長メッセージ、総合科学技術・イノベーション会議「日本学術会議の在り方に関する政策討議取りまとめ」(令和4年1月21日)について、の発出を行いました。その後、ご存じのとおり、8月に大臣が代わりまして、9月6日に当時の山際内閣府特命担当大臣との面談、10月21日に山際大臣に対して政府の方針の早期公表についてのお願いの文書の送付、11月10日に本日来ていただきました後藤大臣との面談、

政府の方針の早期公表の要請、そして11月28日に先日お送りしました会長談話を公表しております。

それから、次のページ、内閣府からの審議依頼への対応ということで、既に報告しているとおりですけれども、審議依頼が2つありまして、研究力強化につきましては8月に回答をし、そして研究DXの推進につきましては12月中の回答へ向けて取りまとめをしているという状況です。

そして、主な国際活動について簡単にだけ報告しますが、これがこの春以降の主な国際活動ですけれども、10月以降、外国からの方々も日本にいらっしゃるようになりまして、 その後、急激に国際的な会談等が増えているという状況です。

私のほうからは以上です。

[副会長活動報告]

○望月眞弓副会長 梶田会長ありがとうございました。お席にお戻りください。

続きまして、私、望月からご報告をいたします。

資料にございますように、私の担当は科学者委員会と、その下の分科会、それから地区会議、地方学術会議、若手アカデミー、財務委員会ということになります。

資料で、まず3ページ目に科学者委員会の開催実績のご報告がございます。基本的にメール審議で開催しまして、そこにあります性差研究の見解案についての審議、それから学術フォーラム「研究に関する男女共同参画・ダイバーシティの推進」の開催についての審議、地区会議の学術講演会の審議、ジェンダー教育推進小委員会の設置について、後援名義の承認、協力学術研究団体の指定についてを審議させていただきました。

科学者委員会の下にあります男女共同参画分科会については、そちらにあります公開シンポジウム「中等教育からはじめよう!ジェンダー平等一誰一人取り残さない、誰もが暮らしやすい社会の実現をめざして一」を開催いたしました。学術フォーラム「性差に基づく科学技術・イノベーション」も9月に開催しております。

その分科会の下にありますアンケート検討小分科会、委員長は三成先生ですが、そちらでは現在、科学的助言等対応委員会からの回答を受けましてアンケート結果を取りまとめた上での提言案「大学・研究機関における男女共同参画の実態と今後の課題-2019年アンケート調査から-」を検討中でございます。

こちらは、性差に基づく科学技術イノベーションの検討小分科会の活動でございます。 こちらにつきましては、11月に見解「性差研究に基づく科学技術・イノベーションの推 進」の発出をさせていただいております。同じこの内容を基にしました「性差に基づく科 学技術・イノベーション」の学術フォーラムを9月に開催しております。

続きまして、男女共同参画分科会、ジェンダー研究国際連携小分科会につきましては、 こちらの内容の審議を進めております。 続きまして、ジェンダー教育推進小委員会を新たに設置させていただいております。ま だ発足したばかりですが、岡部委員長を中心に議論を進めております。

次に、学術体制分科会になります。こちらは吉村先生が委員長でございますが、会議といたしましては、「研究インテグリティに関する論点整理」の改訂版を発出させていただいております。これにつきましては、今後さらに議論を深めて意思の発出等を検討していくということになっております。

続きまして、学協会連携分科会でございます。米田先生が委員長でございます。こちらは、7月に学術会議と学協会の連携状況に関する調査結果の報告会の第2回目を開催させていただいております。協力学術研究団体の承認につきましては、11月現在で2,114団体を承認させていただいておりまして、4月総会以降には6団体が追加になったということになっております。

研究評価分科会につきまして、武田委員長でございますが、会議の開催状況にございますように、人文・社会系の研究の評価について、今、議論を進めているところでございます。

続きまして、学術研究振興分科会、光石委員長になります。こちらは既に皆さまにご案内のとおり、「未来の学術振興構想」に関して公募をさせていただいておりまして、12月16日が締め切りというふうになっております。その後、1次評価、2次評価を経て、来年の夏ぐらいまでに、この「未来の学術振興構想」をまとめていくということで、今、審議、いろいろな準備を進めているところでございます。

地区会議は、こちらに書いてあるとおりで、このような場所で開催をさせていただきました。

地方学術会議につきましては、11月5日に東北大学で「日本学術会議in宮城」ということで開催をさせていただいております。次回の開催は、来年の2月15日に「日本学術会議inつくば」ということで開催をさせていただく予定でございます。

若手アカデミーについては、資料をご覧いただければと思います。もう少し詳しい内容が若手アカデミーからの報告のほうに載ってございます。

あとは、財務委員会報告になります。こちらも資料をご覧ください。以上でございます。 さらに、追加で連絡会議に関する資料を入れてございます。私が担当しておりますのが パンデミックと社会に関する連絡会議になりますが、こちらの活動状況につきましては、 特に説明はさせていただきませんので、ご覧になっていただければと思います。特に、平 時、緊急時の臨床、疫学、基礎研究の体制のワーキンググループからは、現在、報告を発 出するべくまとめている段階ということになります。

こちらは、シンポジウム等の公開状況になります。以上でございます。 それでは、続きまして菱田副会長からのご報告をお願いいたします。

○菱田公一副会長 科学と社会委員会担当副会長の菱田でございます。科学的助言等対応

委員会、広報委員会、課題別委員会等の活動に関するご報告をさせていただきます。

まず、科学的助言等対応委員会でございますけれども、今期改革をした大きなところでございますけれども、現在順調にといいますか積極的にいろいろな仕事をしております。ここに書いてありますように、分野横断的な観点から中長期的視点・俯瞰的視野に立ち、説得力ある科学的助言を行うためにいろんな見直し内容を進めておりまして、まずは申出書を頂き、それでどういうふうな状況であるかというのを、委員会のほうで過去10年の学術会議の文書のデータベースから検索をして、それについての情報提供をしながら、より充実した内容の提言、見解、報告を行っていただくというふうなことを今現在やっております。役員会は約2週に1回開催して議論を進めておりまして、ほぼ順調に今、皆さまからの提言、見解、報告等が上がってきておりまして、それぞれ査読のプロセス、それから全体的なブラッシュアップの内容についての助言を行っているところでございます。

それから、先ほど内閣府の審議依頼がございましたけれども、内容は梶田会長から報告があったように、研究力強化に関しては山口委員長、山口第三部会員の下で8月5日に回答をし、CSTIでの議論も踏まえて現在に至っております。

それから、次にもう一個あったDX、オープンサイエンスに関しては、喜連川委員長の下で今まとめておりまして、今月末の幹事会に最終案の回答案を提案し、政府のほうに回答するという形になっております。

それから、課題別委員会の状況ですけれども、そこに書いてあるとおり、今9つありまして、委員の数、開催実数が書かれてありますので、ご覧ください。

連絡会議については、カーボンニュートラル、左側でございますけれども、そのイラスト、キーワード等を作成し、俯瞰図を作成しました。また、先月ですけれども、Royal Societyと学術会議によるネットゼロに向けた科学技術対話の開催を行いました。

それから、国際基礎科学年、これは野尻委員長がやっていただいておりますけれども、 右にありますようなロゴの下に7月にキックオフフォーラム、それからプロモーションビ デオやポスターの作製、Youtube等の発信をしております。

次のページが情報発信力です。ホームページの改修に関しては、やっとデジタル庁を通じていろんなことができる段階に来ておりますので、ここ何カ月かで少しきれいな形になると考えております。左側が国際基礎科学年のホームページの動画、梶田会長の動画、それからYouTubeのチャンネル、SNS、Zoom、クラウドを付けたBoxのマネジメント等を充実させ、デジタル化を用いて情報発信力の強化に努めております。

次のページからは、より良い発揮に向けての進捗(しんちょく)状況です。改革を進めるのに、どのぐらい進んだかというふうなことで、今日の午後のほうでもいろいろ政府方針にも出てきておりますけれども、われわれ自身のほうでも、ここに書かれているように、国際活動の強化、赤字で書かれている部分が、この前の総会以後にやったものですけれども、それぞれのアカデミーとの会談、それから意思の表出と科学的助言機能の強化に関しては、先ほど申したような審議依頼に対しての回答を提出し、対話を通じた情報発信力で

は、そこに書いてあるウェブページ、産業出身者の会員・連携会員との委員会、国大協、 私大協、公立大学協会、私大連、国立研究開発法人協議会との意見交換などの実施もして おります。

それから、いろいろな情報発信力に関して、そこに書いてあるような回答等についても 出しておりますし、事務局機能についてもいろいろな作業を進めております。

以上が私からの報告でございます。

〇望月眞弓副会長 菱田副会長、ありがとうございました。それでは、続きまして高村副 会長からのご報告をお願いいたします。

○高村ゆかり副会長 国際活動担当の高村でございます。資料の2でまいりますと、国際活動について、ページの41ページからでございます。ご存じのとおり、4月に日本学術会議の国際戦略を、総会でご報告したこの戦略に沿って取組を進めております。時間の制約から幾つかポイントだけご報告をする形になりますけれども、1つは後藤大臣からもございましたように、Gサイエンス学術会議2023の準備を進めております。2016年以来となります日本のG7の議長国のタイミングで行うG7のアカデミーの学術会議の開催でございます。こちらにございますように、気候変動、ヘルス、海洋と生物多様性のテーマについて、各国アカデミーとの声明の作成に取りかかっております。こちらにありますように、小池俊雄第三部会員、荒井秀典第二部会員、原田尚美連携会員を中心にドラフティングを進めております。

2つ目が二国間の交流でございます。スライドのページでいきますと44ページ、45ページになりますけれども、先ほど菱田副会長からもありましたように、この間、11月に英国王立協会(Royal Society)とネットゼロに関する科学技術対話を開催しております。王立協会からはピーター・ブルース副会長をはじめ、日英参加者総勢23名が参加をし、ネットゼロに向けた主要な技術課題についての意見交換、検討を行いました。こちらについては、吉村第三部部長、北川幹事に大変尽力をいただいております。

また、恒例のSTSフォーラムにおきまして、「気候変動に対するレジリエンスの強化による持続可能性を目指して」というテーマで、アカデミー、国際学術団体との会合を開催しております。

国際学術会議(ISC)との関係をこの間、強力に進めております。11月にピーター・グルックマン会長が来訪し、日本のユニオンの代表をされている日本人役員の先生方等との意見交換を行いました。ご存じのとおり、白波瀬佐和子第一部会員、そして小谷元子連携会員が現在の国際学術会議の執行部に選ばれておりますけれども、改めてISCの常設委員会であります、科学における自由と責任の委員会に隠岐さや香連携会員が委員に選出をされております。

IAP (InterAcademy Partnership) につきましては、3つのIAPが統合をされまし

た。その結果、新しい役員の選出がされておりまして、その中で日比谷潤子第一部会員が コミュニケーション・教育・アウトリーチに関する常設委員会の委員に選出をされており ます。

最後でありますけれども、持続可能な社会のための科学技術に関する国際会議、毎年1回、この持続可能な社会に向けた科学技術の課題についてテーマを決めて開催をしている学術会議の主催会議でございます。今年度は、パンデミックと社会の連絡会議のご協力をいただきまして、災害と健康をテーマに来年の1月25日、26日に開催をいたします。武田洋幸第二部部長を中心に企画案を検討し、実施準備をしていただいております。

最後に、カーボンニュートラルの連絡会議について、こちらも菱田副会長からございましたけれども、資料4の活動報告の26ページから28ページに詳細を書いておりますので、ご覧いただければと思います。以上です。

[各部活動報告]

〇望月眞弓副会長 高村副会長、ありがとうございました。それでは、続きまして第一部 の橋本部長からご報告をお願いいたします。

○橋本伸也会員 皆さま、おはようございます。第一部の橋本でございます。時間も押しているようですので、ごく簡単にさせていただきます。基本的には、お手元に資料があるかと思いますので、これらの点についてはご確認をいただきたいと思っております。

1点、夏季部会において1つご紹介すべきことがございまして、それはウクライナにおける戦争が始まったところで、学術の問題として、これにどう取り組むのかが課題であると4月の総会の場で梶田会長からご発言がありました。それをどのように取り組んでいくのかということで、第一部の夏季部会におきまして、アカデミアとして何を考える必要があるのか、まずは論点を出すこととし、各分野別委員会においてご検討いただきまして、極めて多岐にわたる論点が用意をされております。これは現在の学術会議の置かれた状況の下で具体化をしていくということにはなかなかなっていないのですけれども、考えるべき論点のかなり多くが手元で用意をされているという状況になったのではないかと考えております。

もう一点、第一部の役員体制の変更を行いました。小林傳司幹事が9月30日をもって 退任されまして、10月1日より吉田文会員が幹事として活動することを、夏季部会で決 定をいたしました。小林会員は、引き続き日本学術会議アドバイザーとして会長等へのサ ポートの仕事をされているということでございます。以上でございます。

〇望月眞弓副会長 橋本部長、ありがとうございました。続きまして、第二部の武田部長 からご報告をお願いいたします。 ○武田洋幸会員 今日は、すいません、オンラインで出席させていただいております。第 二部の報告です。これもかなり定期的なものですので、簡単にいきたいと思います。事務 局、次のスライドをお願いします。

こういう組織でやっております。

二部の拡大役員会等もこのようにやりましたが、この次に行く前に1つだけスライドを 入れ忘れたのがあります。それは夏季部会のことです。これは口頭で説明させてください。

二部の夏季部会は、この夏の8月20日に行いまして、そこで統合生物学委員会の北島 薫会員から熱帯とグローバルカーボンバランスについての講演、それから臨床医学委員会 の藤井知行会員から着床前遺伝学的検査(PGT)と生命倫理現状と今後についての講演 をいただきました。その後、会員任命問題について出席者全員の意見をいただきました。 意見交換をしました。

それから、二部が直轄する分科会は3つあります。ジェンダー・ダイバーシティの分科会、これは前期から続いています。このような活動をしていまして、さらに最近、小委員会を設置しまして、特に自然科学系の協力団体に関するアンケート等を今実施中です。

次は、大規模感染症予防・制圧体制分科会、これも前期から続いておりますけれども、 秋葉委員長の下で精力的に既に19回の分科会を開いておりまして、現在、この分科会の 審議を反映した意思の表出の準備を進めているところです。

今期から立ち上がりました着床前診断、特にPGT-Mに関する検討分科会ですけれども、これは前回も少し説明しましたとおり、着床前診断は、これまで日本産婦人科学会と一学術協会の団体のガイドラインで規制していましたけれども、もうそういう状態ではもたないということで、われわれとしてもきちっとした規制をお願いするというような形で今議論を進めています。また、この着床前診断は、ゲノム編集のヒト胚の応用とも根を同じくするような倫理的な問題もはらむということで、合同で学術フォーラムを開催したところです。意思の表出に向けて今準備中です。

関連学協会との連携に関しては、ここに示しているとおり、情報共有と、それからコロナに関しては医学会連合と協力してやっていくということだけ付け加えておきます。

あとは、シンポジウム等の二部関連のものが並んでおります。主催が学術会議となっているものは学術フォーラムです。私からは以上です。

○望月眞弓副会長 武田部長、ありがとうございました。それでは、続きまして第三部の 吉村部長からご報告をお願いいたします。

○吉村忍会員 第三部長の吉村です。三部の報告も本当に簡単にさせていただきたいと思います。

体制、分野別委員会等につきましては、既にご承知のところと思います。あと、三部に

関しましては、附置分科会は1つなんですけれども、全体の報告でもありましたように、 課題別委員会に参加が深く関わっているものもたくさん動いております。また、連絡会議 に関しましても、3つの連絡会議それぞれに深く関わって活動をしております。

三部の部会の中で、いろんな議論を行っておりまして、特に今年8月に久しぶりに対面も含めたハイブリッドの夏季部会を開催いたしまして、選考方針、また予算、会員の任命問題等について意見交換を行い、さらに未来の学術振興構想、これも三部からもたくさん提案が出てくる関係で、それについての説明、また意見交換を行いましたし、あと研究力強化につきましても説明をいただいて意見交換を行ったところです。意見の例というのは、この資料に記載されておりますので、参考にしていただければと思います。

学術フォーラム、また公開シンポジウムにつきましても、学術フォーラムは全体ですけれども、三部の分野別委員会、分科会等が起点になって企画が行われ、開催されておりますし、あと公開シンポジウムに関しましても極めて多数の活動が行われているところです。あと、理学・工学系学協会連絡委員会は大体年に1回開催するということですが、こちらの中でも学術会議全体に関する取組、また学協会との連携、あるいは学協会の間のいろんな課題について意見交換をするという活動をしております。

簡単ですけれども、三部の報告は以上とさせていただきます。

○望月眞弓副会長 吉村部長、ありがとうございました。それでは、各活動報告についての質疑応答に移りたいと思います。これまでのご報告について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。オンラインの方もいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にご質問、ご意見等ございませんでしたので、本件についてはここまでと させていただきます。ありがとうございました。

[会員候補者選考方針の改正]

○高村ゆかり副会長 それでは、望月副会長から引き継ぎまして、ここからの議事を会長 に代わって進めさせていただきます。

続きまして、資料6の提案の2、第26期日本学術会議会員候補者の選考方針の改正についてを議題といたします。資料の並びでいきますと、資料の5は、この本議題の次に取り扱います。まず、提案の内容につきまして望月副会長からご説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

○望月眞弓副会長 資料の6をご覧ください。第26期日本学術会議会員候補者の選考方 針の一部改正についてのご提案でございます。会長に代わりまして望月からご説明をさせ ていただきます。 ページをおめくりいただきまして、改正についての内容を左右の対照表で示してあるものでございます。右側が改正前、左側が改正後になります。まず、題目でございますが、選考方針第26期という形で改正前はなっておりましたが、実際には今回選考する会員は26-27期の会員ということになりますので、そこを改めさせていただいております。それに関連する部分として、候補者名簿の承認につきましても、「総会に承認を求める第26から27期の会員候補者の確定」という形で文言を厳密に書かせていただくようにいたしました。それから、候補者名簿の承認のところ、その次の行も「第26-27期」という形にさせていただきました。

会員候補者の専門分野の構成の中の「会員は満70歳に達した時に退職することとされていることを念頭に」うんぬんの後の文章でございますが、「原則として第26期を通じて会員として日本学術会議の活動に貢献しうる者を会員候補者とする」という言い回しのところでございますが、今回、26から27期ということにさせていただきました関係で、原則として会員の任期を全うできる、会員の任期は2期、トータル6年でございますので、そういう形で変更をさせていただいてあります。

これが主な変更点になります。後ろの参考の1のところに変更した選考方針についてはお示ししてございますので、ご覧になってください。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。皆さまご存じのとおり、4月に総会で承認をいただいた選考方針について、一部の改正の提案でございます。本件についてご質問、ご意見のある会員がいらっしゃいましたら、会議場参加の方はお手を挙げて、あるいはネームプレートを上げてお知らせください。オンラインご参加の先生方は手挙げ機能などをお使いいただければと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今、望月副会長からありましたように、基本的には「第26期」と書いていたところを「第26-27期」と正確に記載をするという表記上の改正かと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、こちらの資料6の提案の2につきまして承認がされたということを確認した いと思います。どうもありがとうございます。

[非公開審議の承認について]

- **○高村ゆかり副会長** それでは、続きまして会員及び連携会員の選考を議題といたします。 会長からこの議題の取り扱いについて、まずご説明をお願いしたいと思います。
- **○梶田隆章会長** ありがとうございます。本議題を非公開審議として取り扱っていいかど うかにつきまして、皆さまにお諮りさせていただきます。総会は公開で行っておりますが、

日本学術会議会則第18条第4項ただし書きの規定により、必要があると認められる場合、会長は議決を経て非公開とすることができるとされております。資料5については、公開されております選考方針などにおいて進めている具体的な選考の手続きなど、会員及び連携会員の選考の過程に当たって、当面公開になじまない情報が一部含まれておりますので、その観点から審議を非公開とさせていただきたいという提案です。ご審議のほど、お願いいたします。

○高村ゆかり副会長 ただ今、会長からございました、この議事の審議につきまして、非 公開とするということについてご質問、あるいはご異議、ご発言ご希望の方はいらっしゃ いますでしょうか。

オンラインの先生方、もしございましたら手挙げ機能、チャットでお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

○梶田隆章会長 ありがとうございます。それでは、本議題は非公開で審議を行います。 午後の審議は公開で行う予定ですので、午後の総会冒頭から動画の配信を再開いたします。 それでは、傍聴用の動画の配信を停止させていただきます。また、会場で傍聴されている 方はご退室をお願いいたします。

[傍聴者退場]

「傍聴者入場〕

○高村ゆかり副会長 それでは、時間となりましたので、少し超過してしまって恐縮ですけれども、午前中の総会はこちらで終了といたします。事務局から連絡事項をお願いいたします。

○企画課長 事務局でございます。この後、学術会議の庁舎内で昼食を取られる方は、各部会の会議室でお願いいたします。第1部会は5階の会議室、第2部会及び第3回部会は6階の会議室を開放しておりますのでご利用ください。午後の総会は14時30分から開会いたします。会場でご参加の先生方は、少し早めにお席にお戻りいただき、受付を済ませてくださいますようお願いいたします。講堂にお戻りいただく際には、再度、受付で本人確認をさせていただきますので、学術会議会員証または顔写真付きの身分証をお持ちくださいますようお願いいたします。オンラインでご参加の先生方は、午後の総会についても再度、本人確認を行わせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○高村ゆかり副会長 全体のスケジュールからいたしますと、13時から部会開始として おります。ただ、ご判断は各部のところで開始時刻の調整をしていただいても結構かと思 います。13時開始というのを原則としつつ、ご判断を委ねたいと思います。

○武田洋幸会員 ここで判断していいですか、第二部長の武田です。15分遅らせて開催 で私はいいと思います、第二部会は。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。各部の部長から13時15分からの開始というふうに今お話しいただきましたので、13時15分開始でご準備をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

[昼 休 憩] [再開(午後14時37分)]

[日本学術会議の在り方に関する政府方針への対応①]

○高村ゆかり副会長 それでは、午後の総会を開始させていただきたいと思います。学術会議の在り方に関する政府方針への対応を議題といたします。資料の7をご覧いただければと思います。本日は内閣府総合政策推進室の笹川武室長にお越しいただいております。笹川室長から政府方針についてご説明をいただきたいと思います。笹川室長からのご説明を伺った後に、会員の皆さまからご質問、ご意見などご発言をいただければと思います。それでは笹川室長、ご説明をお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○**笹川室長** 梶田会長、役員の皆さま、そして日本学術会議の会員の皆さま、いつもお世話になっております。ご紹介いただきました、内閣府総合政策推進室長の笹川でございます。本日はお時間いただきまして、政府の基本方針についてご説明させていただきます。

一昨日、12月6日火曜日に、日本学術会議の在り方についての方針を担当大臣の後藤大臣から発表させていただきました。11月末に梶田会長からも談話をいただきまして、方針を早く公表して、内容をこの総会でぜひ説明するようにというお話でございましたので、われわれも作業を急ぎまして、何とか本日ご説明させていただく次第になりました。この内容は、今後も引き続き詳細を検討していかなければいけませんし、当然それに当たっては学術会議の皆さまのご意見も伺っていくということでございますが、まずは現時点で考えていることを説明させていただきます。

最初に少し経緯等々お話しさせていただきます。学術会議の在り方の見直しについては、 令和2年10月に当時の井上大臣に対して、梶田会長から、提言機能、情報発信等の強化 などについて検討を進めてみるというようなお話をいただきまして、昨年4月に『より良 い役割発揮に向けて』というレポートを取りまとめていただいたところ、そして現在までこれに基づいて積極的に自主的な改革を進めていただいているものと承知しております。 政府といたしましても、日本学術会議が国民から理解され、信頼される存在であり続けるためには、どのような役割、機能が発揮されるべきかという観点から、学術会議のより良い役割発揮に向けて、あるいは本年1月にCSTI有識者議員懇談会から出てきました報告など、あらゆる要素を考慮しながら検討してきたものでございます。

最初に基本的な考え方ですけれども、資料とともにご覧いただきながら聞いていただければと思います。

1枚目の2番目のパラグラフになりますけれども、グローバル化の進展に伴って、地球 規模の課題など政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まっ てきた。また、世界が直面する重要課題などについて、政府などと、学術会議、連携を深 めながら取り組んでいくということが、岸田内閣が取り組む科学技術立国の実現のため、 さらには国のため、国民のために不可欠であるという2点、この辺りを出発となる基本認 識としております。

そのような認識の下で、3番目のパラグラフですけれども、政府、産業界あるいは社会、 国民などと広く学術会議が問題意識などを共有しながら、中長期的・俯瞰的分野横断的な 課題に対して、時宜を得た質の高い科学的助言を行っていく機能を抜本的に強化していっ てほしいと考えている次第でございます。ちなみに、ここで「機能等」というふうに書い ていますけれども、これはわれわれとしても科学的助言にとどまるものではなくて、例え ば国際活動等々含めてもっと広くいろいろ活動されておりますので、幅広く考えていると いうことでございます。このため、国あるいは産業界等との連携、対話の強化という観点 からは、設置形態については国から切り離してしまうよりは、お互いが近くにいるほうが いいだろうということで、日本学術会議は国の機関として存置した上で、活動運営の透明 化あるいはガバナンスの強化といったことを図っていくという方針を取りまとめたもので ございます。

国の機関のままというところは大事なポイントですので、もう少し補足的に申し上げます。先生方、ご存じの方も多いと思いますけれども、与党である自民党をはじめとして、 学術会議が独立して職務を遂行するということであれば、むしろ国からは独立したほうが 整合性が取れるのではないかというような強いご意見をわれわれはたくさんいただきました。

25期の任期満了を目途に、国から独立した法人格を有する新組織としての出発が望ましいというような意見、提言までもございました。そんな中で内閣府としては様々な要素を考慮した上で、若干重複になりますが、科学技術立国の実現や、現下の重要課題に対応していくためには政策立案に科学的知見を取り入れて、世界が直面する課題に、政府、学術会議が連携して取り組んでいくことが不可欠であると考えて、そのためにはやはりアカデミアとの相互理解、連携といったものをこれまで以上に大切にしていくことが何よりも

重要であると考えました。そこで、国のままという設置形態は維持しつつ、中長期的課題・ 俯瞰的分野横断的課題に、国、経済界などの関係者と、問題意識や時間軸、それからそれ 以外にもいろいろな考慮すべき諸事情ございます。そういったことの認識を共有しながら、 質の高い科学的助言をタイムリーに行っていただけるように、活動、運営の透明化、ガバ ナンス強化などを図っていただきたい。政府としても、学術会議とコミュニケーションを 取りながら、必要な枠組みを整えて改革を後押ししていきたいという結論に至ったという ことでございます。

少し長くなりましたけれども、ご理解いただければ幸いでございます。この後、各論、少しずつご説明させていただきますが、具体的に法律のどの条文をどう改正するのかというのは、これからまさに中身ともども考えていく、詰めていくということですけれども、これから述べるような内容の見直しを行うためには、おそらく法律改正が不可避だろうと考えておりますので、今後、学術会議の意見も聴きながら、法制化に向けた作業を進めていきたいと考えております。よろしくお願いしたいと思います。これが4パラ目でございます。

方針の各論について、少しずつ簡単にご説明させていただきます。 2ページ目をご覧ください。

本当の各論に入る前にもう一つ申し上げておくことがございます。それは、この政府の方針は、学術会議が去年作られた『より良い役割発揮に向けて』の内容、あるいは皆さんがこれまで行ってきた自主的な改革の取組を否定するようなものでは毛頭ございません。むしろ基本的な方向性、あるいは考え方といったものは共有した上で、よりスピード感を持ってもっと進めていこうというスタンスに立って作らせていただいたものでございます。例えば行政、産業界、地方公共団体などとの対話機能の強化、双方向のコミュニケーション、それから学術会議の意思の表出には中長期的視点、俯瞰的視野、分野横断的検討の3点が担保されていなければいけない。あるいは会員選考における説明責任の強化、透明性の向上、会員構成の多様性、こういったことは『より良い役割発揮に向けて』の中でも書かれていたことですし、われわれも非常に大事だと思っている点でございます。さらに、会員には優れた研究業績だけではなくて、分野横断的な見識とか異分野との対話能力がいるんだ、社会との対話能力も必要だ、そういったことも全く同感でございます。したがって、繰り返しになりますけれども、今回のわれわれの方針を貫く考え方というのは、ある意味全て先生方の『より良い役割発揮に向けて』の中にも書かれていることであるという認識を持っております。

ただ、先ほど言いましたとおり、そして1月のCSTIの報告でも書かれていましたが、 学術会議が国民から理解され、信頼される存在であり続けるためには、やはり必要な改革 というのは一定の時間軸の下で迅速に実施して、活動や運営に反映していかなければいけ ない、そういう必要があると思っております。そういう観点からは、若干失礼な言い方に なるかもしれませんが、やはりもう少しスピード感を持って、もっと抜本的に進めていた だけないかなという気は正直しているところでございます。もちろん、いろいろ経緯などあるでしょうし、それからCSTIの議論の中でも、先生方、学術会議の会員としては非常勤であって、大学の先生などなどの本職もあってお忙しいんだというようなことは重々伺いましたけれども、いずれにしてもわれわれがやろうとしていること、考えていることは、まずはこれまでの学術会議の自己改革の成果を法律に取り込んで、後戻りしないように後押しして、さらなる改革を後押ししていく、そういうことでございます。

前置きが長くなりましたけれども、具体的な内容に、ここから2ページ目の最初に入っていきます。

まず、活動運営の透明性の向上ですとか、あるいは政府、産業界、社会などとの対話の促進を図るために、3年ごとの期というものを超えた中期的な、例えば6年ぐらいの活動方針とでもいうべきものを策定して、対外的にも明らかにしていただきたいと考えております。今までも期の初めには、会長名の紙を出すとか、あるいは今回で言うと『より良い役割発揮に向けて』がそうなのかもしれませんが、何らかのそういったことは表明されてきたわけだと思います。重点的に取り組む事項、あるいはその期を通じて実現しようとしていること、そういったことを明らかにしていただいているわけですけれども、それをやはり法律上のルールとして、法律に基づいてしっかりやっていただくことにより、さらに透明性や対話の促進につながっていくのではないか、そういうことに役立てていきたいということでございます。

それから、次にその紙の1ぽつ、2ぽつ、3ぽつ辺り、全体的に関わってくることです けれども、そういった政府等との関係者と問題意識を共有しながら、特に新たな分野とか、 融合分野なども含めて、中長期的・俯瞰的分野横断的な活動を推進していく、そのための 必要な体制を整備していっていただくという必要があろうかと思います。具体的には3つ ほど申し上げますけれども、まずは2ぽつにございますとおり、そういった関係者と問題 意識などを共有しながら、タイムリーな質の高い助言を行うためには、政府、経済界など との対話、レビュー、情報発信あるいはフォローアップなどが適切かつ確実に行われるよ うに、これまで以上の努力をお願いしたいということでございます。今でも科学的助言等 対応委員会などを置いていただいて、審議手順等を定めて、同じような問題意識で対応さ れているものと思いますけれども、それで十分なのか、実際にどのくらいそれが実効的に 機能しているのかといったような問題意識でございます。詳細は今後検討ということです けれども、例えばこの委員会は、科学的助言活動の全体の把握ですとか、レビューだとか、 そういったことを中心に活動されているのだろうと受け止めていますけれども、一方で委 員会・分科会の横の連絡だとか、合同審議、あるいは緊急案件への対応といったのは、幹 事会のリーダーシップの下でも行おうとしているのだろうと思います。だとすれば、そう いった調整的な機能と、それからクオリティーの確保というような面と、両方一つにまと めて強化していくというのも考え方ではないかということでございます。

それから2点目、3ぽつですが、委員会・分科会の在り方について、これも学術会議の 先生方が、既に設置や活動の見直しに向けて、昨年の総会でも議論されて、横断的な審議 だとか緊急案件への対応などの観点から見直しを進められているものと思います。

その後、1年ぐらい経って、どのぐらい進んでいるのか、その辺りの進捗状況も見なが ら、より機能的な運用に向けて必要な取組を進めていただきたいという趣旨でございます。 それからもう一つ、1、2、3全体的に散らばった問題意識ですけれども、1枚目の最 初に書いていた、グローバル社会が直面している地球規模の課題ですとか、新興技術と社 会との関係に関する課題などについては、われわれとしてもぜひ学術会議から質の高い科 学的助言をタイムリーにいただきたいと考えております。こういった分野については、例 えば選考委員会枠を順次拡大して、関係する先生方の数を少しずつ増やしてくるとか、あ るいは一つの例ですけれども、カーボンニュートラルに関する連絡会議というようなもの を設置されているということは承知しております。ただ、われわれから見ると、こういっ た分野というのはもっと抜本的に拡充してほしいという思いがございます。政府あるいは 産業界、社会のニーズ、期待に応えるためには、こういった分野、こういった活動を支え る新しい部のようなものを創設して、この分野での活動をさらに手厚くしていただけない かということも考えている次第でございます。SDGs あるいは Society5.0 などでは、日本 の国際的な役割、国際的な期待が非常に高まっていると承知しております。そうだとする と、現在の3つの部の体制を前提に、それぞれの部に所属する関係する先生方が課題ごと に集まってきて、協力して取り組むという形よりは、情報、環境といったような分野に関 係する先生方を新しく一つの部にまとめていただいたほうが、重要な新分野、融合分野に 対する学術会議のポテンシャルをさらに高め、発揮していけるのではないかと思い、その ような期待もしている次第です。それから、特に私が思うのは、体制強化ということも大 事ですけれども、それにとどまらず、この分野に取り組んでいく学術会議の役割あるいは 姿勢、意気込みといったものを、こういう形を通じて国の内外に明確に示していただくと いうことにもつながるわけですので、国民から見て理解され信頼される学術会議であり続

以上が、簡単ですが科学的助言の部分についてのご説明でございます。 次に4ぽつ5ぽつに入ってまいります。

けるという観点からも、意味のあることではないかなと考えている次第です。

まず4ぽつです。ここは必要な資質ですとか会員構成のバランスなどについて書いておりますが、先ほど申し上げたとおり、基本的に学術会議における取組と同じ方向性だと思いますので、あえてコメントはいたしません。その方向でさらに進めていけるようにということでございます。こういった事項を法律上もはっきり書いていったらどうかということです。

それから次に5ぽつで、会員の選考等々について述べています。ここは会員あるいは連携会員に限らず、知見を有する外部の方々からも、会員の候補者としてふさわしい方の推薦をいただく仕組みの導入、それから選考について意見を述べる第三者委員会を設置する、

そういったことを通じて高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用され、選考、推薦及 び内閣総理大臣による会員の任命が適正、円滑に行われるようにしていくということが大 事だろうと思っております。

幾つか付言しますと、まず報道など見ると、第三者による推薦という言葉が特出しされていて、ちょっと誤解があり得るかなと思うので申し上げておきます。当然、会員などによる推薦を廃止するということでは全くございませんし、第三者が内閣総理大臣に対して直接、会員の候補者を推薦してくるということでもございません。

第三者からも会員・連携会員の候補者の候補となる者を学術会議に対して推薦してもらって、候補者の候補の裾野を広げていく、それを選考委員会が第三者委員会の意見も聴きながら絞っていく、選考していく、そういうことでございます。意見を聴くというのは、当然、意見を尊重していただくということですけれども、そういったプロセスを通じて選考に透明性ですとか外部の視点を入れて、結果として会員構成の多様性なども確保されていくだろうという意味合いです。

それから付言の2点目は、第三者委員会が意見を述べる対象というのは、詳細はこれも 今後検討ですけれども、基本的には選考に関すること、選考のルール作成とか候補者の選 考でございまして、例えば運営等に、ということは少なくとも現時点では考えておりませ ん。この点は一昨日の記者会見で後藤大臣からも明確に答弁があったとおりでございます。

3点目、この第三者委員会の構成メンバーといったものもこれから検討でございます。 すみません。したがって、現在これ以上は細かく説明できるものではございませんけれど も、基本的には学術会議と対話、連携、コミュニケーションをしていく相手方あるいは科 学的助言の受け手というようなイメージなのかなと思っております。これも全てがそうだ とか、ほかにたくさんあるとか、そういうことではございません。これから検討でござい ますが、一つのイメージとして申し上げておきます。

それから4点目、最後、委員を誰がどう任命するか。これもすみません、これから検討でございますけれども、学術会議の独立性ということを踏まえれば、そこは一定の手続を経た上で、最終的には会長が任命されると考えるのが自然ではないかなと私は思っているところでございます。

それから6ぽつに移ります。評価・検証です。学術会議は独立して職務を行うとされているので、ほかの行政機関以上に透明、厳格な自己評価を行う仕組みを整備していただく必要があろうかと思います。外部評価については、現在でも会長が外部評価有識者を委嘱して行っているということは承知しておりますけれども、私自身、これまでの外部評価書に目を通してみましたけれども、僭越ですが、かなり穏やかな内容にとどまっているなという印象は受けました。例えば普通の行政機関でやっているような行政評価、政策評価であれば、通常は最低限、目標や評価の基準などを明確に定めています。それから外部評価の結果が次の期の活動にどれだけ活かされているのか、そういったことも本来フォローアップしていくはずですけれども、その辺どうなっているのかということで、国民から理解

され信頼される存在であり続けるためには、やはりこの際そういったこともこれまで以上 に意識的に取り組んでいただいたほうがいいんじゃないか、そういったことを法律上もあ る程度ルール化できないかということを考えている次第です。

それから、この紙の最後といたしまして、8番目の経過措置というか、フォローアップという部分でございます。ちょっと気が早いかもしれませんが、仮に法律が通った場合、先生方の任期を考えると、改正法の施行後3年、6年というのを一つの目安として見直しを行うという、いわゆる見直し規定も置いたらいいのかなと思っております。ここも誤解のないように申し上げておきますと、一昨日の後藤大臣の記者会見で明確に答弁がありましたけれども、読んでいただければ分かるとおり、学術会議の改革の進捗状況など勘案しつつ検討を加えて、「必要があると認められる時は」国とは別の法人格を有する組織とすること「も含めて」というような書き方をしていますので、法人化を前提として議論しているわけではございません。

あくまでも改正法に基づいて、あるいは今までの『より良い役割発揮に向けて』に基づいて、しっかり改革していくというのが大事だと思っております。

以上、大体内容を申し上げました。最後にスケジュールについてです。今後、先生方のご意見を伺いながら、具体的な措置の検討を進めていって、それで1枚目の下のほうに書いてありますけれども、先生方の任期も踏まえて、できるだけ早期に必要な法案を国会に提出したいとわれわれは考えております。後藤大臣からは、一昨日の記者会見で、任期を考えるとできれば次期通常国会での法案提出を念頭に置いて、必要な調整を図っていきたいというふうな説明があったところでございます。政府としては、令和5年10月の会員等の改選は、必要な見直しを経た新しいプロセスで行っていくのが適当ではないかと考えておりますので、それに向けての法案のスケジュールもこのように考えている次第でございます。

関連して、あくまでもその経過措置を含めた施行のタイミングは今後詳細を検討しますが、次期選考はより透明、厳格な新しいプロセスでと考えるとすると、それとの関係で、令和5年10月の次期改選は、恐らく今、選考作業が始まりつつあるだろうと思いますけれども、仮に改正法が次の国会で成立すれば、準備に必要な期間、過去のこういった改正の例を見ると1年から1年半ぐらいかと思いますけれども、そのぐらい延期して、新しいプロセスで行うということにならざるを得ないのではないかと考えている次第でございます。

以上が経緯、基本的な考え方、方針の概要・スケジュールでございます。繰り返しになりますけれども、詳細な内容については今後、先生方のご意見を聞きながら具体化していきたいと考えておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

長くなりましたが、以上でございます。

○高村ゆかり副会長 これからただ今のご説明を受けて、会員の皆さまのご意見、ご質問をいただき、内閣府笹川室長からお答えいただきたいと思います。初めに、まず梶田会長から口火を切っていただこうと思っております。梶田会長のご発言の後、改めてご参加の会員にご発言をお願いできればと思います。それでは会長、お願いいたします。

○梶田隆章会長 では、笹川室長、本日は学術会議の在り方に関する政府方針をご説明いただきましてありがとうございました。この政府方針の冒頭で、グローバルな様々な難題に政府と学術会議が問題意識を共有して取り組む必要性が強調されていますが、そのとおりだと思います。まさにそのような協力関係を構築するためにも、政府と学術会議との間で建設的な対話のできる環境が整えられる必要があると強く感じるところです。

それで、政府方針では、政府と問題意識や時間軸等を共有しつつということが再三にわたって言及されていますが、これに関連して、まず最初に質問させていただこうと思います。今も申し上げたとおり、政府とアカデミアが意思疎通を図りながら現在の世界が直面する難局に当たるべきというのは、まさにそのとおりだと考えます。

その一方で、学術には一国に限定されない普遍的な価値と真理の追求という独自の役割があります。これには一国単位の利害には左右されず、知の探求を通じて人類全体に奉仕するという意味があります。実際、学術会議は多様な国際活動を通じて、世界のアカデミアと協力して、こうして役割を果たすことにも尽力してきております。その意味で、日本学術会議が取り組むべき諸活動の全てにわたって常に政府と問題意識や時間軸を共有するとは限らず、一国に限定されない普遍的な価値と真理の追究を通じて、人類全体に奉仕するという学術の独自の役割に則した活動を展開する必要があると考えています。

さらに、学術会議では、学術の立場から、まだ顕在化していない問題も含め、中長期的 視点で私たちの社会や、人類、さらには地球の将来のことに関する重要な課題を議論し、 社会に問うことも極めて大切だと考えています。この意味でも、どちらかといえば現実の 課題を解決するために検討を重ねる政府とは少し違う問題意識や時間軸を持って課題を提 起し、社会に問うこともまた学術の役割であると考えています。この点につきまして、今 回の政府方針策定において、どのようにお考えだったのかをお教えいただければと思います。

それから、世界の自由と民主主義を尊ぶ諸国のアカデミーでは、こうした役割を果たすため、共通の性格を備えています。それは本日も参考資料として入れていますけれども、『日本学術会議のより良い役割発揮に向けて』の中で、私たちはナショナルアカデミーの5要件と呼んでまいりました。政府方針の策定に当たりまして、この点はどのようにご配慮いただけたのか、以上2点につきましてまず最初にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高村ゆかり副会長 会長、ありがとうございます。それでは笹川室長、お願いできますでしょうか。

○笹川室長 お答えさせていただきます。特に1点目のご質問は非常に格調が高いので、私からうまく答えられるかどうか若干不安でございますが、基本的な認識は、今、会長がおっしゃったことも含めて共有しているつもりでございます。すなわち、一国がよければ世界がどうなってもいいというような、そういう話ではないわけで、そこはわれわれも共有していると思います。真理の探究ですとか、あるいは顕在化していない問題の探求、それもおっしゃるとおりで、われわれが期待しているのはまさにさっき先生もおっしゃったとおり、どちらかと言うと具体の意思決定、価値判断をしていくわれわれとは違う立場から、問題の論点の整理、提示や、あるいは選択肢の提示などを客観的かつ中立的に行っていただくと、そういうことなのだろうと思っております。併せて、時間軸と言っていますけれども、何でもかんでも今日の明日でという話ではないだろうということも承知しております。ただ、大きな方向、やはり国のため、もっと言うと世界のために何が必要かと、そのためにどのぐらいのスパンで何が要るか、そういったことは共有しながらやっていきたいと、抽象的に言うとそういうことでございますので、個別の話にいくとまた分かりませんけれども、基本的な考え方、方向性は今、会長の問いかけに全く同感でございますし、政府の中でもそこは共有されているものと思っております。

それから2点目、5要件のお話でした。5要件については、私もというか、われわれも 『より良い役割発揮に向けて』というのは読ませていただいておりますし、CSTI有識 者議員懇談会でも何度か話に出て、お話を伺った次第でございます。

この点につきましては、学術会議が世界のアカデミアから分析して立案されたご主張であるというふうに位置付けを伺っておりますので、われわれといたしましては、学術会議の見解、一つ一つにコメントする立場ではないだろうと思っております。ただ、今回検討するに当たりまして、当然、独立性ですとか、そういった基本的な理念については十分配慮して考えてきているつもりでございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、これから会員の皆さまからご質問、ご意見をいただいていきたいと思います。できるだけ多くの方にご質問、ご発言をいただきたいと思っております。大変恐縮ですけれども、ご発言はできるだけ簡潔に、ポイントをまとめていただくことをお願いしたいと思います。

それでは、まず和田会員、その後、栗田会員お願いいたします。

○和田肇会員 第一部の和田と申します。私の専門は法律です。

2つご質問があります。今回のこの文書の中を見ますと、現在の法律でも内閣府と学術 会議がコミュニケーションを密にしてやっていかないといけない。それで改革するともう 一つ、法律を改正しないといけないというところが出てきますけれども、実際に現在の日本学術会議法の重要な改正がどの部分を触ろうとしているのか、細かなことまではまだ詰めていないとおっしゃいましたが、どの部分をこの改革の中で触れるのか。来年の通常国会に改正案を提案するとおっしゃられていますけれども、そのためにどういう議論をされているのか教えていただきたい。それが第1点目です。

2点目は、今回この方針が示されましたけれども、これから法案化していく際には、さらに法律だけで決められるわけではなくて、政省令か何かで手だてしていかないといけない部分があるんですけれども、そういうプロセスがどうなるのか。先ほど、この法改正がされても、実際に施行に移すのは少し後になるとおっしゃいましたけれども、どういうタイムスケジュールをお考えになっているのかということを、2点目としてお聞きしたいです。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、笹川室長、お願いいたします。 来年の通常国会というお話でしたので、年明けすぐに開会される通常国会というご説明だったと思いますけれども、お願いいたします。

○笹川室長 ここは両方とも、まさに先生方のご意見も伺いながら、あるいはそれ以外の関係者の意見も伺いながらということですので、現時点でなかなか申し上げにくいところでございます。実際、何か条文がもうできていてということでは全然ないので、そこは難しいんですけれども、まず1点目は、ややご質問の趣旨と離れているかもしれませんが、どこまで法律で書くかというのは、やはりそこも先生方のお話も伺いながらということなのかなと思います。おっしゃるとおり、「方針」の中には法律で書かないと絶対できないことはたぶん入っていますし、書かなくてももしかしたらできることというのも入っているのだと思います。そこはわれわれも頭の体操を少しずつしているところでございますけれども、またお話も聞かせていただきながらと思っています。

それから2点目の、法案作成を越えたしばらく先のスケジュールですけれども、ここも 現時点ではあまり申し上げにくいところですが、法案は次の国会に出そうと思っています ので、普通にいくと年度内に法案が出てきます。もし国会で首尾よく通していただければ、 それから少し先に成立するということになりますが、過去2回、日本学術会議法の大きな 改正をやった時の例を見ると、詳細を調べきれたわけではございませんが、先生方の任期 を延ばしたり縮めたりしながら調節して、法律の施行のタイミングから、1年から1年半 ぐらいで選考・任命をやっているようでございます。

おそらくそこが本当に1年、1年半なのかというのはまた置いておいてですけれども、 法律ができてから先生おっしゃるとおり会則を作ったり、あるいはこちらで言うと府令を 作ったり、場合によっては政令を作ったりと、そういうプロセスは入ってくるのでしょう し、そういったルールをある程度作ってから、選考だとか具体の手続も動くのではないか と、そう思っているところでございます。中途半端で申し訳ないですが、今言えることを 申し上げます。

○高村ゆかり副会長 よろしいでしょうか。もしフォローアップのご質問ということでしたら。

○和田肇会員 過去の法律改正の時には、任期もずらしながら対応されたというのは存じ上げているんですけれども、今回もそうだとすると今私たちが進めている、あるいは進めようとしている手続と齟齬(そご)が出てくるのではと思うんですけれども、そういうことも含めてお考えなんでしょうか。

○**笹川室長** 具体的な時間設定、回し方はまさに詳細をこれから検討ということですけれども、先ほども演台のほうで申し上げたとおり、次の改選はわれわれとしては新しいルールでやっていただきたいと思っていますので、法律が施行され、準備を整えるということになると、今の始めつつあるプロセスとはおっしゃるような緊張関係が出てくるのだろうと思っております。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。もしまた追加がございましたら、改めて手を挙げて教えていただければと思います。

では、第一部の栗田会員、お願いいたします。その後、第一部の小林会員が挙げてらっしゃると思いますので、小林会員お願いいたします。

○栗田禎子会員 会員の栗田と申します。専門は歴史学です。

詳細なご説明、笹川室長ありがとうございました。ごく手短に3点ほど伺いたいと思います。

一つは、今、詳細にご説明いただきまして、後半の特に個別の説明をいただいた中では、 科学的助言機能の強化ですとか、あるいは多様な分野や地域や年齢、なぜジェンダーが入 っていないのか、あれ?と思ったんですが、分野とか活動とか年齢等のバランスを取ると いったことも含めて、笹川室長自身おっしゃったように、かなり学術会議でこの間進めて きた『より良い役割発揮に向けて』の検討と重なっていると思いました。その意味で共感 する点が多々あったとともに、逆に学術会議の会則とか内規とかを整備していけばクリア できる問題が多いのではないか。なぜ法改正が必要なのかというところ、実際の法改正を しないとクリアできない点もあることはおっしゃっておられたんですが、具体的になぜこ のタイミングで日本学術会議法改正、しかも来年の通常国会で出すというふうなことが必 要なのか、それが最初の疑問としてございました。

2点目は、もう少し、だんだん重い論点になってくるかもしれません。2点目は内容的 なことで、今、梶田会長がさっきおっしゃったことと重なるんですけれども、詳しい個別 のご提言についていろいろ共感する点もありながら、一番違和感を感じ続けたのは、やっ ぱり「政府等との問題意識の共有」というキーワードでした。まず「政府等」というのは 何なんだというのを最初に読んだ時、感じたんですが、今日、口頭では産業界もしくは経 済界というふうに補ってらっしゃったので、政府とそれから産業界もしくは経済界のこと をおっしゃっているかと思うんですが、学術会議というのはそもそもどういう組織かとい うことを、私は歴史学なので、歴史的な沿革も考えた場合に一番疑念を覚えるのは、科学 や学術を担うアカデミアが最初から政府とか産業界と問題意識が一致していたらまずいん じゃないかと思うんですよね。問題意識はそれぞれ、政府は政策、行政の立場から、ある いは産業界の方々は経済発展の立場からで、やっぱり学術会議は科学や学術の立場から、 それぞれ別の方向からアプローチしていって、その上で今後の社会は実はこういうふうな 仕組みが必要なんだとか、あるいは今後の産業等の在り方はどうあるべきなんだみたいな ことを、お互いが独自の基準で考えていって、最後に共通の問題意識が形成されるべきで あって、最初から政府と産業界と学術会議が問題意識を共有していると、これはまずいと。 生産的なことにならないと思うんですね。

その意味で、やっぱり学術会議というのは、政治の理論で考えた時の結論と、それから 産業の理論で考えた時の結論と、それぞれ突っ走ってしまうと戦争になってしまったり、 環境破壊になってしまったりするので、そうやってひと味違う別の観点から独立して提言 をするというところに意義があるので、最初から問題意識をそろえてしまってはまずいだ ろうと、それが第2点目としてございました。

あと第3点目ですが、これは今日言おうか言うまいかと迷ってはいたのですが、法律改正が必要だということをおっしゃったのであえて伺いたいと思うんですが、詳細はご説明いただきまして、われわれ、ついこの詳細な案件を議論したくなるんですけれども、そもそも今回の日本学術会議法の改正が必要だという議論がどういう文脈で、あるいはどういう構造の中で出てきたかということを、どう説明されるのかということですね。具体的には、先ほど笹川さん自身もおっしゃっていたんですが、やっぱり誰も否定できないことですが、2020年の10月に当時の菅首相による学術会議会員任命拒否問題というのがあって、その時、大きな議論が沸き起こった。その中で、さっき内閣府も与党との緊張関係の中でご苦労されているというお話があったので、言わずもがなのことなんですけれども、任命拒否問題を解決してほしいというふうに学術会議は言い続けたわけですけれども、何か、マスコミの言い方では、論点ずらしと言うんでしょうか、学術会議の在り方をそもそも見直さなければみたいな話に、特に政府、与党のほうで話が誘導されてしまって、いつの間にかそういう学術会議の在り方を変えろみたいな議論になっていったわけですね。学術会議では、私たち大人の対応といいますか、これまでずっと「より良い役割発揮」の議論をする時に、これは任命拒否問題とは一応切り分けようと、任命拒否問題にどう対応す

るとしても、一応どんな組織だって自己改革が必要なので、自己改革のための議論は必要だということでやってきたんですが……。

○**高村ゆかり副会長** ご発言をまとめていただけますか。

○栗田禎子会員 分かりました。法改正ということをおっしゃったので、なぜ法改正が必要なのか、その法改正の議論がどういう構図の中で生じているというふうに国民に対して説明できるのか伺いたいと思いました。具体的には、今日、法改正とおっしゃったのであえて伺うんですけれども、現在、現行の日本学術会議法、これは新法ができるまでは、その前日までは有効性を持っているわけですが、210名の会員からなるということが明記されているのが、当時の菅首相の、今、岸田首相がそれを容認されたわけですが、判断によって6名が任命されないままになっているという、要するに現行の学術会議法に反する状態が生じてしまっているということをどう捉えてらっしゃるのか。それと関連して、今日の詳細な文章の中でも、今後、内閣総理大臣による任命が「適正かつ円滑に行われるよう」必要な措置を講じると書いてらっしゃるんですが、現在、内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われてきたと考えておられるのか、そこをご説明いただきたいと思います。

以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。大変恐縮ですけれども、質問、発言は簡潔にお願いいたします。まだたぶんご発言ご希望の方が多くいらっしゃると思います。会場の方、プレートを立てていただきますと、発言ご希望がすぐ分かるかと思いますので、ご発言希望の場合はお願いできればと思います。

笹川室長、お願いいたします。

○笹川室長 積極的にいろいろご質問ありがとうございます。いろいろ問いかけがあったので、全部きちっと答えられるか分かりませんけれども、最初、若干出だしのところですけれども、ジェンダーは別に意図的に落としているわけではないので、そこは当然含まれていますし、おそらく法律に書くのであればそれはたぶん書くんだろうと思います。すみません。

それから、なぜこのタイミングで法改正を言い出したのかというようなことが 2、3回 出てきましたけれども、これはわれわれとしては、少なくとも平成 15年の総合科学技術 会議のレポートの辺から、少なくともその時からは始まっている機能強化の流れの一環で ございます。

それから、政府等の、これは経済界は経済界ですけれども、先ほど私からは経済界だけではなくて、社会・国民もっと広くさまざまな人たちと連携というふうに申し上げている

つもりなので、政府のみ、あるいは政府+経済界だけということではございません。実際、 『学術会議のより良い役割発揮』の中にも、社会や地方公共団体などと書かれていたと思 います。そこは基本的に同じだと思います。

それから、最初から問題意識を共有しちゃいけないのではないかという点について、こ こは最初の梶田会長のお問い掛けともある意味、共通するところで、ちょっと答えにくい 部分もあるんですが、100%同じことを考える必要はたぶんなく、それは政府、学術会 議あるいは経済界、考えなり視点なりは違ってもいいと思います。ただ、大枠なり方向性 というのがある程度合っていたほうがこれからの世の中よいのではないかということと、 それからあまり具体的な例ばかり申し上げてお気持ちを害してもいけないんですけれども、 聞いた例としては、長期計画か白書を作るかで役所が提言など何かの意思を発出してほし いとお願いしたけれども、間に合わなかったんだよねと聞いたことがあるんです。そこは、 もちろん先生方は長期的な検討をやられているので、役所に100%合わせる必要はない んでしょうけれども、逆にわれわれから言うと、「欲しい時に出してほしいよね」という 部分もあるので、そこはそういったわれわれの気持ちも分かった上で、「いや、でもこう いう問をやるんだからもっと時間がかかる」、それはそれでいいと思うんですけれども、 少なくともそういう認識は共有してほしい、そのほうがいいのではないかということです。 逆に言うと、われわれから「こうこうこういうことについて3か月で何か出してください」 と言っても、いや、「それはできません」ということなら、それはそうなのかもしれませ んが、そこはお互い理解が必要だと思いますし、常にまったく同じことを考えなくてもい いんだと思っています。

今回の改正の話はどこからというのはさっきと一緒で、以前から累次出てきた話でございます。おっしゃっている令和2年の10月の話については、われわれもその件と今回の見直しとは切り離して検討してきたつもりですし、私もそちらのほうは所管外ですので、ちょっとコメントはしにくいところでございます。たぶんいろいろ不自由されているのかなというのは、いつも会長はじめ皆さんおっしゃっているので推察しますけれども、われわれとしては、だからといって改革を待っていていいということではないと思いますので、必要な改革は進めさせていただきたいということです。

それから、任命が適正、円滑だったかと、ここもちょっと直接、私は担当じゃないので 答えにくいですけれども、少なくとも適法に行われていたんだろうとは思っております。 以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、小林会員、その後、宇山会員、 佐藤会員と続きます。お願いいたします。

○小林傳司会員 第一部の小林です。どうも詳細な説明ありがとうございます。

やはり拝見した時に、5ぼつが非常に気になるんですね。たった4行ですけれども、これはなかなか読みようによってどう理解すればいいかというのが非常に悩んでいたわけですが、先ほどのご説明で、メディアの報道は若干、誤解があるんじゃないかとおっしゃった、つまり第三者による推薦というのは、第三者が任命権者、内閣総理大臣ですが、に対して直接、候補者を推薦するという、日本学術会議が候補者を推薦するのと並行するような形で行うという意味ではないのだという言い方をされたと思います。間違っていたら後でご訂正ください。そうすると、この推薦というのは何をやるのかというと、候補者の裾野を広げるために、第三者というのはまだ具体的に定義はできていないけれども、多様な候補者が推薦されるんだということなんだと。そこからもちろん選考されていくんだというプロセスに入るという意味だろうと理解していますが、だとすると今われわれがやっている仕組みとほとんど一緒なんですね。

今期、来年の改選に向けて選考しているわけですが、さまざまな、今まではお願いしてこなかったような団体に、従来の学協会とかに加えて、そういう団体に情報提供というのをお願いして、それこそ候補者の裾野を広げる活動をしているわけです。私にはそれと同じに見えるんです。にもかかわらず、そこをわざわざ第三者による推薦というふうにお書きになっていると。そして、新しい選考プロセスだとおっしゃっていると。それから第三者を誰が任命するかというと、学術会議の独立性があるから、手続を踏まえて会長だとおっしゃっている。何か微妙に地雷があるような気がしてしまうのですが。そして、新しい選考プロセスとおっしゃるんですけれども、われわれには情報提供という言葉を推薦という言葉にしているだけで、直感的に同じに見えるんですが、にもかかわらず新しいプロセスで次期の会員選考をしてもらうとおっしゃった。さらに任期延長、これはあんまりにもご都合主義じゃないかという気がするんですが、そうすると現行と何が一番違うんですかと。どうも第三者委員会という言葉はこの中には出てこないんだけれども、先ほど口頭で説明された。ですので、第三者委員会を作って、その意見を尊重するということによって、新しいプロセスと現行のプロセスの違いが表現されるという理解でよろしいか。これが1点目です。

2点目。やはり同じく5ぽつの最後の2行なんですね。これも内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるような、要は必要な措置と書いてあるんですが、これは法制局が示したと言われている任命権解釈がございますね。あれを法定するということをお考えなのか。あるいは、というかまたはと言ったほうがいいのかもしれませんが、次期の推薦においては、例えば定員が105名だったとすると、それ以上の数の候補者を提示するように求めるということを法定するとか、あるいはそうでなければ、不幸にして今期の改選によって任命拒否というのが起こりましたけれども、この任命権者による任命拒否は今後も可能だという解釈で理解してよろしいか、これが2点目でございます。

○高村ゆかり副会長 回答のほどお願いいたします。

○笹川室長 小林先生、文章あるいは説明、丹念にフォローしていただいて、厳しいご指摘ありがとうございます。 2 点いただきました。

1点目、第三者委員会以外は何が違うかということでございますが、まず一つ、今、申し上げたことは全てある意味、検討中という前提でございますので、すみません、もうちょっと待ってくださいということでございます。それから、裾野を広げる話については、われわれとしてはやはりそれを法律に基づいてしっかりした仕組みで、かつもっと、もっとと言うと失礼かもしれませんが、意識的、積極的にやっていただいて、可能な限り裾野を広げていただきたいということでございます。たぶんどのぐらい違うかと言い出すと、それは比べてみないと分からないと言いますか、あるいはもっと言うと、ご意見も伺いながら制度化ということですけれども、気持ちは一緒だと思います。ただ、仕組みとしてはもっと抜本的にと、そこは過去、今までいわゆる情報提供で入ってきた方からどのぐらい直接、会員になっているかというところ、すみません、手元に数字がないですけれども、おそらくそんなにたくさんは直接、入ってきてないんじゃないかと思います。そこはいい人があまりいなかったのかもしれませんけれども、いずれにしてももっと積極的にやっていきたいと思っています。歯切れが悪くてすみません。

それから2点目のところは、ここもどういう改正をするのかはまさにこれから検討ということですけれども、任命権に関する政府の解釈については、ここは変わりません。一切変わらないつもりです。そのために何か任命権の条文をいじる必要があるかどうかというのは、まさに細かい話は今後の検討の中でということですけれども、われわれとしては基本的には今日ご説明しているようなイメージでおります。

あとは具体的に先生方のご意見を伺いながら検討ということかなと思っております。繰り返しになりますけれども、誤解のない意味での会員等以外による推薦、そして第三者委員会の設置などを通じて、高い透明性の下で厳格なプロセスが行われるように改革する。 そしてそれによって選考、推薦、内閣総理大臣による任命が適正・円滑に行われるようにするということを考えているところでございます。

- ○小林傅司会員 任命拒否というのは可能だということですね。
- ○**笹川室長** そこにつきましては、日本学術会議は内閣総理大臣の所轄の下の行政機関であるから、「任命権者たる内閣総理大臣が国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならない」という従来の解釈に変更はございません。
- ○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは宇山会員、お願いいたします。

○字山智彦会員 第一部の宇山です。大変困難な調整を経て出された案ということで、本当にご苦労されたことに感謝申し上げたいと思います。他方で、いろいろな立場、意見を考慮したということはよく分かるんですが、政府自身がどういう理念を持っているのかということがとても分かりにくい文章であると思います。政府は学術会議というのはそもそもどういう機関であると考えているのか、どうであるべきだと考えているのか。既にいろいろな方から発言があったように、ここで書かれていることの多くは既に学術会議が改革に取り組んでいる問題で、いろいろ細かい工夫で解決できることなんですね。しかし、同時にこの1ページ目の最後には、日本学術会議においても新たな組織に生まれ変わる覚悟で、抜本的な改革を断行することが必要であるということが、その前後の文章からかなり浮いた感じで書かれていて、果たしてこれは何か理念を持って書かれているのかということを疑問に思います。日本学術会議法には学術会議の目的がはっきり書かれていて、「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。」

果たして、この生まれ変わるというのは、この理念自体を変えられるということなのか。そうであってはならないと私は思います。これは変えないということはどうか確言していただきたいと思います。その上で生まれ変われと言っているということは、この目的に学術会議の活動が合っていないというふうにお考えなのか、そうだとしたらそれはどう合っていないということなのか。任命拒否問題をきっかけに、いろいろな人からたくさんの誤解を含んだ学術会議に対する意見が出てきましたけれども、それに対する対応に終始しているというのは改革のあるべき方向ではおそらくないはずで、もっと根本的な理念を考える必要があるのではないかと思います。

そして同時に、学術会議が政府等との問題意識の共有をするということについて、梶田会長はじめいろいろな方から出てきた意見に私も賛成ですが、同時に政府は学術界とどういうふうに問題意識を共有するのかということが重要だと思います。この現在の学術会議法で一番守られていない、死文になっているのは、政府が学術会議に諮問をするということ、それから学術会議が政府に勧告するということ、これがもう長年なされていないということで、では果たしてそれに代わる、政府が広く学術界の意見にどう対応するのか、そのためにどういう仕組みをつくるのかということが重要であるはずで、それについて政府の側の改革を考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

会員任命については、小林先生からご質問があったので、細かいことは言いませんけれども、任命拒否、しかも理由を開示しないで任命拒否をするということは、梶田会長からも言われたアカデミアの5要件に明らかに反しているわけで、国際的にも非常識なことと受け止めたられたことですから、それを可能にするような解釈なり条文なりというものは、やはり国際的に恥ずかしいことであるということは付け加えておきたいと思います。

以上です。

○**高村ゆかり副会長** ありがとうございます。それでは、笹川室長、お願いいたします。

○笹川室長 1番目、学術会議の理念についての政府の理念はどういったものかということでした。ここは先生がまさにご自身でおっしゃったとおり、2条に書いてある「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる」、そういう機関なのだろうと思っています。個別の条文を何をどう改正というのはこれから検討だということは最初に申し上げたとおりですけれども、基本的にわれわれもこの理念はこういうものだろうと思っている次第です。ただ、これも申し上げたとおり、わが国あるいは世界を巡る状況が変わってきて、グローバル社会が地球規模の課題に直面しているなど、先ほど申し上げたように状況が変わっています。そういった中で、やはり、よりコミュニケーションというか、対話をしながら、さっきから誤解を招くと恐縮ですけれども、政府の思うとおりにやってくれということを言っているわけじゃないですが、広い意味で思いを共有しながら取り組んでいくのが大事なのだろうと思っています。「生まれかわる」という言葉が強かったら、そこはわれわれの作文力が悪かったのかもしれませんけれども、抜本的に頑張っていただきたいという期待を込めた言葉だと思っていただければと思います。

それから、政府の側がどう努力するのかということについては、まさに不十分かもしれませんが、前々任の小林大臣の時に、今まであまり政府から学術会議の知恵を借りるような姿勢が十分ではなかったという趣旨の発言をしています。実際、学術会議に対して研究力強化と研究DXの推進の2つの審議依頼をお願いして、研究力強化については既に御回答いただいて、研究DXの推進については年内に御回答いただく想定であると承知しています。いずれにしてもこちらもそういう努力を始めているところでございます。たぶん、やっぱりそれが大事で、この私のポストで何か審議依頼をする立場でもないですけれども、お互い使って使われるみたいな関係じゃないと、さっき申し上げたみたいな、お互いどのぐらいのスパンで、回答なり何らかの反応が欲しいのかとか、どの辺を掘り下げてほしいのかとか、そういうのが分かってきませんので、そこは先生おっしゃるとおりで、われわれもちゃんと努力していかないといけないということだろうとは思います。

それから3点目の令和2年10月の話については、繰り返しですけれども、すみません、 私は所管外なのでコメントは控えさせていただきます。

以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、佐藤会員、お願いいたします。 その後、第三部の淺間委員、第一部の髙山委員、芳賀委員とお願いしたいと思います。佐藤会員からお願いします。

○佐藤嘉倫会員 第一部の佐藤と申します。3点質問があります。

一つは、先ほどの小林会員の質問とも関係して、もしかしたら聞き落としているのかもしれませんが、5項の第三者の参画ということについて、そもそも第三者としてどういう人たちを想定しているのか、またこの第三者を選ぶ人は誰なのかということを教えてください。やはり5項の3行目の、内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるようとありますが、そもそも適正か適正でないかの判断基準は何なのか、さらに言えば誰が適正と判断するのかということは明確ではないので、そこも教えていただければと思います。

最後、第3点ですけれども、8項の一番下で、国とは別の法人格を有する独立の組織とする場合はということでありますけれども、もしそういうことになったら、先ほど宇山会員が言われたような、日本学術会議から政府に対する助言とか勧告は政府の意向と反しているような場合には、もうこれは別法人格なんだから全く無視していいというふうにお考えなのか。その3点について教えてください。

○**高村ゆかり副会長** ありがとうございます。それでは笹川室長、お願いいたします。

○**笹川室長** 最初の質問につきましては一回お答えしたつもりでしたけれども、まず詳細は検討中という前提でございます。その上で、第三者ということですから、会員・連携会員以外の方ということで、具体的に誰と今、申し上げる状況、段階ではございませんけれども、例えば確か後藤大臣、経済界の人みたいな話を記者会見の時に言っていましたが、やはりコミュニケーションの相手側、あるいは勧告の受け手といった方々も一つ考えられるカテゴリーかなというふうには思います。ただ、いずれにしても具体の範囲は検討中でございます。

それから、誰が第三者を決めるのかということにつきましては、先ほど申し上げたとおり、一定の手続等やっぱり要るんだろうとは思いますけれども、いずれにしても学術会議の独立性を考えればそれは会長が任命されるということかなと、それが自然ではないかと今、思っているところでございます。

それから適正かどうかを誰が決めるというのは、これは問がなかなか難しい。最終的には適法かどうかは、それは裁判所なのかもしれませんけれども、適正かどうかはそこはそれぞれ判断していくということでしょうか。うまくお答えできないので、ごめんなさい、留保させていただきたいと思います。

それから法人格、最後のところ、仮定のご質問なのでと言って切ってしまう方がよいのかもれませんが、それではちょっと失礼だと思うので、少しだけ申し上げると、まさに去年の4月の『より良い役割発揮に向けて』の中でも、百歩譲っていろんな条件が満たされれば、特殊法人を考える余地がないわけではないということを書いてありました。確かその中でも同じような問題意識が書いてあって、例えば勧告など幾つかの点についてどう仕組むかというような論点があったというような確か記述があったかと思います。そこは仮

にそういう組織に移行するのであれば、その辺りもどういう在り方が適切か含めて検討していくということだろうと思います。

○佐藤嘉倫会員 どうもありがとうございます。今までのお話を聞いていると、どうもやっぱり経済界、産業界に視点を向けているような気がするんですね。でも社会を構成するアクターというのは、産業界とか経済界だけではなくて、例えばNPOとかNGOのような市民活動によって社会を支えている人たちもいるわけです。もっと視野を広げて第三者というのを考えていただければありがたいと思います。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは淺間会員、お願いいたします。

以上です。

○**淺間一会員** 第三部の淺間と申します。専門は機械工学です。今日の質問を多くされている会員の方は第一部の方が多いんですが、私は第三部、理工系の人間でございます。専門はロボティクスです。

今日の笹川室長のお話、大変丁寧にしていただきましてありがとうございました。理念としては理解できる部分がいろいろあって、そういう意味ではお考えをある程度よく理解できたと思っております。2つ質問がございます。一つは、今までの会員の先生方の質問と少し重複しますが、この日本学術会議が政府から独立した提言機能というのが担保されているのかということがやはり一番大きな疑問で、そこをお聞きしたいということです。これは度々、今日の笹川室長のお話の中でも、学術会議の独立性が基本的理念であるというお話がありました。

ただ、例えば先ほど内閣総理大臣による任命、あるいは任命しないというようなお話の中で、政府がコントロールできるようになるリスクがあるのではないかというのが日本学術会議側の懸念だと思っております。これはご存じのとおり、戦争というものを経験し、政府に戦争協力をさせられたという反省から、今の日本学術会議が存在しているということであります。私は東京大学の精密工学というところにおりますが、この学科・専攻は、昔は造兵学科と言われた学科でございます。昔は兵器開発をし、そして軍事産業に携わっていたという歴史を持っていて、その反省から今は精密工学という民生の技術開発に転向した歴史があり、この話はそういう意味では、私はもちろん戦後の生まれではありますけれども、極めて他人事ではないと思っておりまして、そこは非常に危惧しているということでございます。やはり多様な人が意見を戦わせ、議論できることが、やはり民主主義の基本であり、議論した上で、そのバランスによって、例えば政策の意思決定がされるべきだと私は考えます。すなわち、アクセルとブレーキの両方が必要であり、そういうメカニズムというのが担保されていることが、民主主義の根幹なんじゃないかと思っているわけです。例えば、今回のように任命しないということが起こり得るというのは、それはやは

り政府がコントロールできるようになるということになってしまって、それがリスクになる。学術会議の独立性ということを言いながら、実はそこが脅かされるリスクになっているのではないかと懸念しておりまして、それに対する考え方、どのような考え方をお持ちなのかというところを、2つ目の質問としてさせていただきたいと思います。 以上です。

- **○高村ゆかり副会長** ありがとうございます。それでは、笹川室長、お願いできますでしょうか。
- ○笹川室長 まさに日本学術会議は独立して職務を行って、提言・勧告を行うということですので、そこは恐らく今回さすがに触らないと思うので、そこは担保されているということだと思います。いずれにしても、条文全体のどこを変えるのかは検討中でございます。それから2点目は、まさに候補者の裾野を広げて、多様な人が入ってくるようにすることが重要と、そこは問題意識が共通していて、任命しないことがあり得るのかという問いについては、先ほど申し上げた政府解釈の変更はないというお答えでいいのだろうと思っております。
- ○高村ゆかり副会長 淺間先生、お願いいたします。
- ○淺間一会員 私にはそれが矛盾に聞こえます。今回は6名の方が任命されなかったことによって、その方の一種の口封じが行われたわけです。要するに、その人が提言機能を作成するのに参加できなくなったということで、学術会議の独立性が今、脅かされている状況だと考えている会員が多いのではないかと思っており、そういう意味でお聞きしたということでございます。
- **○高村ゆかり副会長** ありがとうございます。それでは、続いてですけれども、髙山会員、お願いいたします。
- ○**髙山佳奈子会員** 第一部の髙山でございます。ゲノム編集委員会の副委員長をしておりまして、項目3はもうやっていますという認識でおります。

項目5についてご質問がございます。既に指摘があったところなんですけれども、会員 等以外による推薦というのは以前に行われていた制度でございます。私の所属学会も会員 候補の推薦を行っておりました。しかし、そのやり方は推薦母体の内部争いとか、圧力団 体化するなどの問題があるために、現在の学協会から情報提供を行うという形に改められ、 そしてバランスの取れた人選ができるようになった、大幅に改善したと認識しております。 なぜ問題があるとして廃止されたやり方をまた復活させようとされているのかについてお 尋ねいたします。

この後はコメントでございますが、ほかの会員からもご指摘ありましたとおり、項目5 の最後の内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるようと書いてあるということ は、今の状態を悪いものとして認識しておられるということなんですけれども、しかし今、 任命されていないというのは違法状態なので、まずこの方々を任命していただきたいとい うことですが、しかし何の説明も行われていないので、何をどういう方向に改めたらいい のかが分からないわけですね。しかし、説明がないけれども、今どのような状態に事実と してなっているのかというのを考えますと、旧統一教会にとって不都合な方6名が拒否さ れているのではないかな。それ以外の理由を私は思いつかないのです。例えばキリスト教 学がご専門の芦名定道教授は、政府の特定の政策とか法案とかに対しての反対の論陣を張 ったりすることは全然なかったわけでして、ご本人が自分はなぜ任命拒否されたのか分か らないとおっしゃっているのですけれども、仮に旧統一教会の立場に立った場合には、こ の方は非常に不都合な方でいらっしゃいます。ほかの候補者だった方についても同じよう な理解が可能でありまして、極めて腑に落ちる仮説なのではないかと思います。もちろん、 直接的に旧統一教会が学術会議の在り方を引っ張ろうとしたということはたぶんないと思 うのですけれども、現にそうなっている、そして過去の担当大臣は旧統一教会と関係のあ る方が続けて任命されていたという経緯があります。ですから、何も説明がないままにこ ういった提案が出てくるということは、旧統一教会が望ましいと思う方向に学術会議が引 っ張られているというふうな認識をせざるを得ないと思っております。

その上でですけれども、第三者の参画はあり得ないではないと思っていまして、選考過程に不正がないということをきちっとチェックしていただくための外部の方を置くという制度はあり得る。それは学術的な知見とかがそんなに学者のようなレベルではない方であっても、チェック機能を果たす外部者ということを置くのはできるのではないかなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

- ○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。では、室長、お願いいたします。
- ○笹川室長 ご質問は最初の1点ということでよろしゅうございますかね。おっしゃっている学協会が推薦していた制度とはたぶん違うものだろうと思っております。実際に会員・連携会員以外のどこから推薦を得るかということ自体がこの後、検討でございますし、仮に、仮にというかおそらく学協会もそこは入ってくるんだとしたとして、学協会が推薦した人をそのまま採るということではなくて、学協会あるいはそれ以外のところから出てきた候補者の候補も含めて、全体の中から選考委員会が第三者委員会の意見を聞きながら

絞っていくということでございますので、たぶん学協会から出てくるというポイントだけ 見れば似た部分はあるかもしれませんが、われわれはそれは違うものだと思っております。

○高村ゆかり副会長 よろしいでしょうか。それでは、芳賀会員、吉村会員で、オンラインでご参加の大久保会員、そしてその次お願いいたします。

○芳賀満会員 一部の芳賀と申します。梶田会長が一国のみでなく人類全体にも奉仕するのがサイエンスであると喝破なさいました。それにもう一つ上のレベルを加えると、われわれ現在世代の人類だけでなくて、未来世代の人類にも奉仕すべきなのがサイエンスだと思います。

すると、まだ生まれていない未来世代は今は投票できないので、今、生きている現在世代の意思のみを示す選挙に依拠する政府あるいは内閣総理大臣、あるいは民主主義そのものの限界をも超えているのがサイエンスです。すると、何回も時間軸を共有と強調なさいましたが、未来に視座を得た場合、根本的にそれができない場合もあるのがサイエンスであり、人文系の第一部であり、特に歴史学とか哲学です。

そういった認識をも含めた日本学術会議の独立性をきっちりと確保していただけますで しょうか。

○**笹川室長** 恐らく梶田先生も芳賀先生も、私は、お2人に並ぶほどの知見があるわけじゃありませんが、違うことを考えているわけではなくて、確かに政治家は現在の選挙で選ばれていますが、公務員も含めてですけれども、当然、将来の国あるいは国民に対しても責任を負うつもりでそこは仕事をしております。

したがって、学術的なその難しさ、広さ、高度さ、その辺は違うのかもしれませんけれ ども、少なくとも未来の世代のことを考えていないとか、そういうことではなくて、そこ は共通の認識なんだろうと思います。ということでよろしいでしょうか。

独立性というのも、したがって、何度か申し上げたとおり、政府と同じことを言ってくれということは全く言っているわけではございません。ただ、例えば国益って大事だよねと、それも国だけじゃなくて世界と。それはそうかもしれません。それは世界全体が例えば温暖化だとかいろんな問題の中で人類がちゃんとやっていけないといけないよねと。それはそうだと思います。そのために一緒に考えていこう。そこまで言うと、なんか子どもっぽい言い方になってしまって恐縮なんですけれども、特段、芳賀先生あるいは梶田会長がおっしゃっていることと今われわれが申し上げていることと、すいません、違ったことを言っているつもりではございませんので、ご理解いただきたい。

○芳賀満会員 ありがとうございます。時間軸を共有できない独立性もあることを理解してください。ありがとうございました。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは吉村会員、お願いいたします。

○吉村忍会員 第三部の部長をやっております吉村と申します。私自身、システム科学も やっておりまして、こういう方針等を見ると、一つ一つの条文だけではなくて、その中に ちりばめられた仕掛けが全体としてどのように動くかという観点からも大変気になるとこ ろがあります。

先ほど来、話が出ていますように、学術会議が、アカデミーが、政府と独立して職務を遂行すると。この独立してやることの重要性というのがこれまでも語られたところです。ところが、この在り方の方針を見てみると、最初の前文のところで「政府等と問題意識や時間軸等を共有し」ということで、そこのところで時間軸等や問題意識を政府とそろえなさいと。「政府等」とは書いてありますけれども、政府は必ず入っているわけで、そことそろえなさいということが入っていると。

これがパラグラフの3に来ますと、「委員会・分科会等の在り方」の見直しに言及され、また、パラグラフ4では「新たな学問分野・融合分野からの積極的な登用」ということで、先ほど笹川室長のお話の中には新しい部の創設と。そういう文言もここには書いていないですけれども語られるわけでして、これというのは既存の三部制及び分野別委員会の体制の見直しをこの政府方針の中で言っていて、これを例えば法定化するということは、そもそもこの学問の分野別委員会の設置であるとか、やっぱりその時その時でどういう分野、どういう課題が重要かということを考えるというのは、これは学問の体系性からの要請になるものであって、それこそ学術がやっぱり独立してやることの根幹だと思うんですが、そこの部分に政治的な判断を結局入れるということを明記している部分になると思うわけです。

さらに、パラグラフ5のところでは、推薦に関する第三者の参画ということのほかに、これも笹川室長が口頭で第三者委員会ということを言われて、この第三者委員会というのはそもそも誰が任命するのかと。これは大学等でもそうですが、あらゆるものが第三者委員会と言いながら、それを誰が任命するのか。しかもその任命する方のセレクションそのものが極めて不透明な中で行われるという中で、何に使われるかというと、それはその第三者委員会を任命するところが、人がコントロールするために使うという、そういう事例も多いわけで。

そういうことをつなげて見てみると、この「在り方」の中というのは、要はアカデミーの独立性を阻害し、そこに政治的な意図をはめ込むための道具立てをそろえているというふうに見える。しかもそれを法定化すると。自助努力ではなくて、もう法定化して、それを強制的にやらせますというふうに見えるわけなんですが、この「在り方」の報告書そのものは私が今、言ったようなことは、そういうことを私なんかは取るんですが、笹川室長、このまとめた側からすると、これはどのように解釈すればいいのか。もし別の解釈がある

ようであれば、教えていただきたいと思います。

あともう1点だけ。笹川室長のお話の中で、私がすごく気になるのは、「私たち」とか「私は」とか、私というのは一体誰なんですかと。そもそもこの「在り方」をまとめた、この政府の方針をまとめた人は一体誰なんですか。その中にアカデミーの考え方は入っているんですかと。この点についても教えていただければと思います。

- ○高村ゆかり副会長 笹川室長、お願いいたします。
- ○笹川室長 最初の点については、まさに広い意味で問題意識等を共有しながら大きな課題に取り組んでいくのが必要であり、部の話にしては環境・情報ですとか、現世界が直面している地球規模の課題、新興技術と社会との関係、そういったことに今まで以上に取り組んでいただきたいし、そういう姿勢をいろいろ示していただくのもいいのではないだろうかということを申し上げている次第で、詳細はこれからお話を伺いながら検討ということでございます。

それから、「私」とか「私たち」とか、そこはすいません、私の言葉の使い方が悪いのかもしれませんけれども、この方針は内閣府が政府の役所として取りまとめた方針で、これに沿って調整を進めさせていただきたいということでございます。

- **○高村ゆかり副会長** たぶん、吉村会員の最後のご質問は、アカデミアが参加をしている プロセスなのかというご質問だったかと思います。
- ○笹川室長 ごめんなさい。その点については、昨年4月の『より良い役割発揮に向けて』というのを十分参照させていただきましたし、折に触れて、例えば、CSTIその他、ご議論を若干させていただいた辺りも踏まえて取りまとめた案でございます。さらに今後いろいろご意見を伺いたいと。そういうことでございます。
- ○**高村ゆかり副会長** 吉村会員、お願いいたします。
- ○吉村忍会員 そうしますと、もう1点お伺いしたいんですが、CSTIが今年の春に報告書を出しています。今回この「在り方」の報告書が、政府の方針が提示されたのが昨日、本日は説明いただいている。これに関して、新しい法律を出すのはもう来年の通常国会という。その中で、アカデミア、学術会議ともいろいろコミュニケーションしてというのですが、時間の使い方としまして、もう来年、法律を出すと言っていて、だけれども今日の段階ではこれしかまだないですと。文章はないですと。ただ、実質的にはほとんどアカデミアとのコミュニケーションというのはなく政府だけが、官僚と政府が決めているようにしか見えないんですが、その点というのはやっぱりきちっとやっていただけると考えてよ

ろしいんでしょうか。

○笹川室長 はい、そうですね。もっと早く発表できていればという部分は、もちろんそういうお気持ちがあるだろうとは思いますけれども、われわれもぎりぎり急いできて、このタイミングにということでございます。

かつ、この紙に書いていないことも現在検討している内容については可能な限り、口頭になりますけれども、お話させていただいたというところでございます。

この後、われわれが今、希望しているスケジュールからいうと、確かに時間はあまりありませんけれども、そこは本当に丁寧にお話を伺いたいと。ご協力いただければと。そういうことでございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、オンラインでご参加の大久保会員、お願いいたします。

○大久保規子会員 第一部の大久保でございます。実は私の質問は今の質問と関わることでしたので繰り返しになるかもしれませんが、今後のスケジュール、手続について再度ご質問させていただきます。

先ほど、政令・内閣府令はもちろん、法案そのものがまだ具体化されていないとのお話がございました。他方で、年明けの通常国会で年度内の成立を目指す。年度内というのは3月ということだと思いますが、そうすると、今まさにご指摘がありましたように、法案作成までの時間があまりないということになります。

本日もさまざまな議論が交わされていますが、政府方針では学術会議の意見も聴きつつ、法制化に向けた検討を行うとされています。この意見を聴くというのが、本日、意見を聴いた、これで終わりということではなくて、今後、法案を具体化し、またその後、法改正がなされた場合にはその後の政令・府令、各段階におきまして案が確定される前の可能な限り早い段階で、今回の政府方針の作成時の情報提供の在り方とは違いまして、もう少し早い段階で密に意見交換がなされると考えてよいのかどうかという観点から、再度もう少し具体的なスケジュール、方法ですね。どのような方法でということも含めましてお話しいただければと思います。

また、学術会議が幅広い層の理解を得るためには、今回の改正自体のプロセス、内容についても十分な透明性や説明責任の確保がされる必要があり、学協会を含め、この問題に関心を有する層の意見を十分に聴くことが望ましいと考えられます。

そうした観点から、今後、法案が国会に提出されればもちろん国会での民主的な議論がなされるわけでございますが、それよりも前の段階で幅広く各層の意見を聴取するような手続を予定されているのであれば、例えばパブリックコメントというようなものになりますが、そうであれば、そのスケジュール、方法等についても現在のお考え、ご予定をご説

明いただければと思います。 以上、2点でございます。

- ○**高村ゆかり副会長** よろしくお願いします。
- ○**笹川室長** スケジュールにつきましては、私は年度内に成立とは申し上げていなくて、 法律案を出すのが通常のスケジュールだと2月あるいは3月になるだろうということを申 し上げた次第でございます。

もちろん法律案もそうですし、政令・府令と例えばで申し上げましたけれども、これも 必ず政令を作るかどうかというのも中味を検討していかなければそれはそれで確定的では ないことでございますけれども、必要なご相談はさせていただきたいと思います。

おそらく今日この場だけで意見が尽きるとも思っていませんので、そこは引き続きですけれども、どういう場の持ち方がいいのかというのは、まさにそこも含めて学術会議、あるいは学術会議事務局と相談させていただきたいと思います。

学術会議以外にどのようにどなたからお話を伺うかということはスケジュールも含めて 検討してみたいと思います。以上です。

- ○**高村ゆかり副会長** 大久保先生、よろしいでしょうか。
- ○大久保規子会員 ぜひ実質的・実効的な意見交換がなされるように機会を確保していた だければと思います。ありがとうございます。
- **○高村ゆかり副会長** ありがとうございます。それでは会場に戻りまして、田村会員、お願いいたします。
- ○田村裕和会員 すいません。三部の田村です。

さっき吉村部長がおっしゃったことと同じなんですけれども、一部、二部、三部以外に 部をつくる可能性というのをおっしゃっていたと思いますけれども、それを聞いていると 学術会議に対するお考えがやっぱりだいぶ違うんだなというのが分かります。

われわれとしては、やっぱり今、もちろん未来永劫(えいごう)3つの今の部がそのまま続くべきだなんていうふうには思いませんけれども、それは世の中の学問分野というのが長期的に変わっていけば、それは当然、変わり得ることだと思います。

ただ、今おっしゃっていたのは、それこそ環境問題とかそういう今、非常に急を要するような問題があるから、そのために1つ部をつくると。そういうようなお考えだったと思うんですけれども、そこはやっぱり基本的なところが違うなと思いました。やっぱり今のこの三部制というのは、今あるあらゆる学問分野の専門家がまず集まり、そして日本の学

問分野を代表する組織をつくり、そこにいろんな科学的な助言を求めると。そういうものであって、最初から助言を求めるためにそれだけの人を集めるというのだったら、国の審議会と同じになっちゃうわけですから、やっぱりそういう形ではないんじゃないかというふうにちょっと違和感を持ちましたので。

実際に、課題別委員会というのはいろんな部からそれに関係のある専門の人、あるいは関心の強い方を集めてつくって、必要があればたくさん連携会員もいますし、あるいは特任(連携)会員という人を新たにお願いして、そこに入ってもらうということもやっているわけですから、実質的にはそのほうがそういう問題に対してはきちんと対処できているんではないかと思うんです。部を新たにつくるとかいうと、例えばその期の変わり目に、今回は第四部でこれこれをつくると。どういう人を推薦するかと。またそういうことをやらなきゃいけなくて、ものすごく大変で、実際に有効に働くかどうかが心配になるわけです。

やはり今の課題別委員会の進め方というのをさらにもっとそういうふうに特任(連携) 会員のようなものをもっと増やすとか、あとは既にここに書かれていますけれども、その 課題を3年とかではなくて6年とかもっと長い期にわたってスタンディングで議論する委 員会をつくるとか、そういう方向で十分やっていけるんではないかというふうに感じまし たので、そこだけご指摘させていただきます。以上です。

- ○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。室長から何かコメントはございますか。
- ○笹川室長 ご指摘ということであれば承っておきます。
- ○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。今ご発言を希望の方として、オンラインで 武田会員がいらっしゃいますけれども、あとは望月副会長、橋本会員、光石会員ですね。 他にございますでしょうか。ありがとうございます。時間が限られておりますので大変恐 縮ですけれども、ご発言はできるだけ簡潔にお願いできればと思います。

それではお待たせいたしました。オンラインでご出席の武田会員、お願いいたします。

○武田洋幸会員 第二部の部長で生命科学・生物学の武田です。今日はご説明ありがとう ございました。二部からはまだ誰も発言していないんで、ちょっとだけ私の質問の前にコ メントいたしますと、二部の部会、この直前に行われた二部の部会でも、やはり問題意識 とか、それから時間軸の共有に関して、それから独立性に関して幾つか異議が出ていると いうことはまず申し添えておきます。

それから、私の質問ですけれども、特に1について、これを本当に法律に書き込むかということと、一体どこまで法律に書き込むのかというようなことについて質問させてください。例えば、パラグラフ1については、「『期』を超えた基本的な活動」ということ。

こういうことも実際に法律に書き込むのでしょうか。

それから、同じく同じパラグラフで、同じところで、資質ですね、会員の資質。これも書き込むということですけれども、既に学術会議法では優れた研究及び業績がある者と規定され、さらに、われわれはそれを前提によりよい在り方に関しては、異なる分野をつなぐとか、政府や社会と対話できる人を考慮しながら選ぶという方針を持っていまして、実際、補欠の会員選考はそれを意識しながらやって、いい人選ができたと考えていて、任命もしていただきました。

ですので、こういうことまで、私は法律家じゃないので、学術会議法は辛うじて読んでいますけれども、一体こういうところまで詳しく書くのが本当に法律なのか。

逆に言うと、書いてしまうと変更するのが大変だということでもありますし、本当に信頼関係があれば、細かいことまで書く必要はないでしょう。十分、今の法律で対応できるでしょうという気持ちです。先ほどの説明の中では、後戻りできないようにというようなご発言がありましたけれども、それこそやはり信頼関係がないためなのかなと思いましたので、そういう形で一体どこまで、こんな細かいことも書くんですかということが一つです。

そして、もしかしたら資質に関しては私たちと考えていることとは別な資質もお考えな のかもしれないなというのがもう一つのクエスチョンです。

細かく書く必要がなかったら、やっぱり本当に言うと、この改正というのは必要じゃないと思ったりするので、今までの議論でしたら、もしかしたらもっと大事なところを改正したいのかなというような、裏も感じてしまうようなですね。以上です。

- ○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。お願いいたします。
- ○**笹川室長** 個別の規定の書きぶり、あるいはどの条文をどのようにというのは、繰り返 しですけれども、今後、詰めていきたいと思っています。

ただ、今、武田部長がおっしゃったような、こういった中期的な方針を定めるとか、あるいは資質、これは具体的には4で書いているつもりですけれども、こういったことを法律に書くのかというのは、そういうつもりでおります。

まさにその信頼関係なり、外部から見て分かりやすいように、こういったことは法律で書いていただいたらいいと思いますし、個別の学識に加えて分野横断的な見識が求められる点などについても、まさに学術会議も政府も、あるいはそれ以外の方もおそらく異論がないことですので、それは規定する価値はあるのではないかと思っております。

何か隠れた意図があるのではないかと、そう言われるとどうしようもないのですけれども、一応考えていることは基本的にはお話ししているつもりです。ただ、検討・調整の過程で100%、今、申し上げているとおりになるかというのは、そこは申し上げられないし、だからこそ細かいところは調整中ですというお話を差し上げているところです。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。多くの委員のご発言希望が出ておりますが、 少し時間を延長させていただければと思います。

この後、狩野会員、光石会員、小山田会員、野尻会員、橋本会員で終了とさせていただきます。先ほど笹川室長もおっしゃいましたけれども、ご意見、ご質問は尽きないと思いますので、そのご意見、ご質問をまとめて、改めてご回答をいただくことがたぶん必要かなと思っています。そういう理解で、大変恐縮ですけれども、今お名前を挙げた会員でご発言の機会は本日に関しては止めさせていただこうと思います。

それでは第二部の狩野会員、お願いいたします。

○狩野光伸会員 第二部から誰もという話もありまして、一言。狩野でございます。申し上げます。

まず、政府の近くで働かせていただいたこともある経験を振り返りますと、笹川室長がこのアカデミアのことも勘案しながら、行政的に行ける範囲を頑張って考えてくださっているんだなということを感じてはおります。しかし政府では基本的にはやっぱり各個々人、それから各組織までの間は表向きには同じ人として振る舞わなければいけないという行動基準があるかなと思っていて、その先の組織ごとは違ってもよいという感覚があるかなと思っています。

これをどのぐらい学術界の行動様式とうまく擦り合わせができるかというのが、大きな今回の論点なのかなと思って聞いております。学術界ではご承知かもしれませんけれども、まず個々人が違う、それを通じて、より多くの人に共通する、隠れている内容が、見いだせると素晴らしい、という、そういう行動様式で動いております。これをどうやって、国の組織の一つとして置いていただいている中で、上手にその優先順位の違いを活用できるか。この表現の仕方が上手にできることによって、たぶんお互いが納得できて、より力が発揮できるようになるのかなと思って聞いておりました。ちょっと哲学的な表現で申し訳ないんですが。ここのその擦り合わせが今日お伺いしておりますと、もう少し必要なのかなということも感じた次第です。

行政で感じておられる内容、その行動の優先順位の在り方というのはたぶん、政治あるいは産業界におけるものも比較的共通のところがきっとわれわれの国ではあるんだろうということは少し感じるところがあります。それ故、学術界の良さを使っていただくのにどういう表現をすればうまく落ち着きどころを得られるかということについて、落としどころの探り方が必要かなということを思っておりました。

例えばもう一つ、先ほど三部の先生からは課題別の部を立てることはというお話がございました。私はもともと医学ですので、医学では病気に対応する専門というのがやっぱりあって、そういう意味でいうと、その必要があった時に、それに対応する専門が立つというような領域も科学の中にもあるのですが、それが他の分野ではそうではないとすると、

それをどのように活用していけるかということは検討の余地がまだあるなということは思っております。

全体的に申し上げますと、もともと若手アカデミーもやっていた人として思っていることは、今回のこの件を通じて、将来世代が、個々人が違うことをまず優先するという学術界的な、科学者的な、生き方をするのがあまり認めてもらいにくいというセンスを持った人がそれなりにいるようにも聞いているところがございます。そういうところが上手に、科学者的な生き方というものも日本の国の中でも大事なことで、それが社会の全体の貢献にもつながっているというような印象を持って、この件が終結してくれるようにお祈りしております。そこをご一緒にできたらいいなというコメントでございます。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。ご質問ではなかったかと思いますが、もし お返しがありましたら、お願いします。

○笹川室長 どうもありがとうございます。全くそうだなと思って聞いていました。

科学者的な生き方うんぬんという最後の部分も、私も頭が悪くて自分は研究者にならなかったわけですけれども、公務員もなり手が減っていて困っている状況なので、そこはやはりそれぞれの職業をきちんと尊敬されるって変ですけれども、やはりやりがいを感じながらやれるようにしたいと思います。

それから、最初の点。まさに冒頭、私が言い落とした点でもあるんですけれども、国に あるのが矛盾しているから外に出してしまえというような議論がだいぶあったというご紹 介をいたしました。

もう一つこの文脈では言っておかないといけなかったのが、確かに個別の話題であれば 審議会があるから要らないという議論もありました。われわれからはそれに対して、いや、 そこはやっぱり中長期的、俯瞰的分野横断的な課題に関する質の高い科学的助言を発出す るのが学術会議なので、学術会議のそういう機能を発揮してもらうためにどうするかと。 そこを考えていきたいというご説明をした経緯があります。

今日、たくさんの先生方のご意見を聞いて、なかなか厳しいなと思ってはおりますけれ ども、引き続き意見交換させていただければと思う次第でございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは光石会員、お願いいたします。

○光石衛会員 2点あるんですけれども。第三部の光石と申しますけれども、第1点目なんですが、ちょっと細かい質問なんですけれども、1ポツ目の3行目に、「『期』を超えた基本的な活動方針を策定すべき」ですとか、それから、6のところに「外部評価対応委員会の機能を強化し」というようなところなんですが、これは例えば中期目標、中期計画のようなものを何か考えられているのか、もうちょっと漠としたものなのかというような

ことについて、今どういうことを想定されているのかということがお伺いできればと思います。

それから、2点目なんですけれども、学術はこれまでいろんな先生方が話されていますように、分野ですとか、それから時間軸もダイバーシティーがあるからこそグローバルな課題が急に出てきたような時に対応できると思いますので、そういう側面から見ると、これは一側面的なところだけが強調して書かれているなという気がするので、これを求められる機能と言えるかどうかというところはあるんですけれども、そうでない側面のところにも公平になるような書きぶりというのがたぶん必要なんではないかなと思います。

それから、ダイバーシティーのところなんですけれども、普段よく言われるのが若手というところなんですけれども、今、政府は年を取っても働けと言っているわけなんですけれども、その割には70で切ると杓子定規なんですけれども、このあたりのダイバーシティーというのももう少し。これは賛否あると思うんですけれども。若手が活躍したほうがいいと思うんですけれども、そこら辺りもせっかく法令を改正されるのであれば、少し検討をいただいてもいいのではないかなと思います。以上です。

○**高村ゆかり副会長** ありがとうございます。室長、お願いいたします。

○笹川室長 冒頭部分、計画あるいは評価のところ。ここも詳細は今後検討ということなので、現時点であまり言うのは差し控えたいですけれども、イメージとしてはこの「『期』を超えた基本的な活動方針を策定すべき」については、先ほど少し申し上げました。例えば6年ぐらいの、一期3年掛ける2期という意味で6年ぐらいの計画で、そうなると、こういった分野を重点的にやっていこうとか、どっちかというと割とふわっとした感じではないかと思います。もちろん、そういうのを定めた上で3年間でこうやるんだと、詳しいものも策定するとか、いろいろバリエーションはあるとは思いますけれども、中長期的になってくればくるほど、あんまり細かいのは書きにくいとは思うので、まさに問題意識なり、方向性の共有。共有と言っていけなければ、それを政府をはじめとする国民に示すという目的が達成できるために必要なものを期待しております。

一方で、評価については、ここは今のイメージは学術会議自身が評価するに当たって第三者の意見を聞いてということですけれども、さっき申し上げたとおり、普通は評価となると、例えば3年間でこれをやりますとか、こういうプロセスでやりますとか、そういうものが入ってこないと評価はできないはずで、必ずしも例えば勧告や見解を多数発出しましたというような話ではないと思うんですけれども、そこが例えばどういうふうに後々インパクトを与えたかとか、どういうプロセスでやったのかなど、いろいろ基準はあると思います。今は思いつきで言いましたけれども。こちらはちょっと違う意味合いですけれども、もう少し詳しく定めていただく必要があるのではないかと思っております。

それから、若手、定年の話。私もだんだん定年が近づいてきて、まだちょっと早いです

けれども、おそらく定年だけの話だけではなく、会員・連携会員の在り方とかその規模、 人数の規模感とかいろいろ関係してくる難しい話なんだろうと思います。

そこは問題意識を、8ポツの長い最初のパラグラフの最後のところに少し書いていますけれども、3年後、6年後に見直しを行うに当たっては「会員数、会員・連携会員の種別、任期等についても、検討する」と記載しています。この「等」は定年だというつもりもないですけれども、定年も当然、含めて考えるということだろうと思っております。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。小山田会員、その後、野尻会員で、最後に 橋本会員、お願いいたします。

〇小山田耕二会員 第三部の小山田と申します。今日はこの「在り方」に関しての方針を 分かりやすく説明いただき、また、われわれの質問に対して真摯(しんし)に答えていた だいたと思います。

私自身は7番で書いているような、いわゆる財政基盤というところに関してのポジティブなご検討というのは大変期待しているところでありまして、委員会そのものは皆さんも現状のリソースで十分に行えないとは皆さん思っておりますので、ここは大変期待いたしたいと思います。

質問ですけれども、今日はかなりたくさんの質問を出されて、補足説明もたくさんいただいて、非常に分かりやすい部分もあったり、十分、腑に落ちないところもあったと思います。この方針自身は今後お変えになられるご予定があるのかどうか。これをお聞きしたいと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 お願いいたします。

○**笹川室長** 変える予定があるかと言われると、一切ありませんと言い切っていいかどうかはありますが、現在、事務方としてはこれを書き換えるというよりはこの方針に基づいて具体的な措置、例えば法律改正で行くのであれば条文化の作業とか、仮に法律じゃなくて府令・会則で行くのであればどうなるのかとか、そういった話になろうかと思います。

すいません。会則をわれわれが考えるという意味ではないですけれども、具体化を考えていくということを申し上げています。

したがって、この紙自体のリバイスというよりは、例えば1ぽつに記載していることを 法律に書いたらどういうふうになるかと。そっちを詰めていって、どこかの段階でご相談 なり、ご意見を伺っていくと。そういうことかなと思っていますけれども、お答えはそれ でよろしいでしょうか。

〇小山田耕二会員 はい。方針ということの改変はありませんということですね。分かり

ました。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは野尻会員、お願いいたします。

○野尻美保子会員 いろいろなやりとりがあって、お話を伺っているうちに、また何を聞いたらいいのかよく分からなくなってきたようなところもあるんですけれども、学術会議の、私はここに6年近く所属しておりまして、一つ残念だなと思うところに、やはり期をまたいだ連続性というものがそれほどないという部分があって、そういうところから今回のご指摘が出てきているようなところがあるのではないかなと思って聞いておりました。

そういう意味では、海外の場合はexofficioと次の、前会長とそれから次期の会長が全体として支えていくような体制というのがあって、それが日本の学術会議にとって適切かどうかということはまた検討に値するとは思いますけれども、何かしらその今の法律の枠組みの中に多少、学術会議で融通できる部分が少なすぎるという側面はあるのかなと思いました。

第四部として何かつくってはどうかというお話があったんですけれども、いろいろな会員の方から、特定の分野に偏るのではなくて三部から均衡に、均等な常に全ての分野に足がかかっているということが学術会議の価値であるということをおっしゃっていただいていて、私もそれに強く賛同するところではあるんですけれども、例えば一、二、三に加えて何か特定の部をつくって、長期的な課題に一部、二部、三部の会員がもう一つ二重に参加していくというような枠組みはあり得るのかなと、ふんわりと思ったところです。

そういうことを考える時にも極めて重要なことは何かというと、その特定の何か課題というものを選ぶのは学術会議の会員であって、その学術会議の総会なり何なりで決めたことで何か新たな部を作っていくとか、期をまたいだ活動を年限を区切ってやっていくとか、そういうことというのは学術会議の活動を発展させていく上では検討に値するようなことなのかもしれないなと思った次第です。

そういうことというのは今、執行部の皆さんはいろいろな可能性を考えてきておられたと思うので、内閣府のほうで案を作るという時に、その執行部の方がよいと思われるような、つまり、よいというのは学術会議の活動を今後、発展させていく上でよい仕組みが今の法律とどういうふうに整合していくかということについて、ぜひ内閣府のほうと、それから今の執行部のほうで一緒に考えていくという体制をつくっていただけると、大変ありがたいと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。ご質問ではなかったかと思いますけれども、何かございますか。

○笹川室長 いろんな形でコミュニケーションや相談をさせていただきたいと思います

ので、今おっしゃったようなことも含めてどういう相談の仕方があるか、相談したいと思います。ありがとうございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは最後でございますけれども、橋本会員、お願いいたします。

○橋本伸也会員 第一部長の橋本でございます。今日は長時間にわたりましてお話しいただきまして、笹川室長、どうもありがとうございます。

最後の発言にしては、些末なところから入って恐縮なんですが、この個別の論点で6つ目、「活動の評価・検証等」というのがございます。

ここのところに「外部評価対応委員会の機能を強化し」と書いてあって、ここの部分が 実は私は意味が分かりませんでした。外部評価対応委員会というのは学術会議の内部につ くられている組織で、外部評価のために有識者にお願いをして、その方々から頂戴をした 評価について機能を強化するという話であれば私たちにも理解ができるんですが、私たち の内部の側を強化することによって評価プロセスを明確にするという、このおっしゃり方 がどういうことなのかというのがよく分からなかったので、この点をご説明をお願いした いということ。

もう一つ。もう先生方から縷々(るる)個別の論点についてお話がありました。その中の一つの重要なキーワードは独立という言葉であったと思います。もちろんこの評価の問題というのは、独立性との関係で非常に重要な問題なんですが、その細部に入るような、あるいは組織論に入るような議論は今はもう時間の関係もありますので差し控えようと思うんですが、一つ、学術会議の会員が思っている独立という言葉と、笹川さんが思っておられる独立という言葉の間に非常に大きな隔たりがあるんじゃないかという気がいたしました。

私も幾つかの法律を見てみたんですけれども、例えば行政委員会等において、その行政 委員会の長等が独立して業務に当たるという書き方がされている例がたくさんあります。 恐らくこれは官庁の中での上下の指揮命令系統とは異なる形での判断をしてよいという、 そういう権限が与えられているという、そういう意味での独立という言葉なのではないか なということとして理解をしました。

その文で使われている独立という意味で、ここの政府の文章なりが、あるいは今日のご説明があったのかどうか。逆に申しますと、例えばイギリスのRoyal Societyはそのホームページの最初のところにインディペンデントであるということを極めて強く強調する形で書いています。そこにあるのは、Royal Societyがインディペンデントであるという組織の問題として書かれているんですが、同時にそれは学問というものはすべからくさまざまな世俗や宗教等の利害とは異なる、それこそ独立をした価値を基準として作られていくものであるという意味が込められているというふうに理解をしています。

そこで言っている独立という言葉は恐らく指揮命令系統の枠外にあるというような意味での独立という話とは異なるものではないかということで、同じ言葉で全く違う理解をして私たちは今日、議論をしていた可能性があると思います。これは簡単に埋まるものではないと思います。それぞれの分野はそれぞれの分野の言葉の使い方の下で思考をし、組織がつくられ、それによって運営されていきますので、私たちも官庁における独立という言葉の使い方を理解しないといけないと思いますけれども、同時に内閣府においても学問において独立という言葉がどういう意味をもって使われているものなのかということについて再度、真剣なご検討をいただけないかと思っています。以上です。

○**高村ゆかり副会長** ありがとうございます。最後にお願いいたします。

○笹川室長 評価の点でございます。ここも具体化はこれから検討ですので、あまりうまくコメントはできないんですけれども、この「委員会の機能を強化し」と書いてある意味は、いろんな形があり得ると思います。例えばこの委員会を丸ごとコピーして法律で書くというのもあるかもしれませんし、この機能をどこかに移してやるというようなことももしかしたらあるのかもしれません。そこはいろんなやり方があると思いますけれども、いずれにしても中味として今、考えていることは、冒頭、申し上げたとおり、学術会議が自己評価を今、第三者の意見を聞いてやっています。それをもっと仕組みとしてきちっと整えて厳格、透明に取り組んでほしいという趣旨でございます。

それから、独立性、ここはご意見を伺ったということでよろしゅうございましょうか。

○橋本伸也会員 この文章を貫く独立という、何か所かで学術会議が独立してということ をおっしゃっている。このここでおっしゃっている独立という言葉はどういう意味で使われているのかという質問です。

○笹川室長 そこは橋本先生の問いのご趣旨は非常によく分かったつもりです。その上でお答えいたしますが、学術会議の独立性というのは何かということについて、政府としては「政府・各省の掣肘(せいちゅう)を受けないことである」というふうに国会において答弁しておりますので、きちんとした場における答弁としてはそのようにお答えさせていただきたいと思います。

○高村ゆかり副会長 大変長い時間をかけて、できる限りの会員の皆さまのご意見をいただいてまいりました。笹川室長にも一つ一つお答えいただきました。

特に今回、私自身もびっくりしましたけれども、新しい部の、これは一つの選択肢としておっしゃったと理解していますけれども、そして、任期の延長の可能性について出たのは、正直びっくりしたところです。恐らくこれは会員の選考のプロセスにも関わる点。こ

れは光石会員からもご指摘があった点ですけれども、望月副会長のほうから一言ご発言を ご希望だと思います。

○望月眞弓副会長 ありがとうございます。今までのご質問と全く違いまして、実務的な部分でのご質問になります。その前に、本日は長時間にわたりご説明、それからご丁寧なご回答をいただきまして、笹川さんに心から感謝を申し上げます。

それで、本当に実務的な質問になりますけれども、新しい改正法をこれから次の国会に出される、ここは決まっていると。その後、これが成立した後、いつ施行になるかのところはまだはっきりしないところがあると。そういう中で、先ほどこの新しい法に基づいた選考をやっていただくことになるということだけは明確におっしゃられたように私はお聞きしました。

この新しい法に基づいて選考するということと、現在、私どもが鋭意進めております、 この次期の会員の選考のためのこのプロセスはかなりもう進んだ段階になっておりまして、 まずはこれは一体どうしたらいいのかというのが今日のご説明では私は判断しかねる部分 がございました。

さらに加えて、それのために会員の任期を延長するということについても言及をされていらっしゃいまして、この会員の任期を延長するということは極めてまれなことになります。外から見ると、とてもご都合主義にも見えるところもあるのではないかと思っておりまして、ここの部分についてどのように私どもは今回のご説明を捉え、どういうふうに運用していくというのがよいのかについて、何かご意見をいただけたらと思います。

○笹川室長 ご丁寧に、かつ厳しい質問をありがとうございます。

具体のスケジュールについてはまさに副会長がおっしゃったとおり、これから中味も見ながら検討ということでございますけれども、私どもが一番考えているのは、次の大きな改選は新しいプロセスでやっていただき、透明・厳格なプロセスの下で多様な会員の皆さまに入ってきていただきたい。それで活動していただきたいということでございます。

そこから出発すると、次の令和5年10月の改選は法律が通ればという前提ですけれども、新しいルールでやっていただきたい。そうすると、おそらく法律案の成立は、首尾よく行っても来年の春なり初夏なりということになるでしょうから、そこから新しいプロセスで選び直して10月というのはたぶん現実的ではないので、一定の準備期間が必要なのではないか。そういうことを申し上げています。

○望月眞弓副会長 その場合、先ほど会員の任期の延長ということでそこを進めるということのご提案だったのかなと思うんですけれども、やはり会員の任期を延長するにしても、特例として扱うにしても会員の、例えば定年ですとか、いろいろな形の縛りというのは現行法の中でございます。そういったところも含めて、この本当に実際にできるんでしょう

かというところがやっぱり私どもにとってはとても難しい判断が必要になるところだなと 思っております。

この点に関しては、ぜひもう少しご検討をし直すとか、そういうことも含めてお考えい ただくことをお願いしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○笹川室長 いずれにしても、それも含めてご意見をいただいて、相談といいますか、ご 意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは最後に、会長から本日の議論を踏まえて、一言お願いできればと思います。

○梶田隆章会長 ではまず笹川室長、本日は大変長い時間、政府の方針をご説明いただき、 また、会員からの質問にもお答えいただきまして、ありがとうございました。

そして、皆さま、本日、学術会議の在り方に関する政府方針について大変有意義なご議 論をいただきまして、ありがとうございました。

昨年、総会で取りまとめた『日本学術会議のより良い役割発揮に向けて』の文書で示した改革を着実にわれわれは進めてきたと考えております。本日の議論を踏まえると、今回の政府方針は透明性の向上・多様性の実現などの改革を試みつつ、既に進んでいる会員選考プロセスを含めて学術会議の在り方や活動に極めて深刻な影響を及ぼすものになる可能性があるということを、この2時間で明確に受け取りました。

ご承知のとおり、今月21日に改めて総会を開催する予定です。本日の議論も踏まえまして、学術会議として政府方針にどのように対応するのか。21日の総会でしっかり審議をして、その考え方、対応につきまして取りまとめていきたいと思いますので、引き続きこの件につきましてご検討をよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございました。先ほど意見は尽きないというふうに室長からもございましたけれども、6日に政府方針が出てから、先生方、初めて議論していただきました。追加で今日の議論を踏まえて、ご質問、ご意見があるのではないかと思っております。本日欠席の会員の皆さまも含めて一定の期間を区切って追加的なご質問、ご意見を受けさせていただいて、大変恐縮ですけれども、内閣府の笹川室長のほうからお答えを適宜いただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

それでは、こちらでこの政府方針への対応についての議論は終了とさせていただきたい と思います。

[非公開審議の承認について]

○高村ゆかり副会長 大変恐縮でございますけれども、ご存じのとおり、最後、午前の総会のところで議論になりました会員及び連携会員の選考について、改めて議題といたします。本件につきましては、午前に引き続いて議論を行うものでして、一定の確認事項でございますが、会長からご説明がありましたように、会員及び連携会員の選考の過程にあって、当面公開にはなじまない情報が一部含まれていることから、午前と同様、非公開での審議とさせていただきます。

従いまして、本日の総会の議題は、この案件で終了となりますので、傍聴の皆さまはこちらで退室をお願いできればと思います。併せて、傍聴用の動画の配信も停止をいたします。恐縮ですけれども、会場で傍聴されている皆さんはご退室のほうをよろしくお願いいたします。

「傍聴者退場〕

- **○高村ゆかり副会長** それでは、以上で本日の総会の議事は終了といたします。議事進行 を会長にお戻しをいたします。
- ○梶田隆章会長 高村副会長、どうもありがとうございました。

本日は、皆さま本当に精力的にご議論いただきまして、ありがとうございました。先ほど申しましたように、次回12月21日の総会、これは非常に大切なものになると思います。ぜひご出席いただきまして、ご議論のほどをよろしくお願いいたします。

最後に、事務局から連絡事項があると聞いております。

○企画課長 この後の日程についてお知らせいたします。幹事会がございます。当初は5時から予定していたのですが、どうしましょう。では、17時35分から幹事会を開催いたします。幹事会にご出席される方はお時間になりましたら、2階の大会議室、またはオンラインにてご参加ください。

席上に残された資料は事務局にて破棄いたしますので、ご入り用の場合はお持ち帰りくださいますようお願いいたします。

以上です。

○梶田隆章会長 ありがとうございました。

それでは、これで本日の総会を終了いたします。どうもありがとうございました。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございました。

[散会(午後5時27分)]

令和4年12月8日、12月21日 於・日本学術会議講堂

第186回総会速記録 令和4年12月21日(第2日目)

日本学術会議

1,	開会 午前10時00分	2
1,	配布資料確認	2
1,	学術会議の在り方に関する政府方針への対応①	3
1,	再開 午後3時35分	58
1,	学術会議の在り方に関する政府方針への対応②	58
1,	散会 午後4時51分	77

[開会(午前10時00分)]

○梶田隆章会長 皆さま、おはようございます。これより、日本学術会議第186回総会 の2日目を開会いたします。

[配布資料確認]

○梶田隆章会長 議事に入る前に、本日の配布資料および留意事項について事務局から説明いたします。

○企画課長 事務局でございます。まず、配布資料の確認をさせていただきます。本日の総会での追加配布資料は、資料8から資料11の4点です。資料8、日本学術会議の在り方について(具体化検討案)、資料9、「日本学術会議の在り方についての方針」へのご質問・ご意見への回答、資料10、「日本学術会議の在り方についての方針」に関する懸念事項について、資料11、令和4年12月8日日本学術会議第186回総会速記録、以上でございます。このうち、資料11につきましては非公表資料でございますので、傍聴されている方には配布されておりません。また、ご参考として、前回、12月8日に配布させていただいた資料2、報告資料の抜粋、資料7、日本学術会議の在り方についての方針、参考資料等も改めてお配りさせていただいております。

資料はそろっておりますでしょうか。会場でご参加の方で足りない資料等がございましたら、挙手いただければ事務局の担当者がお持ちいたします。また、本日の総会散会後、 席上に残された資料は事務局にて破棄いたしますので、ご入り用の場合はお持ち帰りくだ さいますようお願いいたします。

続いて、留意事項について申し上げます。本日はオンラインにより参加されている会員の方々もおられます。ご発言される際には、冒頭にお名前と所属部をおっしゃっていただき、はっきりゆっくり発言いただきますようお願いいたします。会場からご参加いただいている皆さまは、発言のご希望がある場合は挙手をお願いいたします。指名をされ、ご発言の際には、係の者がワイヤレスマイクをお持ちしますので、そのマイクを使って大きな声でご発言いただきますようお願いいたします。ハウリング防止のため、会場からご参加いただいている皆さまは、オンライン会議には接続されませんようお願いいたします。

オンラインにてご参加いただいている皆さま、入室に当たり本人確認にご協力いただき、 ありがとうございました。会議中は、カメラはオン、マイクはオフにしていただきますよ うお願いいたします。また、発言のご希望がある場合は、チャット機能または挙手機能を 利用して意思表示いただき、指名を受けましたらマイクをオンにしてご発言ください。な お、チャット機能を使用される際は、ホストへのダイレクトチャットではなく、全員宛て のチャットでご連絡くださいますようお願いいたします。 なお、総会の傍聴を希望される方や報道の方には、総会の様子を動画でも配信しておりますので、ご承知おきください。傍聴されている方におかれましては、本日の資料は日本 学術会議のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

連絡事項は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○梶田隆章会長 ありがとうございます。それでは議事に入ります。これからの議事進行 は高村副会長にお願いいたします。

○高村ゆかり副会長 皆さま、おはようございます。それでは、会長に代わりまして総会 の議事を務めさせていただきます。

まず、現時点での会場での出席会員ですけれども、この会場に72名、オンラインでのご出席の会員が80名でございます。先日、12月8日の総会におきまして、日本学術会議第186回総会および部会におけるオンライン参加の併用につきましてはご承認を総会でいただいておりますので、オンラインで本日ご参加いただいている会員の皆さま出席として扱うことになります。これによって、本日、会場とオンラインの両方合わせました出席会員は152名で定足数に達しておりますので、その旨ご報告をいたします。

[学術会議の在り方に関する政府方針への対応①] [会員任命問題への対応]

○高村ゆかり副会長 それでは、早速ですけれども議事に入ってまいります。学術会議の 在り方に関する政府方針への対応、そして会員任命問題への対応を本日の議題としており ます。

まず、本日、この議題の審議に入る前に梶田会長から発言がございます。では梶田会長、 お願いいたします。

○梶田隆章会長 ありがとうございます。本日は年末の多忙の中、第186回総会2日目にご参集いただき、ありがとうございます。12月8日の総会初日には、日本学術会議法の改正を含む政府方針について、内閣府の笹川総合政策推進室長から詳細な説明をいただき、長時間にわたる質疑応答を行いました。本日はこれを受けて、日本学術会議として、この政府方針に対してどのような態度を取るのか、この場でお決めいただけなければなりません。そのような重要な役割を担った総会ですので、皆さまの積極的な議論をお願いいたします。

もう一点、第25期の発足に当たり、本会議の推薦にもかかわらず、任命権者によって 任命されなかった6名の方々を一刻も早く会員としてお迎えすることも、私たちにとって とても大切な課題です。これも本日の議題としてご案内してまいりました。他方、12月 8日の総会での政府方針についての説明では、会員選考・任命プロセス自体の大幅な見直しや、法改正が成立した場合には、既に開始している次期会員選考のやり直しを求める可能性さえ提示されています。適正な会員任命を求める際の前提が覆されようとしております。先日の質疑応答では、今後も任命拒否はあり得るのかとの会員からの質問がありました。これに対して、これを否定するような回答は得られませんでした。

このような中で、8月の第185回臨時総会の場で会員の皆さまから提案された再推薦という方法についても、それを行い得る状況にあるのか検討してまいりました。政府に対して、学術会議として6名の方々の任命を求める明確な意思を伝え続けなければなりませんが、この状況下で再推薦という方法が現実的に可能か大変苦慮してまいりました。

さて、1点目の政府方針への対応については、総会1日目にご発言いただかなかった会員の皆さまのご意見を伺うために、書面での意見の提出をお願いいたしました。これについては、期日までに多数の会員の皆さまから質問やご意見を頂戴し、内閣府には質問に対し、書面ないし直接この場で回答するようお願いいたします。その回答につきましては、書面でも出ておりますが、本日、笹川室長からご説明いただけるものと考えております。お寄せいただいた意見の多くは総会初日の議論と重なっていて、今回の政府方針および口頭説明に危惧を抱くものであり、数々の問題点をご指摘いただきました。他方で、政府方針に賛同され、また日本学術会議側の問題点を指摘した声も頂戴いたしました。こうした異論をお寄せいただいたことに、心よりお礼申し上げます。心すべきことだと思います。

頂戴した意見は全て本日の会議資料としておりますが、これを会議の議事録と並ぶ正式な記録として残してまいります。本日は、そうした異なるご意見もあることに留意しながらも、日本学術会議としての意思を明確にしていきたいと考えております。

政府方針および内閣府からの説明に対して私が抱いた懸念については、8日の総会の議論を基に、「日本学術会議の在り方についての方針」に関する懸念事項についてという文書を取りまとめ、本日の審議のための参考として事前に会員の皆さんにお送りいたしました。また、これを会員の皆さまからの追加の質問・意見と共に内閣府に伝達し、本日までにご回答いただくようお願いしてまいりました。内閣府からの回答は、これからご説明をいただきます。

また、会員への送付に続きまして、学術会議の職務の一翼を担っていただいている連携 会員の皆さんにも、現在、日本学術会議の直面している状況についてご理解いただくため の一助としてお送りいたしました。

時間の制約がありますので、私の懸念事項の内容をここでいちいち繰り返して説明する ことはいたしませんが、書面がお手元の配布資料に含まれておりますので、そちらをご覧 ください。

なお、日本の科学者の内外に対する代表機関である日本学術会議の責任として、本日皆 さまに決めていただいた意思を広く内外にお伝えしなければならないと考えています。国 内の学協会には即日でお伝えすることとし、また共に活動している各国のナショナルアカ デミーや国際学術会議、その他の国際的な学術機関に対しても、できるだけ早く表明した 意思をお伝えできるようにしたいと考えています。

総会初日にも申し上げましたが、政府とアカデミアが意思疎通を図りながら、現在の世界が直面する難局に当たるべきであるということは言を待ちません。その一方で、学術には一国に限定されない普遍的な価値と真理の追究という独自の役割が期待されています。さらに、日本学術会議は、学術の立場から、まだ顕在化していない問題も含め、中長期的視点で私たちの社会や人類、さらには地球の将来のことに関する重要な課題を議論し、社会に問うことが求められています。そのような自律した学術の立場を保証するものとして、日本学術会議法第3条の独立して職務を行うという規定がなされているものと解するのが妥当だと考えます。

今回の政府方針および予定されている法改正案が、そのような精神に合致して学術の健全な発展と人類の福祉に資するものかどうか、そのことについて学術の立場からしっかりと吟味して学術会議の意思としてお示しし、アカデミアや広く国民の皆さんにご議論していただかなければなりません。そのための皆さまの積極的なご議論を本日はお願いいたします。

私からは以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございました。本日、まず午前中の議事の進め方でありますけれども、ただ今、会長からもありましたように、先日、12月8日に引き続きまして、内閣府総合政策推進室の笹川武室長にお越しいただいております。前回の総会で出された質問にお答えいただきましたけれども、先日の日本学術会議の在り方についての方針、こちらは資料の7にお手元にお配りしております。このご説明をいただいたことを踏まえて、本日は日本学術会議の在り方について(具体化検討案)、こちら資料の8でございます。こちらについて、まずご説明をいただきます。

また、前回の12月8日の総会の後に、こちらも会長からありましたけれども、会員の皆さまからいただいた質問・意見についてご回答をいただいております。こちら資料の9であります。こちらについてもご説明がいただけるのではないかと思いますし、ご意見をいただいた先生方をはじめ、ご議論をいただく機会としたいと思います。

そして、資料の10、先ほど、会長名で懸念事項についてという文書を12月15日付で会員の皆さまにお届けしておりますけれども、この懸念事項についてもお答えをいただけるものと期待しております。

この午前中の総会では、笹川室長からのご説明とご回答を伺った上で、改めて会員の皆さまからのご質問・ご意見をいただきたいと思っております。本日の午前、そして午後の総会というのは、会長が冒頭におっしゃいましたように、この政府方針に対してどのような態度を取るのか、示すのかということを会員の皆さまに決めていただく重要な総会だと理解をしております。その議論を笹川室長とご説明とご意見も踏まえながら進めてまいり

たいと思います。

それでは笹川室長、ご説明をお願いできますでしょうか。

○笹川室長 内閣府、笹川でございます。梶田会長、役員の皆さま、いつもお世話になっております。前回に引き続いて説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今日は、今、高村副会長からお話がありましたとおり、大きく3点ございます。1つは、前回の総会の後にいただいた追加質問でございます。意見は、これ以上にたくさんあったようですけれども、意見も拝見いたしました。そのうち質問ということでお答えするようにというご指示、ご依頼があったものについて、たくさんだったんで直前になってしまいましたけれども、お答えをお持ちしたところでございます。

これについては、かなり前回総会とかぶる部分もあり、また一つ一つやっていくと、かなりの時間になりますので、基本的にはご覧いただければと思いますが、この後の説明の中で幾つか、やはり口頭ではっきりご説明しておいたほうがいいと思う論点については言及していきたいと思っております。

それから、2点目、具体化の検討案というもの。これは、前回総会で方針という紙をお渡しして、そしてそれについて口頭で、あの時点で考えていることを申し上げました。基本的には、その時、口頭で申し上げたことを紙に書いた、1週間ぐらいの時間の差がありますので書いたというものでございます。それで、これは自民党の学術会議のあり方についてのPTに説明しろということだったので、この紙を作って持っていってご説明しました。その時の様子は大変厳しいものでしたけれども、併せてご紹介しながら、中身を簡単に説明させていただければと思っております。

それから、最後、12月14日に懸念事項ということで梶田会長からいただきました。 これについては、すいません、なかなか紙にする時間もなかったので、今日、ここは丁寧 に口頭でお答えというかコメントさせていただきたいと思っております。

では、まず最初の資料、具体化検討案をご覧いただきながら聞いていただければと思います。

まず、これは前回の方針を基に、それを具体化し、自民党のPTでも了承された紙、基本的にはこの線に沿って作業を進めていきたい、進めるに当たっては、学術会議の意見も聞きながら進めていきたい、そういうものでございます。

前文のところ、最初の2つのパラグラフはほぼ変わっておりません。政府としての問題 意識、すなわち政府・産業界・社会、あるいは広く国民と問題意識、時間軸などを共有し ながら、中長期的・俯瞰的分野横断的な課題について時宜を得た質の高い科学的助言など を行う機能等を強化する、そういったことが基本的な目的だと思っております。そのため に学術会議組織の設置の在り方としては、国のまま法を変える積極的な理由がないと学術 会議はおっしゃっていました。それであれば、国として存置した上で、今申し上げたよう な機能を今まで以上に発揮していただけるように活動・運営の透明化、ガバナンスの強化、 そういった改革を進めていく、そういう考え方でございます。

前回も申し上げたとおり、学術会議が昨年4月の「より良い役割発揮に向けて」に基づいて、いろいろ進めていらっしゃる改革、対話の強化ですとか科学的助言機能の強化、あるいは選考の透明化、説明責任の強化、基本的には同じ方向を考えているものと思います。ただ、この改革がここまで進んだという成果を、一つには法律に取り込んで、ここでしっかりと成果として確定させ、さらに早く、さらに徹底的に、そういう気持ちで法律改正を考えていると、これも前回申し上げたとおりでございます。

その上で前文の3パラ、令和5年通常国会に所要な法案を国会に提出することを目指すということで、時期については若干、前回の紙よりは踏み込んで書いております。ここは与党のPTでも、この具体化検討案自体、与党から見ると非常に不十分なものではあるけれども、まず改革の第一歩として、なるべく早く行うようにという意向でございましたので、そういった気持ちを書いております。当然、下から3行目ですが、学術会議の意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

それで最初のところ、中期的な事業運営方針、これは活動方針というような言い方をしていましたが、3年ごとの期ですので、一応2期6年を目安にしたらどうかということで、6年を目安として、そういった方針を定めていただいて、活動・運営に関する基本的な考え方や事項を対外的にも明らかにしていただく。それによって期をまたいだ活動の継続性といったものも確保されるでしょうし、活動・運営の透明化、あるいは行政・産業・社会等々との意思の共有、あるいは対話の促進にも資するのではないかと考えております。

具体的には今後検討していかないといけませんけれども、どんなことを書くのかというと、1つには職務について重点的に取り組む事項。それから、社会とのコミュニケーション、どういう形で、どういう考え方でやっていくのか。それから、内部の組織。今でも分科会の見直しなどを行っていらっしゃるようですけれども、そういったことを書いていただいたらどうかと思っております。この3つに限るということでもございませんが、主要なポイントとして、こんなことが考えられるということでございます。

それから、2点目が科学的助言のところでございます。科学的助言に入る前に、前文、 最初の2つのパラグラフの部分と科学的助言に共通することについて、追加でいただいた 質問なども含めて幾つか付言させていただきたいと思います。

まず、政府等とか政府・産業界等というふうに我々は書いています。産業界だけなのか というようなご質問、前回の総会でもございましたし、追加質問にも書いてありました。 ここは総会でも申し上げたとおり、そういう限定する意味ではなくて、広く社会、国民を 意味しているつもりでございます。

「より良い役割発揮に向けて」の中でも、対話やコミュニケーションの相手方、あるいは科学的助言の受け手として、学協会、それから政策立案者、ここには政府だけじゃなくて立法府、それから地方行政関係者というように書かれています。専門職団体、産業界、NGO・NPOなどが挙げられております。全く同じかどうかは別として、基本的にはそ

のように広く捉えておりますので、特段限定するつもりはございません。

それから、2点目ですけれども、問題意識等の共有ということで、問題意識を押し付けるのはいけないとか、あるいは同じような結論を求めるのかというようなご指摘もございました。それについても前回の総会でご説明したつもりでしたけれども、結論を共有するというようなことを求めているわけでは毛頭ございません。ただ、科学的、それから科学的助言についてだけ、我々は申し上げているわけではなくて、前文のところをよく読んでいただくと分かりますが、2番目の「政府としては」のパラグラフの3行目ですけれども、「時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を強化すること」ということは、それ以外の活動、科学、学術の浸透もあれば、国際活動もあるでしょうし、幅広く学術会議の活動自体が中長期的視点、あるいは分野横断的な視野でということを考えているところであります。それで結論を共有することを求めているわけではございません。

ここは、昨日改めて「より良い役割発揮に向けて」を読んだんですけれども、その中には例えば政府ならびに広く社会や人々との対話を通じて、課題設定および内容の妥当性を高めるための試みを強化するなどガバナンスの強化に取り組む。それから、政府や広く社会の関心も徴して課題設定を図るとともに、受け手との不断の意見交換が必要と書かれていて、これもさっきと一緒ですが、全く同じことを考えているかどうかは別として、基本的に同じことを考えられているのではないかと我々は思っている次第です。あくまでも科学的助言の問題設定、課題設定、あるいは審議、それからそれ以外のシンポジウム等々いろいろあると思います。国際活動もあると思います。いずれにしても、課題設定、それから時間軸等を考える時に、受け手、あるいは関係者とよく頭合わせをするというのは普通やることだと思いますので、そういったことを求めているというか必要だと申し上げているということでございます。ご理解いただければ幸いでございます。基本的には、ここについてはそういうことです。

それから、科学的助言機能の強化に戻ります。具体化検討案の1ページ目の下のほうですけれども、ここは緊急性の高い課題、あるいは緊急性は置いておいても、幅広い課題について分科会等々を東ねて、あるいは時間軸をそれこそ合わせてどういうふうにやっていくか、幹事会が中心となって今でもそういった試みはやられているんだと思いますけれども、そこをより意識的に、より強力にやっていただければということを書いております。

それから、2ページ目、幹事会のリーダーシップを通じて、問題意識、時間軸等の―― 等と言っているのはいろんな制約とか諸条件のことですけれども、共有、課題設定、レビュー、フォローアップが適切に行われるようにということ。ここも「より良い役割発揮」の中で意識されていたことかと思います。こういったことをよりしっかりやっていただければということでございます。

実際、フォローアップ等も出した後、どのぐらい役に立ったかというか、政府なり、経済界なり、社会に影響を与えたのかというところの確認、あるいはそれが仮に不十分だったらどう改善していくのかということは非常に必要なことだと思います。特に、国の機関

として国費でやられている以上は必要だと思いますので、後ろのほうの評価とも関係しますけれども、しっかり取り組んでいただきたいところです。この辺りも自民党からは、もっと徹底的にというような意見がPTでは出ましたけれども、基本的にはそういった意識をしっかり持っていただいて、法律上もし必要があれば、ある程度の枠組みは設定した上で、自主的にといいますか、独自の考え方でやっていただくのがよろしいかということで、この程度の内容になっております。

それから、3番目、委員会・分科会の見直しのところは、現在でも分科会の見直しをやられているようですけれども、承知している範囲では、4月の総会で議論されて、その後、やられているのかもしれませんが、特に進んだという感じでは伺っておりません。これについては確か、今期の最後までには来期に向けて結論を出すんだというようなお話だったと思いますので、そういった形で進んでいるんだろうと思いますけれども、内部の組織の編成についての考え方などは、冒頭にあった事業運営方針の中で、ある程度基本的な考えを明らかにしていただくということがよろしいかということでございます。

それから、新興分野、あるいは幅広い融合分野への対応体制については、これは後で懸念事項のところのお答えのところで少し詳しく申し上げますけれども、基本的には皆さまに頑張っていただいて、その結果を評価等々でウォッチさせていただくということかなと思っております。

それから、4番目、会員・連携会員に求められる資質等の明確化。ここも前回口頭で申し上げたようなことを列挙したということでございます。①の優れた研究・業績、ここはまさに本丸というか、当然持っていらっしゃるはずのもので、まさに学術会議の先生方が、その有無を次の会員、あるいは連携会員について判断するということなのでしょうけれども、それ以外にも分野横断的な見識、それからいろんな学術分野をつなぐ力、さらには国・経済界・社会等々とのコミュニケーション、対話の能力、そういったものも必要なのだろうと思いますし、いろいろなバランス、新分野からの積極的な登用、あるいは外部から推薦された方も、いい人がいらっしゃれば、ぜひ積極的に登用していただきたい、そんなことを書いているところでございます。

それから、5番目、選考・推薦のところです。高い透明性の下で厳格な選考プロセスが 運用され、国の機関であることも踏まえ、選考・推薦、内閣総理大臣による任命が適正・ 円滑に行われるよう必要な措置を講じるという基本的な考え方の下で、前回お話しした 2 つのことを紙に書きました。幅広く多様な人材の中から、会員・連携会員の候補者を選考 できるようにするために、会員・連携会員以外の方にも推薦を求めるといった仕組みを導 入する。それから、会員・連携会員以外の第三者から構成される委員会を設置して、選考 に関する規則・ルールですとか選考について意見を述べることにより、会員・連携会員の 選考プロセスの透明性の向上・厳格化を図る。委員会の意見は尊重していただくというこ とでございます。

基本的な考え方をもう少し詳しく申し上げますと、追加質問のほうにも入っていますけ

れども、学術会議の会員・連携会員は、個別分野の深い学識に加えて、分野横断的な知見、あるいはさまざまな対話能力、国際的な業績評価、高い資質が求められるということでございます。従って、そういったふさわしい方々に会員・連携会員になっていただくためには、まずできる限り幅広く多様な人材の中から、母集団ですね、候補者を集めてくる必要があると考えております。具体的な設計、詳細の詰めは、これから学術会議の意見も聞きながら検討していくということですけれども、推薦を求める相手方としては、学術会議と対話、コミュニケーションなどが求められている学協会、大学関係組織、経済団体、ここは省庁ということじゃないと思いますけれども、政策関係機関などからも幅広くいただくのがよいのではないかということでございます。前回の総会で、これは結局、経済界なのかというようなご質問が確かありましたけれども、今申し上げたとおり、そんなことは当然ございません。なるべく幅広くというのが趣旨でございます。

それから、学術会議が重要な職務を独立して行うということとされている以上は、国民から理解され信頼される存在であり続ける必要がある。そのためには、活動・運営の透明化だけではなくて、活動を担う会員・連携会員の選考自体も透明・厳格なプロセスで行われる必要があるだろうということでございます。そういった趣旨で、第三者委員会的なものを設置して、選考・推薦プロセスの透明化・厳格化を図ることが必要だろうということでございます。

第三者委員会につきましても、具体化はこれからですけれども、ここで言う委員となる 第三者、別に産業界、経済界だけを意味しているわけではありませんし、これから検討で すけれども、一定の必要な手続なり何なりを経て、適切な方が人選されるように、そうい う必要があろうかと思っております。

それから、5番、推薦・任命のところの③でございます。ここは改めて自民党からも話がPTでありました。次期改選は、制度改正後の透明かつ厳格な新しいプロセスで行うべきであろうということでございます。そうだとすると、もう少し詰めないといけませんけれども、これまで選考に関する法律改正や何かをした時の例を見ると、具体化に必要な規則の制定とか選考期間なども考えれば、1年半とかそのぐらいは改選自体を延期して、必要な準備をしていくということが必要になろうかと思います。そうだとすると、現在の会員・連携会員の任期も必要な調整を行うということになろうかと思います。この辺りは、ご意見も伺いながら、また詳しく検討していくということかと思います。

3ページ目、評価・検証、ここも前回口頭で申し上げたことを少し紙に落としてみたということですけれども、他の行政機関よりは高い透明性が求められる、独立して活動する国の組織であるということは、そういうことだと思いますので、外部有識者の意見を聞きながら、目標・評価基準などを明確に定めていただいた上で自己評価を行って結果を公表していく。そして、それを改選に役立てていただく。そういった枠組みは法律で設定して、そしてその下でしっかり検証していただくということを考えております。

フォローアップのほうは変わらないので、この具体化検討案の中身は、そういったこと

でございます。

それで、この具体化検討案については、先ほども申し上げましたけれども、自民党PTでもかなり強い意見があって、そもそも前回、8日にお示しした方針自体が自民党から見ると不十分なので、もっと議論して徹底的に進めるべきだというようなお話もありました。いろいろございましたけれども、結果として改革の第一歩として、これを速やかに実施すべしということで了承されたという経緯があります。

PTでも、政府の方針が極めて不十分だけれども、ガバナンスの強化をしっかりやる。特に選考・推薦といったことですけれども、しっかりやっていく。それを通じて、3年後、6年後を見ていって、今後の活動をしっかり見ていって、学術会議が改革があまり進まなければ、そこでもっと考えないといけない、そういった意向がはっきり示されたところでございます。

それから、ここはあまり報道されていなかったと思いますが、その後、後藤大臣が記者さんのぶら下がりというか質問を移動中に受けて、その時おっしゃっていたのは、自民党からは提言と比べて不十分だと。改革が進まなければ、3年後見直し、あるいは6年後見直しで民間法人にすべしという厳しい意見が続出して会議が長引いたが、何とかご了承いただいた。そんなような受け答えをされたと承知しております。

では、ちょっと長くなっていますが、梶田会長からいただいている懸念事項について、 あまり長くならないように留意しながらお答えさせていただきたいと思います。

まず、この見直しの議論は始まったばかりなので、十分に議論していないので、次期国会に法案を提出するのはあまりにも拙速であるというご指摘でございます。これについては、学術会議におかれても「より良い役割発揮に向けて」などに基づいて、対話機能、科学的助言、あるいは会員構成の多様化、説明・選考責任の強化などの改革を進めていらしたと承知しております。冒頭申し上げたとおり、基本的な方向性については共有されているんじゃないかと思っておりますが、この自己改革の成果を着実に法律に取り込むとともに、さらなる改革を加速したいという趣旨でございます。

国の機関である学術会議が国民から理解され信頼される存在であり続けるためには、これまでも類似の改革が行われてきましたけれども、徹底的な改革が一定の時間軸の下で迅速に実施されることが重要だろうと考えております。確かに時間的にあまり余裕があるわけではございませんけれども、学術会議の意見も伺いながら必要な検討作業を進めて、法案化を進めていきたいと思っているところでございます。

それから、今の会員は6年の任期を前提に受託されている。定年を迎える方もいらっしゃる。そういったことについての影響をどう考えるかというか、強い懸念を抱くというご指摘でございました。ここも先ほどと繰り返しになりますけれども、国民から理解され信頼される存在であり続けるという観点からは、改革が迅速に行われる必要がございます。活動・運営だけではなくて、選考・推薦・任命についても、従って次期改選から透明・厳格なプロセスで行われる必要があろうかと考えております。過去の例を見ると、1年半程

度、その法律の成立から準備期間を設けた上で施行されているということでございます。 これによって任期が延長、あるいは短縮される方々の定年などへの対応については、学術 会議の意見も聞きながら、それから過去の法改正の時の例も参考にしながら検討作業を進 めていきたいと思っております。

それから、仮に法改正が行われる場合には、施行は科技イノベ法と同じようにというようなお話。ここもお答えとしては今と一緒でございまして、改革は迅速にという考え方の下で進めていきたいと思っております。過去の例で見ると、選考については1年半ぐらいの間を置いていた。具体的な準備期間、内容などについては、もちろん学術会議の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

それから、第三者による推薦、第三者委員会の設置は、その中身によっては会員選考の独立性を損なう恐れがある。第三者委員会の権限、効力、委員構成等々について明確な説明を行うべき。ここはそのとおりというか、明確に説明すべきなんですけれども、繰り返し申し上げているとおり、まだ検討を進め切れていないところでございます。具体化し次第というか、ご意見を伺いながら検討を進めて、随時その内容をお話しさせていただければと思っていますが、現時点での考えは、これまで述べたことをまとめますと、国の機関である学術会議が職務を独立して行う以上は、国民から理解され信頼される続ける存在である必要がある。そのためには、活動・運営にとどまらず、活動を担う会員・連携会員の皆さんの選考も同様に透明・厳格なプロセスで行われる必要がある。このために第三者委員会を設置して、選考に関する規則、選考について必要な意見を述べることによって透明化・厳格化を図る。それから、幅広い候補者を集めるという意味で、第三者による推薦も制度化したいということでございます。

補足すると、これも前回申し上げたと思いますけれども、第三者委員会は選考・推薦プロセスの透明化・厳格化を考えているものですので、現時点ではそれ以外の活動・運営などについて意見を述べるということまで想定しているわけではございません。

それから、こういった委員会を設置する以上、その意見は尊重していただくべきものだと考えておりますが、法制的にどういうふうな規定を置くかということは、技術的なことについては今後検討かと思っています。

それから、第三者委員会の構成メンバーについても、すいません、ここもまだこれからですが、必要な手続などを経て適切に人選されるように設計というか詰めていきたいと考えているところでございます。

それから、政府方針の中では、何をもって選考・推薦・任命が適正・円滑化、法改正が必要となるような事例があったのか、示されていないというご指摘でございました。これについては、重複になりますが、幅広く多様な人材の中から会員・連携会員の候補者を選考するために、会員・連携会員に限らず、知見を有する外部の方々からも会員・連携会員の候補者となるべき者の推薦をいただく仕組みを設けたい。それから、選考のルール、あるいは選考について意見を述べる第三者委員会を設置することによって、透明性・厳格化

を図っていきたいと。そういったことによって、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが 運用されることによって、選考・推薦、それから任命が適正・円滑に行われていくように したいということでございます。

内閣総理大臣が行う任命につきましては、前回申し上げたとおり、私、あるいは総合政 策推進室はコメントする立場ではないんですけれども、これまでの政府のスタンスとして は、日本学術会議法に基づいて任命権者である内閣総理大臣が特別職の国家公務員として 会員を任命したということなんだろうと思っております。

それから、学術会議は既に現行法に基づいて会員の選考プロセスを始めており、止めることはできない。大きな影響を受けることになるので重大な介入である、深刻な影響があるというご指摘でございます。影響があるというのは、そうなんだろうと思いますが、国の機関である学術会議が国民から理解され信頼される存在であり続けるためにという観点からは、改革が迅速に実現されることが重要であって、従って次期改選から新しい透明・厳格なプロセスで行われる必要があろうということを考えております。過去の例は、1年半程度置いてから選考・推薦がされていたということでございます。

それから、先ほど申し上げたとおり、任期、あるいは定年等々出てくる問題についても、 ご意見を伺いながら、それから過去の例も踏まえながら必要な検討をしていきたいと考え ております。

それから、新しい部の設置ということで、これは学術の体系性などに基づいて自律的に判断されるものであって、仮に設けるなら学術的な見地から検討されるべきものだというご指摘でございます。この点につきましては、私の言い方がちょっと前回悪かったかもしれませんが、新分野、融合分野への対応の強化、一例としてそういったこともあるんじゃないかということを申し上げましたが、まさに前回の総会でも課題別委員会設置などで対応しているんだというお話、あるいは特任連携会員を活用して対応していけばいいんだというようなご意見がありました。考えてみれば、それらに加えて、さらに選考委員会枠を順次拡大して、そういったタイプの、そういった分野の会員の方も増やしたりということ、あるいは委員会・分科会の在り方の見直し、いろいろこの目的に向けてやっていくこと、やっていらっしゃることはあろうと思いますので、必ずしも部の創設というような形にこだわらず、そういったいろんな形で取組を進めていくことによって社会の新しいニーズに対応していくというのも一案なのかな、一つの考えなのかなというふうには考えたところでございます。

従って、現時点では、部の創設という方向で先生方とご意見を交わしていくということは考えないことにいたしますけれども、この点についても、自民党のPTなんかでは、そんなことでいいのかというような指摘が幾つかあったということは申し添えておきます。いずれにしても、新分野・融合分野への対応、しっかり取組を進めていただくことを期待しておりますし、先ほどの自民党の話にもありました、今後のフォローアップにおいてちゃんとやっていらっしゃるというところを見せていただける、そういうふうに説明いたし

ましたし、そのように期待しているところでございます。

それから、今般の法改正を提起するに当たって、学術会議の活動、スピード感を欠くというようなことを言っているけれども、一方で中長期的視点からの方針策定や評価を求めている、整合性がないのではないかということでございます。ここは大切なことだと思いますので、少し丁寧に申し上げたいと思います。

具体化検討案の冒頭の2つのパラグラフに書いてあるとおり、政策立案に科学的な知見を取り込んでいく必要性は都度高まっているところでございますし、世界が直面する課題に政府と学術会議が連携しながら取り組んでいくということも、科学技術立国の実現や国際社会におけるプレゼンスの向上のためには大切だ。ここは恐らく共通の認識でよいのではないかと思います。連携と言っている中身が、先ほど申し上げたとおり、政府と同じことをしろとか、政府に都合のいいことを書いてくれとか、そういうことを言っているわけではないということは重ねて申し上げておきます。

その上で、緊急性、中長期的な観点の話ですけれども、緊急性の高い課題であっても、 当然、俯瞰(ふかん)的、あるいは分野横断的な視点からの検討を求められるということ はあるでしょうし、中長期的な視点の下で論点の提示とか選択肢の提示といったものが短 い期間で求められるということはあろうかと思います。従って、活動のスピード感と中長 期的な観点の必要性というものは矛盾するものではないと私は考えておりますし、まさに 中長期的な観点に立って幅広い知見を緊急時にもお示しいただくことが、役所の審議会と 違う日本学術会議の、それだけじゃないんでしょうけれども、存在感の一つではないかと 思います。東日本大震災、あるいはコロナ、いろいろ本当に重大な出来事といいますか、 我が国は経験しております。そういった時に、もちろん長期的な視点からいろいろ提言等々 いただくことも重要ですが、まずどうするかといったことも必要に応じて一緒に考えてい ただきたいと思っている次第でございます。

それから、中長期的な活動の方針を定めて、その方針の中で当面の課題に対応していく ということ。中長期的な方針、考え方に沿っているか、うまくいっているかということを 事後的に確認、評価すること。これは、恐らく普通の組織体は多かれ少なかれやっている ことでございます。従って、特段何か矛盾するようなことではないと考えております。

それから、次、法改正を行うのであれば、合理的な根拠を示すべしというようなお話で ございました。ここも改正の趣旨は何度もしつこく言っているので省略しますけれども、 例えば期を超えた活動の継続性の確保が必要だというようなことは折に触れて指摘されて いますし、確か国際活動の関係では期をまたぐようなことを考えている文書も出されてい るかと思います。それを法律上、そういったことを書いてほしい、目標を作ってほしいと いうことを申し上げていることでございます。

あるいは、科学的助言の際の課題設定、あるいは作成過程における関係者の意見交換、 これも1年ぐらい前でしたでしょうか、学術会議で、そういったプロセスを定められたの は承知していますけれども、それがどこまで徹底されているのか。例えば何かの会議で一 回行政と一緒だったから、それでいいとか、シンポジウムに経済界の人がいたから、それでいいんだと。恐らくそういうことではなくて、どの程度擦り合わせをして、その結果もし意見が一致しないなら、それはそういうことがあるかもしれませんが、定められたプロセスをどこまで徹底されているのかといったことも確認していくということかと思います。

それから、選考プロセスについても、繰り返しですが、国民から理解され信頼される存在という観点からは、より幅広く多様な人材から、より透明・厳格なプロセスで選考されるほうが望ましい、それはそういうことではないかと思います。前回の総会の時もちょっと申し上げたか分かりませんが、現在、学術会議において外部からの情報提供を受けていらっしゃるというのは承知していますし、次回の選考に向けて前期以上に恐らく取り組んでいらっしゃるんだと思いますけれども、例えば前回の改選の時に、どのくらい外部からの情報提供で出てきた候補者が実際に会員になられたのか、その割合は別に公になっていませんので私も承知しておりませんけれども、そういったことも、もしあったら内部でご確認いただければよいのではないかと思います。

それから、選考・任命過程の見直しを求めるんであれば、過去に適正・円滑でない事例があったのかということについて、これについては、見直しの必要性については、るる申し上げていますが、内閣総理大臣が行う任命について、私、総合政策推進室がコメントする立場ではないですけれども、これまでの任命は日本学術会議法に基づいて、任命権者である内閣総理大臣が特別職の国家公務員として会員を任命したものであるというふうに承知しているところでございます。

それから、学術会議に改革を求めているけれども、政府の側もコミュニケーション、あるいは出された提言なり科学的助言、あまり使ってないんじゃないかというようなご指摘もいただきました。これについては、追加質問の紙のほうで書いてありますけれども、実際に科学的助言を受けて政府の側も動き始めている部分もございますし、小林前々大臣が、今まで学術会議にそういった知見を、ある意味求めることをさぼってきたのもよくないんだと言って、昨年の春に審議依頼をお願いして、そのうち一つ、研究力強化は確かお答えいただいていて、もう一つは間もなくいただけるんだろうと思っています。年末までというふうにお願いしたのでいただけると思っていますが、そういったやりとりをさせていただきたいと。こちらも、努力と言うかどうか、ちょっと言葉がおかしいかもしれませんが、必要な改善なり努力はしていきたいと思っております。

実際、そういったことの積み重ねが、恐らく問題意識とか、時間軸とか、我々が言っていることをお互いに理解し合えるようになっていくのではないかと思っているところでございます。

それから、最後、学術会議の独立性についてというところで、最後の部分でございます。 前文に書かれた精神等々を考えると、普通の行政機関とは違うので、それにもかかわらず 通常の機関であるような答弁がされているのは遺憾であるということでございます。ここ は、学術会議は内閣府の特別の機関として、内閣総理大臣の所轄の下に置かれている機関 でございます。学術会議法において、日本学術会議は独立して職務を行うということになっておりますので、そういう意味で普通の行政機関と違うのはもちろんですけれども、一方で国の機関である以上は、活動・運営の透明化とかガバナンスの強化のために必要な措置というのはやはり必要であって、改革は加速していく必要があるのではないかと考えている次第でございます。

すいません、長々と1時間ぐらいしゃべってまいりました。よろしくお願いいたします。

○**高村ゆかり副会長** 笹川室長、どうもありがとうございました。

それでは、ただ今いただきましたご説明につきまして、会員の皆さまからご意見、ご質問をいただければと思っております。通例でございますけれども、ご発言をご希望の方は、たくさん手を挙げていただくんじゃないかと思っていまして、もしよろしかったら名札を上げていただくと確認がしやすいかと思います。

それから、オンラインでご出席の皆さまは、こちらも既にお手を挙げていただいておりますけれども、手挙げ機能を使ってお知らせいただく、あるいはチャットでお知らせいただければと思います。

それでは、沖会員からお願いしてもよろしいでしょうか。

○沖大幹会員 ご説明ありがとうございます。3部の沖と申します。前回お示しいただいた資料7、在り方についての方針の4のところ、会員等の選考・任命。本日お示しいただきまして、具体化検討案の4のところ、会員・連携会員に求められる資質等の明確化というところがございます。ここは、前回は主に、今回の資料でいうところの④⑤に相当する新たな学問分野、融合分野からの積極的な登用、会員等以外から推薦された候補者の積極的な登用というのが前回の資料では主に書かれていたところ、今回は現状の日本学術会議法にある優れた研究または業績、分野横断的な見識、異分野間の対話能力等、国際的な業績、5つ書かれておりますけれども、これらにつきまして、現在は、この5つのうち1番に関しましても、少なくとも全ての会員候補が優れた研究または業績を持っていなければならないと私たちは認識しておりますが、2、3、4、5につきましては、必ずしも全てではないようにも思いますけれども、その辺りにつきまして笹川室長、どのように、この5つの要件というのが、どれは必須要件で、どれについては、例えばこういう要件の方もあるとお考えかということに関して教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

- ○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、笹川室長、お願いいたします。
- **〇笹川室長** ご質問、ありがとうございます。確かにその点は重要なんだと思います。ここは、実際法律の条文に書く時にどうなるかということも実はあって難しいんですけれど

も、まず、3、4、5は明らかにバランスというような意味合いなので、個人の資質という意味では直接は関係ないかなと思っています。それから、①が必須だというのは、これはもちろんそうなんだと思っていますし、まさにこれこそ先生方がコ・オプテーションとおっしゃっているところで見極めていきたいということなんだろうと思っています。

2番目は、恐らく3つのこの能力、これ自体、3つかどうかというのは実際まだあって、そこはこれから詰めていくということですけれども、一応典型的なものとして想定している3つ。恐らく、全部持っていただくことが必須かと言われたら、私はそうだと思います。ただ、全ての人が、この3つを同じぐらい100点満点、300点持っていないといけないかということでもないだろうと思いますので、ゼロか1かみたいな話ではないけれども、全部Aじゃないといけないという、必ずしもそういう話でもないのかなと思っています。

○沖大幹会員 ありがとうございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、第1部の栗田会員、お願いいたします。その後、第1部の髙山会員、第3部の小山田会員と続きます。お願いいたします。

○栗田禎子会員 第1部の栗田と申します。笹川室長、ありがとうございます。非常に詳細で丁寧なご説明で、非常に興味深い点もたくさんありまして、ありがとうございました。

前回の方針に比して、今日例えば詳しく説明いただいた検討案では、任命、会員の選考 過程のところを掌握したいというか、そこは任命拒否問題からずっとつながっている問題 ではありますけれども、そこを学術会議の内部からではなくて、外部の意見を入れる形で 選考過程を掌握したいということが非常に重要な課題と認識されているのかなみたいなこ とも分かって、多々興味深い点もあったんですが、1点、大きなご質問というか、コメン トと質問です。今日伺っていて非常に詳細で興味深い論点も多いご説明で、非常にご苦労 もされたと思うんですが、全体を伺うと非常に残念な気がいたしました。

どういう意味で残念かというと、この文書の持っていき方というか、持ってこられ方というか、あるいは今日の説明の仕方全体に大きな問題があるので、ちょっと残念な結果になっていると思いました。具体的には、一言で言うと、非常に何回も「自民党」という言葉が出てきました。この文書自体、今日、具体的には「検討案」でしょうか、自民党のPTに持ってこいと言われて作って持っていったものですとか、それからこれを持っていったらこの点は不徹底だ、もっと改革を急げというふうな意見が自民党のPTから出たけれども、これで乗り切ろうと思っているとか、これは自民党でも非常に強く言われたことだけれどもと、何回も自民党、自由民主党という名前が言及されたわけですね。私、これはかなり異様なことだと思いまして、日本学術会議という公的な場で今ご説明いただいた中で、特定の政党の名前が何度も出てくる。その政党の、一言で言うと、強い圧力の下で、こういうのを進めているので受け入れてほしい、あるいは受け入れざるを得ないのだとい

うことが強調されるということ自体が非常に異様なことだと思います。

残念だと申しましたのは、自民党に言われているので、自民党のPTでもこの点は強く 言われているので検討してください、と言われると、我々学術会議の立場上は、そもそも 検討できなくなってしまうんですね。この今日いただいた改革案の中にも、学術会議のこ れまでの「より良い役割発揮に向けて」の改革案等と、おっしゃったように方向性は同じ だったり、いろいろ重要な点もあるかもしれません。ただ、今日の文書の出し方として、 自民党のPTでたたかれたとか、自民党のPTに強く言われたというふうな言われ方をす ると、一政党の名前が出てくるというのは異様なことだと思います。政党イコール国家だ ったら、これはバアス党とか、イラクのサダム・フセイン体制みたいになっちゃうわけな んで非常にまずいわけですけど、そのような形で今日、問題提起していただいた結果、非 常に詳細で詳しい文書が、我々は立場上、検討できないような性格のものになってしまっ ているんではないか。非常に独立した形で職務を行うべきであって、戦前の、戦争の経験 からも、時の権力から一定の自律性を持って、学術の立場から行政とか産業とか社会にも の申していくという使命を持っているという立場である学術会議である以上、これを特定 政党の圧力の下で、こういうことになってきているから受け入れてくださいと言われると、 そもそもいくら興味深い内容を含んでいても議論できないということになってしまう。そ こは非常に問題があったと思います。なので、今日は特に自民党のPTでは、自民党には ということを繰り返されたことの意図のご説明ですね。それから、説明のスタンスといい ますか、今日の文書の持ってこられ方ということに問題があったんではないかと考えます ので、ご回答をいただきたいと思います。以上です。

○**高村ゆかり副会長** ありがとうございます。室長、お願いいたします。

○**笹川室長** 私の説明の仕方が悪かったかもしれませんけれども、検討状況を与党に説明するというのは、何につけてもある話でございますし、もし野党から求められれば、それは野党にも説明すると、その時点でお話しできることは説明するということだろうと思っております。

それから、ここももし私の言い方が悪かったら、ちょっと訂正というか、そういうニュアンスではないんですけれども、自民党に言われたから受け入れてほしいということを私は言ったつもりではなくて、自民党でのこんな意見があったということをご紹介しているところでございます。私どもとしては、これは内閣府総合政策推進室の紙ですので、この形で進めていきたいと思っていて、そういった議論を自民党の場でもしたということを申し上げたところでございます。

自民党のほうは、自民党自民党と言うなということなんですけれども、ご存じのとおり、 2年ぐらい前の12月に出てきた提言の中では、はっきりと法人化だという話が出ていま したけれども、我々としては、それよりは国のまま存置して改革を進めてもらうというこ とが現実的ではないかということで、こうした案になってきているわけで、自民党の言っていることを受け入れてくださいということを申し上げているわけではございません。もしそういうふうに聞こえたとしたら、訂正といいますか、おわび申し上げます。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、第1部の髙山会員、お願いいた します。

○高山佳奈子会員 ご説明どうもありがとうございました。 2 点お伺いしたいと思います。 1点目は、12月6日の文書にはなかった表現で何度も繰り返し出てきている意味が不 明の語がありますので、ご説明をお願いしたいと思います。

「政府・産業界・社会等」、あるいは「行政・産業界・社会等」という言葉が繰り返し使われております。この書き方ですと、産業界は社会に含まれないというふうに書いてございます。そして、社会に含まれない「等」というものもくっついてございます。通常は、多分日本だけじゃなくて海外でもそうだと思うんですけど、公権力と社会の2つを対置して、どちらも大事だというような、その2つを対置するのが一般の書き方であると思うんですけれども、そうなっていなくて、社会に含まれない産業界、社会に含まれない等という書き方になっているわけです。これがちょっと理解ができませんで、産業界は社会に含まれるのではないかと思っておりましたので、産業界を含まない社会とは何か。それから、等となっていますけれども、これも社会に含まれないということですので、社会に含まれない等というのが具体的に何なのか、このような書き方になっていることの明確なご説明を求めます。もし産業界が社会に含まれるのでしたら削除していただきたいと思います。

2点目は、2ページ目の5のところですが、私も高い透明性の確保というのは大変重要だと思っておりますけれども、前回も申し上げましたとおり、これは選考プロセスで不正が行われていないかのチェックのようなことであれば、いろいろな第三者委員会でも既に実施されておりますように、例えば元検察官を委員にして、そういう方にチェックをしていただくといったことが考えられ、そうすると国民からの信頼も、公平性・中立性に対して高く得られるものと思います。

しかし、4で挙げていただいているような、①②③④⑤の、いずれも大事な要素だと思うんですけれども、これらについての理解は学術的に高度な知見を持っている方でないとないわけですから、ここの中身についてチェックしてもらうということでありますと、恐らく学術会議に対してチェックですので、日本学士院会員レベルの学術的な知見をお持ちの方に限られるのではないかと存じます。そういった内容とか専門的知識がなくて第三者の委員会を構成するということでありますとすると、むしろ裁判員とか、検察審査会委員のように、くじで選ばれた一般市民が一般の方の目でチェックするといったような形でないと、国民からの信頼が得られないのではないか。

産業界のメンバーを入れるということが前提になっているようなお話だったと思うんですけれども、そうなりますと自分の利益を追求するだけなのではないかという疑いの目が少なくとも国民から向けられることは必至であろうと存じます。高い透明性の確保の新しい制度は私もいいと思うんですけれども、委員はもともとポジションとして、地位として国民からの高い信頼、中立性・公平性に対する高い信頼が得られるような方、そういう属性の方の中から選ぶといったことが必要なのであって、この文書全体として見ますと、産業界の利害が前面に出過ぎていて、到底国民の理解・納得を得られるものにはなっていないように思います。その2点についてお聞かせください。

○笹川室長 最初、社会とか産業界とか言葉の使い方についてのご指摘がございました。別に、これは法律の文書ではまだなく、内閣法制局とも協議したわけではございませんので、先生がそこまで厳密におっしゃっているような意味合いで作っているものではございません。ただ、ここで6日の文書と書き方を変えたのは、6日の文書で政府等、この等は、最初申し上げたとおり、あらゆるというか、かなり幅広く書いているつもりですけれども、政府だけなのかとか、経済界だけなのかというお話があったので、政府・経済界・社会と並べてみたということでございます。法律用語の使い方かもしれませんけれども、社会、国民、もしそう言ったら、それは政府だって、産業界だって、何でも入るんだと思いますけれども、そういうことを我々は言っているわけではございません。

「より良い役割発揮に向けて」の中でも、探していて適当なのが今すぐ見つかりませんけれども、例えば政府ならびに広く社会や人々との対話。ここも考えようによっては、人々、国民というのは、それは政府だって社会だって含むのでしょうし、何かすいません、私はそういう議論をしようとしていたのではないのと、それからこれはこの文書自体を協議して訂正するというつもりで作っているわけではございませんので、もし経済界、あるいは社会という用語がおかしいのであれば、今後、法制化に向けて詰めていく時に、ご意見をいただきながら、必要があれば修正していくということかと思います。

いずれにしても、さっき最初の沖先生にお答えしたとおり、ここに書いてあることが、 そのまま条文になるということではございません。先生方の意見も伺いながら進めますし、 法制局との調整も今後出てくるということでございます。

それから、第三者委員会の構成、構成員については、もちろん国民から疑念が出るような方にならないように、一方で第三者性がしっかり担保されるように、設計というか詰めていかないといけないと思っています。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、続きまして第3部の小山田会員、お願いいたします。

〇小山田耕二会員 笹川さん、今日もいろいろご教授いただきましてありがとうございま

す。高山先生のほうからも1点ありましたけれども、資料7の方針というところで書かれてなかったんだけれども、今日の具体化検討案のほうに出てきて、私ちょっと企業におりましたので目に付く言葉としては「事業」という言葉ですね。中長期的な事業運営方針というのが、とても気になるわけですけれども、こういった言葉を使う時は、部から事業部制へ移行するようなニュアンスで私なんかには伝わってくるんですけれども、ここの部分、もう少し説明いただけるとありがたいと思います。

事業というのは、目的がより限定されるわけで、その目的をどなたが設定するのかということとも関わってきますので、できましたら少し追加説明をいただければありがたいと思います。

○**高村ゆかり副会長** お願いいたします。

○笹川室長 ありがとうございます。ここでいう事業というのは、法人化に向けて布石を打っているというようなつもりでは全くなくて、前回お出しした紙には確か活動方針というような書きぶりをしていたかと思いますけれども、それと同じ意味です。ちょっと考えてみたんですけれども、今のご指摘も踏まえて、もしこの言葉が適当でなければ、それは再考したいと思います。繰り返しになりますけれども、ここに書いてある言葉、あるいはフレーズで、そのまま法律にというようなことでは、二重の意味で、先生方のご意見を伺うという意味と、法制的な検討がこれから要るという意味でのことではございません。ただ、事業に、そういう変な我々が意図しないようなよろしくないニュアンスがあるなら、考えようと思います。ご指摘、ありがとうございます。

○小山田耕二会員 ありがとうございます。

○高村ゆかり副会長 それでは、オンラインでご出席の会員にご発言をいただこうと思います。すいません、長らくお待たせいたしました。第1部の大塚会員、お願いいたします。

○大塚直会員 どうもありがとうございます。笹川室長、どうもありがとうございました。 第1部、第3部の大塚と申します。先ほど髙山会員がおっしゃってくださったこととかな り関連しますが、この第三者委員会の委員の構成として、産業界を具体的にはお考えにな っていらっしゃると思いますけれども、それ以外にはどういう方を考えていらっしゃるか というのを教えていただければと思います。

検察官ということを髙山会員は例として挙げられて、なかなか面白いなと思いましたけれども、産業界の方々は、それぞれご自身の利益のために行動されるのは当たり前ですので、そうじゃなかったら産業界で生き残っていかれませんので、別にそれはそういうことで、仮に自民党PTの立場に立つとしても、産業界の方が日本のために行動されているわ

けでは必ずしもありませんので、そこは仮に自民党PTの立場に立つとしても、ちょっと お考えを整理されるところも必要なのかなと思いました。

そういう意味では、産業界が第三者委員会に入る可能性はもちろんあるでしょうけれど も、それ以外に具体的にどういう方たちが入るのかというのを教えていただけると、今の お考えで結構ですので、教えていただけるとありがたく思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 お願いいたします。

○笹川室長 検討中なので、あまりうかつなことは言えないなと思っているんですけれども、今の大塚先生のアドバイスといいますかご指摘は受け止めて考えたいと思います。

現時点で少なくとも私のイメージは、産業界、絶対入れると言っているわけでもないですけれども、学術会議がいろいろと対話する相手方の視点も取れ入れるということもあるのかなと思いまして、そういったグループというか、というのはあり得るのかなと思っています。ただ、高山先生がおっしゃったとおり、そういった全然関係ない人を持ってくると、ちょっと言葉は悪いですけれども、そういうやり方もあるんでしょうし、また別の考え方で構成を考えていくということもあろうと思います。

なので、現時点で私がというのは逆に不適切かもしれませんが、いずれにしても第三者機関として疑いというか疑念を持たれないような方々に入っていただいて、透明性確保に資するような設計にしていきたいと思います。今回の大塚先生、あるいは髙山先生のご指摘を踏まえて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、続きましてオンラインでご出席 の第2部の北島会員、お願いいたします。

○北島薫会員 笹川室長、どうも細かいところまでご回答いただき、ありがとうございます。まずは私、これは質問というより意見ですけれども、私、栗田会員のおっしゃったことを、生物学者、環境学者、国際的な問題を考える者として、自民党PTそのものが国というような印象を持たれるようなご説明をされているところには疑義を感じました。これは意見です。

次は、沖先生がおっしゃったところですけれども、現在の運営方法でも5つの条件を満たすべくコ・オプテーション方式で行っております。もちろん、どの会員を選ばれて、選ばれなかった方の尊厳とか社会的立場も考えて、どうしてこの方が選ばれて、この方が選ばれなかったという情報は開示いたしません。そこのところが不透明性だとおっしゃっているのか。一つ、真っ向から学術会議の全体の意見と、そちらの自民党PTが対立しているところが現在の任命方法、コ・オプテーション方式がよろしくないものだと自民党PTのほうは思っていらっしゃって、私ども学術会議のほうは、現在のコ・オプテーション方

式で、4番、会員・連携会員に求める資質等の明確化に沿った人選ができており、それに加えて、その中の210名という限られた中に、その人選を苦労して行って、その上で連携会員を加えるという、そのような形で行っておりますが、透明化・明確化とおっしゃいますけれども、具体的に現在の方式のどこが不適切かということがきちんとは示されていないように思います。以上です。ご回答いただくと幸いです。

○**高村ゆかり副会長** では笹川室長、お願いいたします。

○笹川室長 ちょっとどうお答えしたらいいかですけれども、まず自民党に言及した点については、先ほど栗田先生にも申し上げましたが、ちょっと誤解というか何ていうんでしょう。もし自民党の代弁をしているような印象を持たれたんであれば、そこは説明の仕方が不十分だったかなと思います。私としては検討過程でいろいろ起こっていることをご報告したということであって、繰り返しですけれども、野党から言われれば野党に行って説明するでしょうから、そしたらそういう議論があったということはご紹介するのが、むしろ隠さずにご紹介するのが筋ではないかということで申し上げた次第でございます。

それから、何が透明でないかということについては、基本的にこれは全て学術会議の中で閉じた選考プロセスをやられていると思いますので、外部の目を入れていったほうが国民から理解され信頼される存在という点ではよろしいのではないかということを申し上げています。どういった入れ方をするかというのは、まさに詳細をこれから詰めていきたいということでございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは続きましてオンラインでご出席の 第2部の磯委員、お願いいたします。その後、第1部の宇山会員、第3部の吉村会員と続 いてお願いいたします。それでは、磯委員、お願いいたします。

○磯博康会員 第2部の磯です。非常に詳しいご説明をありがとうございました。1つは確認ですが、2ページにあります「会員等」という文言は、その前に会員・連携会員とありますので、会員・連携会員という意味でしょうか。

もう一つのコメントは、栗田会員、北島会員とほぼ同じで、自民党PTでのこれまでの 意見を集約したという印象が拭えません。今、ご発言にありましたように、野党から何か 言われれば回答するというお話がありましたが、むしろ国としての立場として、積極的に 野党からの意見も集約して対応すべきではないかと思います。

第三者委員会を設置して会員等選考の透明性を高めるということであれば、過去の選考に関して何が問題であったのかを明確に医学会に対して説明していただかないと、この議論は平行線の状況が続くのではないかと思います。

- ○**高村ゆかり副会長** ご回答、お願いいたします。
- ○笹川室長 会員等の等は、おっしゃるとおり、会員・連携会員のつもりで書いています。 書き間違えていなければ、そういうつもりで書いていて、何度も書くとしつこいので、出 だしのところとか、間違えちゃいけないところとか、そういうところだけ会員・連携会員 にしたというつもりでございます。

それから、積極的に野党にもというお話、それはそうなんですけれども、磯先生もお分かりのとおり、政策立案過程では、それはまず内部で相談し、それから次に与党と相談します。普通のプロセスを踏んでいるだけでございます。その過程であったことを、一番関係の深い学術会議にご報告しているということでございます。

それから、どういう点が透明じゃなかったかというお話でございます。逆に言うと、オープンでは一切ないと我々は申し上げていて、もう少し第三者の目を入れていったらいいのではないかということで、第三者委員会ということを提案、考えているということでございます。どういった形で、どの程度入れていくことが国民から理解され信頼される存在であり続ける、国の機関として適当かということを、これから詰めていきたいということでございます。磯先生をはじめ複数の先生方から、こういった点についてご意見をいただいていることは、それはそれとして受け止めて検討していきたいと考えております。

- ○**磯博康会員** 最初の確認事項の「会員等」については、その前に会員・連携会員という 文言が文章中になかったので、確認ください。
- ○**笹川室長** おっしゃっているのは、前のほうに、何回か会員等が出てきて、この4のタイトルのところで後出しで会員・連携会員と書いてあるという、そういうご趣旨でしょうか。
- ○磯博康会員 そういう意味です。
- ○笹川室長 ここは、さっきちょっと申し上げましたけれども、誤解がないようにという 気持ちで書いています。なので、本当に法制的に書くんであれば、おっしゃるとおり最初 に出てくるところで会員・連携会員と書いて、その後は会員等と書くんでしょうけれども、最初の関連性の薄いところで会員・連携会員と書いて、この4のところで会員等と書いて、その会員等というのは何だという議論になっても、多分分かりにくいので、分かりやすく書いたというだけです。繰り返しですけれども、例えば法制局の審査を受けた文書ということではございませんし、紛れがあると思っていませんでしたけれども、紛れがあるということなんであれば、まさにこの文書の中で使っている会員等というのは、会員・連携会員というつもりで書いていますということを改めて申し上げます。

○磯博康会員 はい、これについては、了解しました。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、続きまして第1部の宇山会員、 その後、第3部の吉村会員、野尻会員と続いてお願いいたします。では宇山会員、お願い いたします。

○宇山智彦会員 第1部の宇山です。笹川室長、大変丁寧な説明、ありがとうございました。自民党との折衝を含め、大変苦労されているということが分かります。同時に、そういうふうに利害調整が前面に出て、改革の目的がますます見えなくなっているという気もします。学術会議から見ても、国民から見ても、分かりにくい改革であると思います。

その話をする前に、先ほど来話題になっている第三者委員会ですけれども、権限を明確にしないと、かなり危ないことになるのではないかと思います。選考に関する規則とか、あるいは不正がないかどうかに目を光らせるという役割だけなのか、それとも自ら推薦に加われるような存在であるのか。あるいは次号にしても、単に不正のチェックにとどまらず、この人はいい、この人は駄目というような立ち入った意見を言えるようなものになるのかというのが非常に大きな問題で、もしそういう2種類の役割を兼ねると、自分たちが、この人がいいという主張をする、誰かを通すために規則とかチェックとかの名目で意見を言ってくるような可能性がある、利益相反になるということは深刻に考える必要があるのではないかと思います。

また、第三者の意見を入れるというのは、大学でも、企業でも今、たくさんやっていることですけれども、大学の経営協議会にも有識者と考えられる第三者が入っていて、いろんなことを言われますが、実際の大学の仕事を理解していないと、かなりとんちんかんのことを言われることも多いんですね。経営協議会であれば、学内の人間と学外の人間が両方入っているから、とんちんかんな意見が反映されるということはあまりないのだろうとは思いますが、外部の人たちだけでつくった委員会の意見を必ず尊重するとなると、かなりとんちんかんな意見を尊重しなければいけないということになるというのも問題ではないかと思います。

本論に戻ると、何のための改革なのかと考えると、一言で言えば、学術会議、あるいは研究者と政府の間の信頼関係の回復ということだと思います。政府、あるいははっきり言えば自民党が学術会議に対して、その根拠が正しいものであるかは別として、不信感を持っておられるというのは事実であろうと思います。しかし同時に、この資料に書かれた質問・意見を読めばお分かりのように、学術会議の会員の中には政府に対する非常に深い不信感があると思います。もちろん任命拒否問題に第一には関連してですが、それだけではなく、政府の学術政策が研究者の意見を十分に反映しないで作られているということへの不信感が、学術会議会員の中にも、それ以外の一般の研究者の間にも広く共有されている

と思います。それをどうするのかということを考えなければ、学術会議だけいろいろな手 続を変えて改革しても成果には結び付かないはずです。

だから、学術会議との関係だけについて言っても、単に審議依頼を出すというだけではなく、学術会議の側からの提言をどう政府が受け止めて、実行できるところから実行するのかということを仕組みとしてきちんと作っていただく必要があると思います。対応部署の設置とかですね。

それから、2010年の学術会議の勧告には、科学技術基本法の在り方について政府が 学術会議の意見を聞くようにしてほしいということも言っています。そういった役割を今 はCSTIが担っていますけれども、CSTIは学術会議と比べてはるかに不透明な組織 だと思います。どうやって議員が選ばれているのか誰も知らないし、活動内容も別に全て が公開されているわけでも、外部評価されているわけでもない。だから、学術会議の改革 を言うんだったら、CSTIの改革、日本の学術政策全体の改革をぜひ考えていただきた いと思います。そうでなければ成果は上がらないと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 お願いいたします。

○**笹川室長** 第三者委員会についてのご懸念といいますかご指摘は、もちろん承って検討を進めていきたいと思います。おっしゃるとおり利益相反的な人が入ってくるということじゃ、それはいけないでしょうから、第三者委員会が何をするのか、そのためにどういう人が適切かということで考えていくということなのだろうと思います。詳細はすいません、現在、これ以上申し上げられませんので、これまでの先生のご意見と併せて承りますというか拝聴いたしました。

それから、信頼感の話、ここは回復という言い方がどうかは、私の立場からは所管を超えるので何ですけれども、信頼感をとにかく維持して、あるいは大事にしていきたいというのは、前の前の小林大臣が強く言っていたことですし、我々もその気持ちは抱いております。

それから、CSTI、任命自体は国会同意人事だったので、オープンではないということはないと思いますけれども、CSTIともそこは必要があれば、ご議論いただくということではないかと思います。ここも所管を超えるんで、あまり申し上げません。すいません。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。この後、第3部の吉村会員にご発言いただくのですが、その前に会長からご質問をぜひしたいということなので、会長のご質問をお願いしたいと思います。

○梶田隆章会長 ありがとうございます。まずご説明、ありがとうございました。今、第

三者委員会とか、そういうことがいろんな方からご質問が出て、少しそれに関係するんですけれども、今、ご提案では、現会員の任期を延ばして、新たな法律の下で会員選考するということでお聞きいたしました。それについてお尋ねいたします。

現在、私たちが進めている会員選考では、選考に対する外部のさまざまな団体等のご意見を、まず選考方法についてお聞きしており、また会員の候補の情報提供もいただくというような形で、まさにさまざまな形で外部から情報をいただき、ご意見をいただいて進めております。政府の在り方についての方針を見る限り、第三者委員会という、まさに一つの点を除いては、政府の方針と我々の現在進めている選考、あるいは改革された選考とはほとんど同じように見えます。そういう中で、一体なぜわざわざ現在進めている選考プロセスを止めて、新たな法律の下での選考にこだわるのか、本当の理由を教えていただきたいと考えます。

特に、私、会長として、6名の任命問題の解決に向けて松野官房長官と対話をしてまいりました。そして、本日の総会資料の2にもありますし、また実は8月の臨時総会でもお示ししましたが、8月3日の長官との対話では、松野長官から、そのまま読みますと、未来志向の観点から、新たな選考プロセスの考え方を踏まえて改めて候補者選考を行うことを検討いただきたい。例えば、この秋から次期の半数改選に向けての候補者選考が始まると承知。次期の候補者の選考を進める中で解決を考えていくのも一案とのご提案をいただいております。

ここで言われているのは、新しい選考プロセスというのは、今現在、私たちが進めている選考過程のはずです。そして、このご提案をどうするかについては、学術会議側で検討しております。ただ、ポイントは、長官から現在、学術会議が進めている選考プロセスで改めて候補者選考を行うことを検討してほしいと言われた点だと思います。いわば、官房長官からのご提案をほごにするとも考えられるような形まで取って新たな法律の下での選考にこだわるのか、本当の理由を教えていただきたいと思う次第です。以上です。

○高村ゆかり副会長 笹川室長、お願いいたします。

○**笹川室長** 外部から情報提供をされていることは承知しております。少し前に申し上げたとおり、それをもっと積極的にやっていただければという気持ちが、この外部の推薦の話には入っていて、現在どれだけ広く声をかけられているのか、そこは梶田先生や学術会議から見たら同じぐらい広いんだということなのかもしれません。ただ、結果的に外部からの情報提供で上がってきた方々がどれだけ会員になっているのかというのは、逆に私は若干気になるところでございます。

それから、官房長官の件、すいません、官房長官の任命のほうは私、お答えする立場ではないんですけれども、私どもといたしましては、次の改選は新しい推薦プロセスで、選考プロセスでやっていただきたいということでございます。今日の梶田会長のお話という

かご質問・ご意見は受け止めておきます。すいません。

お答えとしては、今申し上げたとおり、国民から理解され信頼され続ける存在であり続けるためには、活動だけじゃなくて、選考プロセスのところの透明化もなるべく早く行うほうかいい。従って、次の選考プロセスは、新しい方法でお願いしたいということでございます。

○菱田公一副会長 あまり途中、口を挟むことは幅ったいんですが、国民から信頼できる という話と、次の選考のプロセスの間に大きなギャップを感じて納得できないんです。質 問にお答えいただけますか。

○笹川室長 次の選考プロセスを行うに当たって、これまでの例を見ると、1年半ぐらい延ばして準備等々を行っていた。その際、定年なんかについても、確か手当てしていたはずでございますということは申し上げました。どういった形でそれを手当てしていくかということについては、ご意見を伺いながら進めさせていただきたいと思います。

また、次の推薦・任命を新しいプロセスでということについて、前回もそうでしたけれども、今日、こうして梶田会長、菱田副会長をはじめ、皆さまからご意見を強く出ている ことは受け止めます。

○高村ゆかり副会長 時間を本当にたくさん取りたいんですけれども、実に多くの会員からご発言の希望を今いただいていまして、できるだけ多くのご発言をいただきたいと思いますので、ご発言はできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、第3部の吉村会員、お願いいたします。

○吉村忍会員 第三部の部長を務めております吉村です。私のほうからの質問は、まず前回出していただいた政府の方針と、あと本日出していただいた在り方についての具体的検討案、また口頭で笹川室長から説明いただいたことと、あと本日、学術会議から出した質問に対する回答、これ全体を見た時に、まず一つ確認したいんですけれども、これは学術会議というナショナルアカデミーの改革に関する重要なペーパーであるにもかかわらず、アカデミアが一切関わらないで、内閣府と自民党PTだけで議論してまとめているように感じる。8日の時にも実はうすうす感じてはいたんですが、本日笹川室長がはっきりとおっしゃっていただいたのではっきりしたんですが、アカデミアについて、ナショナルアカデミーの独立性、これがどういう意味であるか、あるいは独立して職務を行うためにはどういう環境整備がなされなければならないか。こういう観点から本来解き起こさなければいけないと思うんですが、そこの部分が結局不十分なままとなっているように思えるというのがまず1点です。

あと質問に対する回答ということで、34番目の項目に対する回答が関係しますので、

それも質問させていただきたいんですが、結局、学術会議、ナショナルアカデミーが独立 して職務を行うために、この選考プロセスそのものが極めてやっぱりどのように行うかと いうのは重要だと思うんですね。透明かつ厳格なプロセスで行われる必要があるというこ とを真っ先にうたった上で、第三者による委員会による関与、しかもその言うことを聞か ねばいけないということ、あと一番最後のこの回答の最後には、内閣総理大臣が適切に任 命権を行使するために、任命すべき会員の数を上回る候補者の推薦を求め、その中から任 命するということも否定されませんという形で書いてあって、最終的には第三者委員会と、 あと内閣総理大臣が会員を任命する任命しないということについて、極めて強い権限を持 つということを言っているわけです。そうすると、高い透明性と厳格なプロセスというの が、第三者委員会と内閣総理大臣が関与することによってのみ担保されるというような運 用も可能になるわけですね。もうやめますけれども、ここでだから懸念されるのが、政府 方針の検討プロセスにアカデミアの第三者が入らずに、内閣府と自民党PTで、CSTI で議論が行われ、СSTIの報告書がこの春に出たというのは十分認識していますが、そ れから今に至るまでの間に、その報告書の中に書かれていなかったことがかなり具体的に 今回書かれているわけですが、そこを検討するプロセスにアカデミアとしての第三者が誰 も関わらずに、こういうものが出てくるということを考えると、今後の第三者あるいは内 閣総理大臣の関わり方に極めて恣意(しい)性があって、とてもそれによってこの透明か つ厳格なプロセスで行われるように思えない。その点に関しては極めて大きな不信感を正 直感じましたので、お答えいただければと思います。

○**笹川室長** アカデミーが入っていないということについては、前に申し上げたかどうかあれですけれども、去年の4月の先生方の『より良い役割発揮に向けて』を十分に参考にさせていただきました。

それから、その後の改革の状況も可能な限り把握というか教えていただいたつもりでございます。一方で、まさに吉村先生からお話のあったとおり、今CSTIでも8回か9回議論いただいたところでございます。それで、特に前回から学術会議とも直接やりとりをさせていただいて、ご意見を伺えればというふうに思っている次第でございます。

それから、第三者委員会、総理の権限のところは、ここはご質問のところで、任命の特に定員より推薦を受け付けることを想定する場合にはうんぬんというふうにおっしゃっているので、別に何かここで法律改正をすることもなく、法律上はできる条文になっています。ここは法制局がそう言っていたのは、確か以前、平成30年でしたか、出された紙にも書いてあったとおりですので、ここは事実を申し上げているつもりでございます。現時点では法改正は第三者の推薦あるいは情報提供推薦のところと第三者委員会を考えていて、特に法律上たくさん受けることにするとか、そういう改正は現時点では考えておりません。以上です。

○高村ゆかり副会長 それでは、続きまして第三部の野尻会員、お願いいたします。その後、第一部の鈴木会員、第三部の大倉会員とお願いいたします。それでは野尻会員、お願いいたします。

○野尻美保子会員 今日はいろいろ詳細なご説明ありがとうございました。少しどういう 流れで物事が決まっているか分かって大変参考になりました。ここでお伺いしたいのは、 組織的に言って、第三者委員会が置かれる場所と、それから第三者委員会の委員を誰が推 薦、どういうふうなプロセスで決まっていくかということがあまり明確ではないのでお伺 いしたいんですけれども。まず、いろいろな方もご指摘されているとおり、学術会議のこ とをあまり分かっておられない方が多数を占めると、いらぬ混乱が起こるという意味では、 学術会議から第三者委員会の委員の候補を推薦するということはある程度必要なのではな いかと思うのですけれども、そういうことについてどういうふうなお考えを持っておられ るかということ。それから、あとは国際的な学術会議の位置を考えた時に、外国人の委員 の先生、第三者委員会の委員の先生あるいは外国のことを非常によく知っておられる、で も日本人ではない方もある程度入っていたほうが適切なのかもしれないなと思うのですが、 国の委員会ということ、国に、あるいは首相の直下に来ているような委員会の場合だと、 そういうことは非常に難しいのではないかと思いまして。そうすると、第三者委員会の任 命をどなたがされるかというのはともかくとして、最終的には学術会議の組織の下に外部 委員会として置かれるほうが適切なのではないかと思いますが、その点についてのお考え をお聞かせいただけますでしょうか。

○笹川室長 今のご質問は、基本的に置き場所と、それから人選というか、どういう人が入るかというご趣旨かと承りました。いずれについても、まさにこれからしっかり検討していくということですけれども、置き場所としては普通は野尻先生おっしゃるとおり学術会議の中なのかなと思っておりますけれども、すみません、ここでそこまでコミットするつもりではございません。今後検討ですが、それが自然かなと思っております。それから、あまり分かっていないとんちんかんな人が入ってきてと、さっきも別の先生からもお話がありました。そこはまさにどういう人をどういう手続で任命なり人選なりしていくのかというのは、極めて大事なところだと思います。

今回もたくさんの先生からご指摘・ご懸念を伺いましたので、きちんと検討、今日のご 意見も踏まえて検討していきたいと思います。

それから、外国人は、あまり外国人だけ急にいろいろしゃべり出すのも変なんですけれども、おっしゃったとおり、公務員という形にすると外国人は入れないはずなので、というか入りにくい設計になるので、どういったことがあるのか、先生がおっしゃったような外国のアカデミーに詳しい人というのは確かに一つあるのかもしれませんが、いずれにしても人選、置き場所、特に人選ですね、今日たくさん頂いたご意見を踏まえて検討してい

きたいと思います。ありがとうございます。

○野尻美保子会員 あともう1つ、1点だけ言い忘れていたことがありまして、人事情報 に関わるということになりますので、守秘義務等について相当しっかりとしたもの、それ から科学の中の一部を取り上げて利用しようとする方が入ってこられると、よく分からないことになったりすると思いますので、そういう意味でも利益相反の側面について、きちんとしたものが求められるのではないかと思います。どうぞよろしくお願いします。

○**笹川室長** ありがとうございます。ご指摘を踏まえて、特に守秘義務というか人事情報 の扱いについては初めて出てきた論点ですけれども、おっしゃるとおりと思いますので、 きちんと手当しなきゃいけないと思いました。それから、科学の一部だけじゃなくて、そ こもそうなんだと思いますので、検討していきたいと思います。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、第一部の鈴木会員、その後第三部の大倉会員、浅間会員とお願いいたします。それでは鈴木会員、お願いいたします。

○鈴木基史会員 たくさんの質問が出ましたので、手短に単刀直入に質問したいと思います。具体化案の5の2の丸2です。幾つかもう質問がなされておりますが、重複を避けるという目的で、このように考えました。今後、検討するということでかわされてしまうと元も子もないんですが、このところを読んで幾つかの第三者委員会の関わり方が考えられるんですが、一つは現状、多少修正したもの、日学がこの候補者のリストを作成して第三者委員会がチェックするというパターン。第2のパターンがその逆で、第三者委員会が候補者リストを作って、日学がそれをこれは委員会の意見を尊重するものなので拒否権を持たずそのまま承認をするというのが第2案ですよね。第3案は、フィフティーフィフティーで候補者リストを作成して、それを合体させると。フィフティーフィフティーにゃないかもしれないですけれども、6:4とか7:3という割合になるのかもしれません。このうちどれでしょうか。

それと、数で言ったら、これは相当な数になるんですよね。1回の任命、選考プロセスについて100名の会員と数百名の連携会員をこれは選出しないといけないんですよね。それも第一部から第三部にわたり、その中には詳細な学問分野の各分科会があるわけですよね。これを第三者委員会が全て包括的に網羅をして適切な選考をするということは、私は並大抵のことではないと思うんですよ。我々でさえ相当苦労しているのにもかかわらず、それが第三者を今度どういう立場の方がやられるかどうか分からないんですが、相当な私は体力と調査力が必要になる、それを踏まえて言っておられるのかやや疑問があります。

○笹川室長 1点目は、かわすという趣旨ではないんですけれども、まさにいろいろ検討

していかないといけないと思いますので、さっき挙げた3つのパターンどれかということはこの場では控えさせていただきます。場合によったら3つ以外の方法もそこはあるのかもしれませんし、先生方のご懸念、ご意見を踏まえて考えたいと思います。

それから連携会員、非常に人数が多いので大変なんだ、難しいんだという話、そこはそうなんだろうと思っております。

たぶん第三者委員会が全てやる的なことであれば、かなりの人数なり体制なり必要でしょうし、最低限の業務量でということであればそこはそれよりは少し負荷が楽になるのかもしれません。いずれにしても、現場の大変さなんかもよく伺いながら、どういった形に持っていくか検討を急ぎたいと思います。答えられないので申し訳ございませんが、問題意識は受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

○高村ゆかり副会長 それでは、第三部の大倉会員、お願いいたします。

○大倉典子会員 まず先ほど吉村先生が紹介された資料9の34のところでは、会員・連携会員以外からの推薦の仕組みを導入というところについては、先ほど梶田会長からご説明がございましたように、既に協力学術研究団体からの推薦があるということは、ここではそれを認識せずにご回答されているので確認をさせていただきます。実際にそれがどの程度反映されているか疑義があるというご発言もございましたが、それについては協力学術研究団体のほうで推薦された方が会員あるいは連携会員になったかどうかは、問い合わせれば分かることですけれども、今後はプロセスの透明化においては、そこがこれまでもやっていたというところは今後認識いただけることになると思います。それで、ここの第三者のところで、やはり利益相反の話が重要な問題としてございますので、ただ現状ではプロセスの透明化というのは確かに不十分であった面があると思いますので、透明化というので第三者がきちんと選考が進んでいることを確認するという役割としてはあり得るのかなというふうに思います。ただ、そこで透明性のほうは分かるんですけれども、プロセスの厳格化という意味が分からないのでご説明いただきたいのと、さらに意見を尊重するというふうに書いてあるんですけれども、それについてどういう意味かというのをご説明いただきたいと思います。

それからもう1つは、今後これは通常国会でという話ですけれども、それでもまたどの程度時間がかかって、さらにそこで決まったことを具体的に落としていくというプロセスで、時間がかかることが予想されます。一方では、もう既に選考プロセスは開始されており、10月1日に向けて相当な時間がかかるので、下手をすると1年半後というふうにやっても、結局バタバタになることも予想されます。そこで私が提案したいのは、今度の10月は従来までのプロセスも、私たちとしてはそんなに悪いプロセスではない、ただ、透明化という部分では不十分だったかもしれないんですけれども、それ以外については国民の理解に耐えうるプロセスでこれまでもやってきましたし、ですから今度の10月につい

ては現状どおりのプロセスでやって、次の3年後にきっちりと新しい法制に基づいたプロセスで選考をするというのが、一番無理のない考え方ではないかと思います。ですから1年後に延長するというのではなくて、3年後の次期の選考において、この法制に基づいたプロセスで選考をするということをここでご提案いたします。

以上です。

○笹川室長 建設的なご意見、ご提案も含めありがとうございます。まず最初の点、情報 提供をやられていることを別に私は知らなかったということではもちろんなくて、そういったことをやられていることを前提にいろいろこれまで申し上げてきたところでございます。プロセスがもう始まっているということも、そこは承知しております。ただ、我々としては外部から推薦、今の形で言うと情報提供を入れるということと、それから第三者委員会、その2つがセットで新しいプロセスだと思っていますので、1年半なり何なり先へ送ってというか延期して、新しいプロセスでということを申し上げていたところでございます。

一方で、今、大倉先生から頂いたご提案、ある意味先ほど梶田会長、菱田副会長がおっしゃっていたこととも共通する部分かと思いますが、これはこれでこういったご意見・ご 提案あったことも踏まえて、引き続き考えたいというふうに思います。

取りあえずご意見は伺いました。ありがとうございます。

○大倉典子会員 ご質問にもご回答いただきたくて、一つは厳格化の意味、それからもう 一つは「意見を尊重する」の意味はご回答いただきたいと思います。

○**笹川室長** そこは透明化もそうですし、第三者が入ることによってプロセスも、そもそも選考に関する規則というかルールを作る段階でも、この第三者委員会が意見を言わせていただくのが適当ではないかと我々は考えております。そういった意味で、ルールの厳格化も資するでしょうし、あるいは運用の厳格化も第三者の目が入ることで確保されるでしょうし、それが透明化ということでもあろうかと思います。

それから意見を尊重のところは、通常、審議会の意見や何か尊重するという、そういう ことなので、尊重していただくということになろうかと思いますが。

○大倉典子会員 通常はそこまで書かないと思うんですけれども、あえて書かれたという 趣旨を伺いたいと思います。

○**笹川室長** 誤解のないように書かせていただきました。通常の審議会もその意見は尊重 するということですから、そこと同じことです。実際そういうふうに書くのか、どう書く のかといったことは申し上げたつもりでしたけれども、具体的にはまた検討していきたい と思っております。ちょっとぶっきらぼうな答えになったかもしれませんけれども、そういうことでございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは第三部の淺間会員、お願いいたします。

○淺間一会員 第三部の淺間でございます。笹川室長、大変ご丁寧な説明ありがとうございました。理解が進みました。2つお聞きしたいことがございます。一つは、先ほどから国民からの理解といういろいろお話がございましたけれども、私は国民からの理解が得られていないのは、むしろ十分な理由を説明せずに、6名の会員候補を任命しなかった、一方的に任命しなかったむしろ政府に対する、政府の理解のほうが国民はしていないのではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうかというのが一つです。

2つ目は、これまでの質問と若干かぶりますけれども、笹川室長の意図を確認させてい ただきたいんですけれども、この日本学術会議の独立性というのは、担保されるべきだと いうふうに笹川室長ご自身がお考えかどうかということです。もしそのために、この独立 性担保のために政府や自民党が動いているというのであれば私は納得するんですけれども、 もしもそうではなくて、むしろ学術会議にもっと立ち入って干渉するというようなことが あったらば、これはやはり学術会議としては反対せざるを得ないというふうに思っており ます。私は個人的には政府との連携、それから産業界との連携というのは極めて重要だと 思っておりますし、そういうことにも今まで積極的に携わってきたんですけれども、ただ 重要なのは、やはりそれは相互に異なる機能を持っているということをやはり認識し理解 した上で、その立場が違うということを理解した上で連携するということが極めて重要だ というふうに思っております。それで、政府や自民党の方が理解しておられるかというと ころを確認したいんですが、日本学術会議は国益のために存在する組織ではありません。 政府はそうです。ですが、日本学術会議は国益のためではなくて、人類のために存在する 組織でありまして、そのために真実を追っている、科学的な知識を作っているという存在 だと思います。これは先週、吉川弘之先生とお話する機会があり、そこははっきりおっし やっていたわけですけれども、その学術的な知識を作った結果、この公的知識というのは 日本人だけではなくて世界の人類が持ちうることによって人類に貢献すると、ここはやは り重要なミッションだというところでありまして、ここは政府と違うところなんですね。 ここをやはり認識した上で、その存在意義、独立性の担保というものがやはり議論されな いといけないのではないかというふうに思います。だからこそ国際連携が重要であり、日 本学術会議はそういった活動を活発的に行っているということだと思います。

それから、第三者委員会に関しましても、やはり透明性というのはご指摘のとおり非常に重要だと思うわけですけれども、ただそれはやはり圧力がかからないようにすると、そのプロセスに干渉するということがないように、この独立性が担保されるという状況の中

で透明性が確保される必要があるわけですけれども、今回のお聞きした中ではまだそこの 辺が見えなくて、まだこれはむしろ独立性が阻害されるという懸念がまだ残っているよう に思いました。

以上よろしくお願いいたします。

○笹川室長 なかなか難しいご質問なので、うまく答えられるか分かりませんが、あとそれから質問のご趣旨を私が適切に受け止められているか分かりませんが、まず独立性については私も大切だと思っております。法律の第3条にもそこは「独立して左の職務を行う」というふうに書かれていて、第2条にその目的規定があると認識しております。それから追加質問で、前文の重要性について触れられている先生方が何人かいらっしゃいました。そこもそういうことなんだろうと思っております。従って、独立性を十分念頭に置いた上で、学術会議の意見も伺いながら、この見直し案を作りつつあるというか、作ってご意見を伺っているということでございます。

ただ、1 点だけ申し上げておくと、既に申し上げたことの繰り返しになりますけれども、 日本学術会議は内閣総理大臣の所轄の下にある内閣府の特別の機関でございます。従って、 全く完全な民間の機関ではございませんので、そこはやはり国民に対して説明責任あるい はその透明性、ガバナンスといったものは必要なんだろうと思います。それと先生方が、 真理を追求という言葉がいいかどうか分かりませんが、そういったご活動をされることは また別の話なのではないかと思います。

ちょっとずれているかもしれませんが、以上回答させていただきました。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、第一部の芳賀会員、その後第一部の和田会員、三部の筑本会員の順番でお願いいたします。それでは芳賀会員、お願いいたします。

○芳賀満会員 第一部の芳賀と申します。今の室長のご回答でしたけれども、それには承服いたしません。6日の方針、それから本日お示しになった具体化検討案、これはやはり日本学術会議法の第3条「日本学術会議は独立して職務を行う」、これに違反していると考えます。言うまでもなく、日本学術会議は国の機関ではありますけれども、国民による公的選挙によらず、国、政府、まして与党とは独立しています。それが人類レベルはおいておいても、最終的には日本の国益にも資すと考えているから、この第3条が決められています。それに関しては梶田会長も懸念事項をお示しになりますが、笹川室長は毎回、説明責任、透明性、ガバナンスが必要とのお答えですが、それの拡大解釈でしかないかと思います。よって、6日の方針と本日の検討案の具体的内容は、多くの会員がいろいろと指摘していますが、日本学術会議の独立性を侵すものであり、3条の独立性違反だと思いますが、いかがでしょうか。

- ○**笹川室長** 今日の説明の中でも少し申し上げたつもりですけれども、具体的な活動あるいは内部組織、そういったことについては法律上国の機関であるという前提で大きな枠組みを設けて、あとはそれこそ学術会議に自律的に取組を進めていただくことが適当という考えでございますので、独立性を否定あるいは侵害するものだと我々は考えておりません。
- **○芳賀満会員** 我々はそう考えておりません。それは皆が言っているとおりです。これで やめます。
- ○**笹川室長** そういうことでございます。もしそれでもそう考えていないとおっしゃるんであれば、なるべくそういうふうに受け止められないように今後とも中身をしっかり考えていきたいと思いますが、我々の見解は現時点ではそういうことでございます。

ただ、本日の皆さんのご指摘、それは受け止めて引き続き取り組みたいと思います。

- ○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは第一部の和田会員、お願いします。
- ○和田肇会員 第一部の和田と申します。 2 点お聞きしたい点があります。

1点目は、今までの話とちょっと話題が違いますけれども、幹事会のリーダーシップとか、それから評価の問題が非常に強調されて出てきますけれども、ご存じのように、学術会議は幹事会も全て非常勤の人たちが担っていて、そこで例えば大学が行っているような中期目標、中期計画を作って評価するシステムのようなものが、学術会議にはやはりなじまないんですね。もしそれと同じようなことを考えてらっしゃると、ガバナビリティを強化するような人的措置というものを、あるいは財政的な措置も含むでしょうか、そういうことをきちんと考えていただかないと、この点は絵に描いた餅に終わってしまうのではないかというのが1点目の要望と質問です。

2点目、先ほどからずっと日本学術会議の選考プロセスの透明性の話が出てきますけれども、私はもう片方の任命とか、内閣府のほうの任命に関する透明性というのは確保されなくていいのかということを少しお聞きしたい。この間、任命拒否のことから始まりまして、説明してほしいと要望を出していますけれども、一切答えていない。学術会議も透明性とか客観性というものが必要なんですけれども、選ぶほう、任命する、あるいは今日は第三者委員会の権限の話も出てきましたけれども、そこの透明性とか合理性とか客観性というのをどういうふうに今後考えていかれるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○**笹川室長** 最初の点、幹事会の件については、まず中期目標評価的な話、ここはまさに どういった目標なりを作っていただくかというのは、法律で枠組みを作った上で先生方に も考えていただくということなんだと思いますが、少なくとも現時点で、いわゆる独法の ような詳細かつ膨大なことまでは、私としては、あるいは総合政策推進室としては現時点ではそこまでは考えておりません。ただ、1のほうで中期的な活動方針なり事業運営計画なりを作っていただきます。それと照らして、3年間でどういったプロセスでどういったことを進めていく、そういうやっぱりステップなり判断基準なりを明確にしていって、そこでご判断いただくのかなというのが、評価の話としてはそういうことです。

それから科学的助言の関係でのリーダーシップ等々については、ここはやはり部をまたぐ審議などございます。冒頭申し上げていた環境情報なんかもありますけれども、やはり一定のリーダーシップを発揮していただくのは必要だと思いまして、ここでこういったことをやるためにはこういうものが必要だというお話は、そこは真面目にご意見を伺いながら、そこはというか、その点については特に実務的なリソースの話ですので、それはそれでご議論なりご相談させていただきたいと思います。

それから任命プロセスのほうは、任命そのものになってくると私はお答えする立場でも、権限もないので控えますけれども、通常人事の任命の時の理由というのは申し上げないのが、学術会議の会員に限らずほかの公務員の任命についてもそうなんだろうと思っております。ただ、第三者委員会については、これもどういう設計をしていくかですけれども、先生方あるいは選考委員会といろんな形で意見を述べあったりしていくということですので、透明性というのはそれはそれで担保されるんじゃないかと思っております。設計中の部分もあるので、ご意見踏まえながらそこも考えていきたいと思います。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。12時半までの午前中の総会の予定ですけれども、今、手を挙げてくださっている発言希望の先生方のお名前を一度ここで確認をいたします。

かなりの人数の会員いらっしゃいまして、12時半を少し延びることをご了承いただければと思います。今手元に来ている発言希望をランダムに申し上げますけれども、第三部の筑本会員、第一部の髙橋会員、第三部の伊藤由佳理会員、オンラインでご出席の第一部の川嶋会員、大久保会員、佐野会員、第三部の腰原会員、第一部の小長谷会員、第三部の光石会員、第一部の橋本会員です。2回目のご発言はお時間が許したらもちろんお回しいたします。1回目、まだご発言でない先生で、私が漏らしている場合は教えていただければと思います。あるいは、もしご発言を希望の方は今ここで手を挙げていただきたいと思いますけれども、追加でございますでしょうか。ありがとうございます。よろしいでしょうか。事務局、テイクノートをお願いいたします。

それでは、今手を挙げていただきました会員、午前中のセッションで、昼を過ぎました けれども、ご質問いただいて室長からご回答いただこうと思います。それではお待たせし ました。第三部の筑本会員、お願いいたします。

○筑本知子会員 三部の筑本です。今までほとんどの皆さんからの質問が集中しているの

が、やっぱり第三者委員会を設置することによって透明性が本当に確保されるのかという ところで、非常に重要なポイントになっているかと思いますし、そこが明確化というか、 ある程度室長あるいは内閣府としてのお考えがもう少しはっきりしない限りは、この議論 はずっと平行線のままなのかなというふうに感じてもいます。最初、4のところで、会員 以外から推薦された候補者については、学術会議としても現在各学協会、団体からも頂い ているし、現時点でも多くの学協会関係者からの推薦の会員や連携会員方とも一緒に活動 してきているわけなので、それはこれまでも十分になされていると思いますし、たぶんそ この認識のずれが一つ大きくあるのかなというふうに思っています。ただ、室長さんから、、 先ほどそこの候補者を募っていることはご認識いただいているということで、おそらく問 題にされているのはこれまでの選考プロセスが密室で行われており、そこに対して第三者 委員会さえ入れれば透明性が確保されるというストーリーではないかと感じています。こ の第三者委員会のもう少し具体的内容については、どの時点でお考えを我々のほうに出し ていただけるのかというところがとても大きなポイントで、決まってしまってからの事後 報告では我々としても何だという感じなのですけれども、もう少し具体的なところ、お考 えを出していただける時期的なものとか、そのプロセスの前に意見交換等のタイミングが あるのかどうかということを教えていただきたい。それからもう一つは、第三者委員の方 が会員の推薦も可能ということで、いわゆる最終候補者リストをチェックする機関もその 第三者委員になることで恣意的なものが行われるのではという懸念があるので、そこを切 り離すような、つまり先ほどの利益相反の関係もあると思うのですけれども、そこの仕組 みをどのようにお考えなのか。それからもう一つは、やはり先ほど来言われている第三者 委員会の役割は単なる承認なのかもっと強い指導力なのか、その辺りも含めて、今日は無 理かもしれませんが、早い時期に我々のところにご説明をいただきたい、また意見交換を いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹川室長 まず、外部からの推薦について、今の情報提供とほぼ一緒なので、肝は第三 者委員会かなというお話でございました。かなりそれに近い感じもあるような気がしますけれども、我々としてはやはり外部からの推薦もきちんと法律の枠組みを課して積極的にやっていただきたいし、どういうところから推薦を取るのかということも場合によったら第三者委員会に聞いていただくということもあるのではないかと思っております。いずれにしても、先生のおっしゃったことを取り間違えていたらごめんなさいなんですが、会員等以外の第三者が推薦といった時に、何も関係ない人がじゃあ俺もと言って推薦してくると、そういうことではなくて、一定の枠の中で、今、情報提供もそうだと思いますが、推薦を求めるということを考えています。そこはそうなんだと思います。

それから第三者委員会についてこれ以上こちらから詳しい話がないと議論できないと、 それはそのとおりで大変申し訳なくて、なるべく早く、特に今日のいろいろご指摘も踏ま えてまたお話させていただく機会を頂ければと思います。いつということは、すみません、 逆に約束しきれないところもありますが、こちらも先生方のお話を伺いながら進めていき たいと思いますので、こうなったのでよろしくとどこかで一回渡すとか、そんなことは全 く考えておりません。なるべく早くまた議論なりご説明なりの機会を頂ければと思います。

○筑本知子会員 第三者委員会を置くことによって透明性が担保されるというような前提だと思うのですけれども、それ以外の方法というのはないというふうなお考えなのでしょうか。すみません。そういうところも含めたつもりで言っていたのですけれども。

○**笹川室長** ご趣旨は何でしょうか。例えば第三者委員会設置と外部からの推薦という、例えばその2つの法律改正をして、3つ目に何かそういった大きなというか、そういった改正があるかと、そういうご趣旨でしょうか。

○高村ゆかり副会長 置かねばならない意味というところです。たぶん私なりに筑本会員のご質問を聞くと、選考プロセスの透明性ということが必要だとしても、それは第三者委員会を設置する以外の方法で行うことは考えていないのか、選択肢としてないのかというご趣旨ではないかと思います。

○**笹川室長** こういった案を持ってくる以上は、今はこの形を考えていますが、何かご提案と言うと変ですけれども、ほかに案があればそれも含めてご意見を伺う場だと思っております。

○梶田隆章会長 今のをお聞きして、先ほどの私の発言とも関連するんですが、第三者委員会という形以外については、基本的に我々がやっていることは、先ほど学協会から情報提供をもらっているという話がありましたけれども、私たちは今、今期はそれをさらに広げて、例えば産業界からも情報提供いただくというようなことで進めています。かつ選考方針についても、そのようなところからご意見を伺った上で作っているということで、もし第三者委員会に限らないとしたらば、何も別に今やっているのと変わらない。そうした時に何で法律改正をして、1年半後までに別な方法での選考にこだわるのかという理由が全く分からないんですけれども、そこら辺をお願いいたします。

○笹川室長 1年半後のところについては、我々は現時点でなるべく早く新しい方法でと考えているので、こういうふうに申し上げているわけですけれども、先ほど来、梶田会長、菱田副会長、ほかの先生方も強い反論というかご意見を頂きました。それから、どなたかは次回は今の方法でやってその次はというようなご提案も頂きました。いずれにしても、今日ここで全て答えきれる話でもないので、その部分についても受け止めてまた検討したいと思います。

それから情報提供を今回、次の改選に向けて努力されているのは承知しています。実際にどのぐらいの数ということまではもちろん承知していませんが、作られた選考方針などの中に経済界等々書かれていたのも承知していますし、従って結果としては我々が期待というか、法律改正でやろうとしているのとかなり近くなってくるのかもしれません。

ふたを開けないと分かりませんが、そこはある意味そういう期待もありますし、先生おっしゃっている意味は分かります。ただ、我々としては、例えばそうやって第三者から推薦されて、あるいは情報提供で来た人たちがどのぐらい登用されるのかとか、あるいは新たな学問分野等々から積極的に入るのかとか、そういったことについても選考委員会に見ていただくのかなと取りあえず思っております。そういったこともあって、4のところで1、2、3、4、5と書いているわけですが、なので今のプロセスで情報提供というか候補者の裾野が広がることをもって、ただちにこのままでいいんじゃないかというご議論は、そこは少なくとも今の我々の考えとはまだ距離があるかなとは思います。ただ、おっしゃっていることは、非常にそこは分かっているつもりと言うと失礼ですけれども、受け止めております。

○高村ゆかり副会長 それでは、お待たせいたしました。第一部の髙橋会員、お願いいた します。マイクをお願いいたします。

○髙橋裕子会員 第一部の髙橋でございます。笹川室長、ご説明どうもありがとうございます。実質的には日本学術会議の未来に大きな影響を与えると思われる自民党PTのメンバーは一体どのようにして選考されたのでしょうか。そして、この自民党PTはどのような役割と権限を持っていらっしゃるのですか。今日の笹川室長のお話から、そこでの議論を少し伺えたわけですが、自民党PTの議論は透明性が確保されているのでしょうか。政府案の修正は自民党PT座長に一任というふうに報道されています。とすると、その場での議論が修正案の決定に極めて重要であったのであろうと理解できますが、このように重要な会議がなぜ非公開で行われたのか。これをご説明いただけますでしょうか。こういった会議が非公開であったからこそ、会長や副会長が本当のところを教えてほしいとおっしゃっているのではないでしょうか。日本学術会議に対して、政府や自民党PTがプリーチなさっていること、つまりご指導されている透明性や厳正さということを、政府や自民党はプラクティス、つまり実行されていないように思えるのですが、いかがでしょうか。自民党PTの本音を会長や副会長もしっかりと伺えるような機会が奪われているのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**笹川室長** 自民党のPTがどういう過程で人選されたかとかいったことは、過程はまさに私も承知しておりませんし、普通自民党に限らずですけれども、政党のそういった役員なりそういったチームの人選というのは通常明らかでないものだと思っております。それ

からPTでのやりとりについても、概略といいますか雰囲気はこうやってお伝えし、提出した紙あるいは結果として残った紙はお持ちしているわけですけれども、個別の内部でのやりとりは与党との話でございます。これは与党でなくても野党であっても、どこかの政党とのやりとりをつまびらかにするということは通常行いませんので、そこはすみません、差し控えさせていただきます。ただ、可能な限り、こんな議論があったとか、あるいはこんな雰囲気だったというようなことは、前回も含めてお話しさせていただいているつもりです。たぶんお答えになっていないとおっしゃるかもしれませんが、そういうことでございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それではお待たせしました。第三部の伊藤 由佳理会員、お願いいたします。

○伊藤由佳理会員 第三部の伊藤と申します。本日は笹川室長、長時間のご対応ありがとうございます。私は国民の理解を得るという部分について質問したいんですけれども、日本学術会議が任命拒否によって多くの国民に知る機関となって、私たちとしてはそれはありがたいことなんですけれども、我々は外に対してさまざまな情報発信をして、国民の誰もが参加できるシンポジウムなども開催しております。ただ、国民の日本学術会議の活動についての、国民への日本学術会議の存在や活動についての説明責任は政府にあると思っております。現会員の選考に問題があることを示したのも政府であって、それに対して現在進行している新しい選考方法を国民もしくは自民党PTなのかもしれませんが、説明していただきたいと思います。実際、一般的に法改正に伴う必要な期間が1年半であることは理解できるんですけれども、法改正がもし必要だとしたら、これまでの2年間でできたのではないかという疑問もあります。会員は非常勤ではありますが、国家公務員です。その国家公務員ということは、国会議員の任期の延長とか、国家公務員の定年延長と同じように国民にとって重要な事項であって、その会員の任期を1年半延長するということは、国民の理解を得られるのでしょうかというのが私の質問です。

○笹川室長 出だしのところのPRというか情報発信のところは、ごめんなさい、趣旨がよく分からなかったので、取りあえずご意見ということでいいんでしょうか。それからこれまでの2年でできたんじゃないかというようなことについては、まさに去年の4月の先生方の『より良い役割発揮に向けて』を頂いて、CSTIで半年ほど議論してやってきたという過程がございます。

- ○伊藤由佳理会員 一番聞きたいのは……。
- ○笹川室長 1年半の、ごめんなさい、一番大事なところですよね。1年半の延期につい

て、ここは今まで過去2回の改正の時に、選考方法を変えた場合、準備期間的な意味合いかと思いますけれども、通常1年半程度延長してきたようなので、今回もまさに仮に今提案しているような形でいくとすれば、第三者委員会を作って、それで恐らく選考委員会と第三者委員会とでそうした選考を進めるルールを作って推薦を求めてとやっていったら、1年半なり、場合によってはもっとかかるのかもしれませんので申し上げています。従って、今までこういう場合は通常こうだったからというふうに申し上げているので、それはそれとして一つのご説明だろうと思います。ただ、繰り返しですけれども、今日あらためてというか、梶田先生はじめ皆さんから強いご意見、もう始まりつつあるプロセスをというようなお話がありましたので、その点については十分にこういったご意見があったことを踏まえて検討していきたいと思います。

○高村ゆかり副会長 それでは、オンラインでご出席の、大変長くお待たせいたしました。 第一部の川嶋会員、お願いいたします。

○川嶋四郎会員 笹川室長、どうも長時間ありがとうございます。私は若干の意見とそれから幾つかの質問をさせていただければと考えております。本日の総会の位置付け自体なのですけれども、これは恐らくこれからの日本の学問、アカデミアというものを決定付ける非常に重要な総会ではないかというふうに思います。この議論がどういう方向でこれから展開していくのかというのは、私たちはそのプロセスも含めて注視していく必要がありますし、国民の皆さまに多くの議論をぜひ共有していただければというふうに感じております。

最初にですが、実は日本学術会議が国民から理解され信頼される存在であり続けるためという美しい言葉が書かれております。これはそのとおりのようにも思えるのですけれども、後のところを読んでいきますと、国民というのが政府あるいは産業界等というものに、何か私はすり替えられているのではないかなという感想を持ち続けております。

実は、1年半にこだわられる、1年半で改革をしなきゃいけないということにこだわられている理由というのは、恐らく任命拒否というものを正当化されようとしているのではないかというふうにも私は考えております。つまり、あれ自体が正しかったから、だからこういう形で迅速な改革が必要になったんだというようなことを、その理由とされてしまうと、これはちょっと違うのではないかなというふうに思います。私も実はこの文章というのは日本学術会議および政府が国民から理解され信頼される存在であり続けなければならないと解釈いたしておりますので、このニュートラルな文言なんですけれども、実は含蓄あるいはその持っている裏の意味というのは結構重いのではないか、深いのではないかというような印象を持ちました。

それから、先ほどから問題意識、時間軸等を共有しというような言葉も、重要なワード として出ています。この場合の共有というのは結論の共有ではない、あるいは共有の仕方 が多様だというようなお話も出てきたかと思いますけれども、私は例えば問題意識自体、 あるいは時間軸自体を議論する、そのこと自体もアカデミアとしては非常に重要な役割を 課されているのではないかと考えております。それを中長期的に、あるいは短期的にどの ように議論していくのかというようなことも、私たちは独立して決定することができるの ではないかなというふうに思いました。

それから、日本学術会議の独立性の問題でございます。独立性は尊重するというようなお話がございましたけれども、私はどうも学術会議という組織の独立性という問題、これは実は憲法で保障された学問の自由、これの実体的な価値、それを、アカデミアの価値を実現するための機関であるというふうに考えております。それが、どうもこれまでの議論によりますと、プロセスの透明化であるとか厳格化というような言葉によって、実は実体的な価値自体が浸食されてしまうのではないかという懸念を持っております。したがいまして、これはもう意見でとどめておりますけれども、お願いといたしましては、アカデミアが持っている独立性を確保する、涵養する、サポートする、そのための手続的な構築あるいは財政的なご支援、こういうものを強くお願いしたいというふうに考えております。

第三者機関の問題ですけれども、これも非常に美しい言葉ですけれども、第三者機関がすべきことというのは、今のような日本学術会議が政府によってきちんと学問の自由の実体的な価値というものを発揮できる、そういう機関として機能しているのかといったことをチェックしていただく、それは手続的なチェックに過ぎなくて、実体的な一定の方向に誘導する、そういうようなことはぜひ避けていただきたいという、そういうお願いでございます。

2点質問がございます。1点は、これもいろんな質問ございましたけれども、国の機関であることを踏まえ、選考・推薦および内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるような必要な措置を講じると、こう書いております。選考・推薦というのは私たちの問題で、内閣総理大臣による任命というのは内閣総理大臣の問題でございます。そうすると、内閣総理大臣の任命のプロセスあるいは任命手続あるいは任命基準、そういうものまで今回の法改正あるいは他の法律の制定、改正等によって考えられているのかどうかの疑問が生じます。つまり任命というのは、私どもは、形式的な行為であって、アカデミアの推薦者をそのまま認めると、これが任命だというふうに思っておりますし、恐らく日本国憲法に書いてある任命という言葉を、どれを見ても任命権者がその裁量で任命を拒否することができるというようなニュアンスがあるものはないのではないかというふうに思っております。

したがいまして、これは任命の手続的あるいは実体的な基準を何らかの形で透明化される、あるいは厳格化される、そういうふうな法律の制定、規則の制定等まで考えておられるのかどうかという点についてご質問をしたいと思います。これが質問の1点目。

それから質問の2点目は、日本学術会議法の6条というのがございまして、この6条は 「政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることがで きる」と規定しています。これは全てできるという形になっているのですけれども、この 条文なんかは削除されるご予定なのか、あるいは改正されるご予定なのかと。この辺りに ついてもお聞きできればと思います。大変な作業、本当にありがとうございます。日本の 将来の学問のためにご活躍いただけることを心から願っております。ありがとうございま した。

○笹川室長 任命のところについては5に書いてあるとおりでして、先生もご理解いただいているかと思いますが、まず幅広い人材を募るということで、外部からの推薦という仕組みを入れます。それから選考過程を第三者の目を入れてということで、透明性・厳格化を図るために第三者委員会を設けて選考の規則とか選考について意見を述べますと。一応その2つを我々の案というか中身としております。それによって、高い透明性の下で厳格な選考プロセスが運用され、選考、推薦、総理の任命が適正・円滑に行われるようにということでございますので、任命権のところについてはそれ以上でも以下でもございません。何を言っているかというと、現時点で100%コミットはいたしませんけれども、特段何か修正を考えているところはございません。任命権についての従来の政府の解釈に変更はないというのは、前回の総会でも申し上げましたとおりですし、その中身は日本学術会議は内閣総理大臣の所轄の下の行政機関であることから、任命権者たる内閣総理大臣が国民および国会に対して責任を負えるものでなければならないということ。この辺りは私が申し上げる立場ではありませんけれども、政府として何度も答弁させていただいているところでございました。

それから6条の削除というのは、何か急に出てきて、どういう問題意識でおっしゃっているか分からないんですけれども、我々前回申し上げたとおり、どの条文をどう変えるというのはまだ検討の過程なので、確定的に申し上げることは控えますけれども、6条を変える理由というのは現時点で私は特段感じておりませんけれども、何かご懸念があるなら逆におっしゃっていただければ。

○川嶋四郎会員 これは恐らく政府との間の信頼関係を築く、あるいは信頼関係をより強いものにするために、非常に重要な条文だというふうに私は考えております。したがいまして、私たちのほうからそちらに投げたボールも、これまではきちんと返していただいていたと思います。今回も非常に短い間に多くの質問にご回答いただいたということで、きちんとこの条文は履行されていると思いますけれども、ありがとうございます。履行されていると思いますけれども、どうも今回の方針なんかを拝見させていただいている限りにおきましては、どうも私の懸念といたしまして、独自性に対する介入というものが強く疑われる、懸念されるというところですので、そういう信頼関係の基礎をそぐようなことになるような条文というものの創設はやめていただきたいということと、信頼関係確保のための条文は維持していただきたいというご趣旨でございました。どうもありがとうござい

ます。

○高村ゆかり副会長 なおご発言ご希望の会員いらっしゃいますので、大変恐縮ですけれども、ご質問を簡潔にお願いしたいというふうに思っております。

お待たせしました。オンラインでご出席の第一部の大久保会員、お願いいたします。

○大久保規子会員 笹川室長には長時間にわたりありがとうございます。第一部の大久保でございます。5の選考に関する第三者委員会に関する質問・意見を述べさせていただきます。こちらにつきましては、今日の議論の中では大きく分けて2つの性格のものと理解する意見があったように思います。一つは監視プロセスに不正がなかったかどうかの確認をする、そういう委員会であるという理解。もう一つの理解は、具体的な人の推薦も含めまして、選考そのものの内容に関与するという2つの理解があったかと思います。このどちらを考えておられるのかということは、これは全く性質の違うものでございますので、選考について意見を述べるということの具体的な例を挙げてご説明をいただきたいと思います。

その上で、お答えを先取りするようで恐縮ですけれども、前者の監視ということで言え ば、何らかの不正があったという立法事実があって、そうした監視委員会を設けるという ことはあり得ると思いますが、そうした事実がない以上は難しいのではないか。また、後 者について、実質的に例えば特定の人の推薦権を持つというようなものを考えるといたし ますと、学術会議の独立性と齟齬(そご)が生じないか、また高い透明性、厳格な選考プ ロセスという本来の改革目的に照らし、これだけたくさんの人が関わって行っている現在 のプロセスよりも、より少人数の人が行う、そうした推薦権を持つということがあり得る としますと、それがより高い、透明性、厳格な選考ということとの関係で、正統性を基礎 付けることが極めて難しいのではないかということを考えますので、私自身は第三者委員 会の設置というものに合理性があるかどうか極めて疑問に思っております。その意味で、 もし今後さらに第三者委員会の設置を検討されるのであれば、今言ったことについて、例 えばそれぞれのある人について、この人は不適格であるというようなことを、その第三者 委員会で議論する、あるいは適切であるということを議論するのであれば、それは人事の 秘密ということとの関係でも難しいということが先ほどのご答弁でもあったと思いますの で、そのこととの関係も含めて、より具体的に正当化できるような内容をご提示いただき たい。そうでなければ第三者委員会ということの設置そのものを見直していただくほうが よいのではないかというふうに意見を述べさせていただきます。

以上です。

○**笹川室長** 監視なのか選考に関与するのかということについて、具体的な中身というか 案はまた今日の頂いたご意見を含めて検討して、またご紹介というかご相談をしたいと思 いますけれども、現時点ではただの監視機関というよりは、もう少しご意見を述べさせていただくイメージでおります。それから、推薦権を持つというのがちょっと分からなくて、これはさっきほかの先生もどなたかそんなようなことをおっしゃっていたんですけれども、内閣総理大臣への推薦というのは、これは1回目の総会か何かで申し上げたと思いますが、学術会議が行うのだと思っておりますので、推薦を受ける先としての第三者がいきなり例えば経済界とか学協会がいきなり総理に推薦するということは考えておりませんし、第三者委員会から例えば10名、日学から95名推薦すると、そういったことを考えているわけではなくて、そこはあくまでも日学の中の第三者機関と選考委員会なり何なりがやりとりをした結果が一つのリストで出てくると。少なくとも私は今そういうイメージでおります。その過程で、人事の秘密うんぬんという、そこはおっしゃるとおりで、もし人事情報に触れるのであれば、何らかの守秘義務なり何なり、そういったことを考えないといけないのだろうと思います。

それから、こんなにたくさんの先生方が関与しているのに対して委員会が少ないと、ここはご指摘がよく分からなかったのですが、大勢の方が関与されているかどうかという話ではなくて、日本学術会議の内部で手続が閉じているのではなくて、そこに外の人たちの目を入れようということを申し上げているので、多い少ないの話ではないと私は思います。ただ、先ほど別な先生からご指摘があった、すごいボリュームなのに少人数でできるかというような、そういったタイプのご指摘については、そこはそうだろうと思うので、具体的な権限、業務とその体制はある意味両方考えないといけない話かと思います。

○大久保規子会員 恐らく何人かの会員は、その学術会議に対する第三者委員会が推薦権のようなものを持っていて、先ほどそういうご質問があったかと思うのですけれども、それを尊重しなければいけないという形になるのかどうか、あるいはこの人は駄目、外してくれというような意見が言えるのかどうかということであったかと思いますが、それがないというご答弁であったというふうに理解をいたしました。そうすると、その意見を述べるの中身を具体的にもう少し知りたいということになるわけでございます。このプロセスの透明性がどのように意見を述べることにより確保されるのかということも含めて、また具体的に今後ご説明いただければと思います。ありがとうございます。

○笹川室長 ちょっと補足します。もしかしたら私の説明の仕方が悪かったかもしれませんが、純粋な監視機関的な、不正があったら何かすると、そういったことではなくて、もう少し関与することを考えています。従って、どこまでというのはこれから検討ですが、例えばこの人駄目的な意見を言うことがないと今言い切っているわけではございません。逆に、第三者委員会が独自に何か総理に推薦するとか、あるいはいろいろなところから来ている推薦なり情報提供なり以外にこの人たちをという言い方をしてくるとか、そういうことは想定していないということを申し上げたつもりです。

○高村ゆかり副会長 それでは、お待たせいたしました。第一部の佐野会員、オンライン でご出席です。お願いいたします。

○佐野正博会員 第一部の佐野です。今の大久保会員と重なってしまうことになるかとは思うんですけれども、今の選考、推薦および内閣総理大臣の任命の第三者委員会に関する権限に関しまして、選考に関する規則だけではなくて、選考について意見を述べるとなっておりますので、今、室長からもありましたように、そうしますとなぜある候補者が会員または連携会員となったのか、あるいは会員または連携会員とならなかったのかについても意見がなされるというご回答がありましたが、なおかつその意見を尊重する義務があるというふうに書かれております。そうしますと、これは日本学術会議の独立性を侵すことになるものであり、私は不適切であると思うのですけれども、その点についてどうお考えかを教えていただければ幸いです。

○笹川室長 まず、具体的な設計というか詳細はこれからですので、あまり無責任に例えばこんなとは言いにくいんですけれども、例えば選考委員会なり学術会議が105人これでどうですかというリストを出してきて、そのうち10人バツを付けるとか、そういうことを必ずしも言っているわけではなくて、恐らく選考の過程でいろいろやりとりがあるからこそ、例えば新たな学問分野、融合分野からの積極的な登用とか、いろんなバランス、こういったことはまさにやりとりしていく話なのではないかと思います。どの程度の頻度で、あるいはどの程度の深さでやりとりするかといったようなことはもう少し考えないといけないかもしれませんけれども、そういうものだろうと思います。それから意見を聞く、尊重する、ここは先ほど申し上げたとおり、通常審議会等と意見を述べる機関の意見を尊重するということになっていますので、同じことを考えております。いずれにしても、最終的に推薦するのは学術会議だということだと思います。答えになっていないかもしれませんけれども、またもう少し詳しいご提案、ご説明できる時にまたご議論いただければと思います。

○高村ゆかり副会長 それでは、第三部の腰原会員、お願いいたします。その後、第一部 の小長谷会員、お願いいたします。

○腰原伸也会員 室長、本当に長時間にわたり今日はどうもありがとうございます。それで、実は今、5の丸2、会員の第三者委員会、これについて今議論が集中しているんですが、私は今いる大学やいろんなところからの経験から、やっぱりこの人事といいますか、こういうところへの外の外部意見が入る時というのは、実は第6項の活動の評価・検証、これと実は車の両輪をしないと車軸がねじれて大変なことになるというふうに考えており

ます。そのために、この第6項のほうの活動の評価・検証、これが現状は政治活動みたいな、政治のほうの側から入ってきた意見で、5の丸2のところの人事をどうするという話になってしまっているので、今、車輪の回転速度が全然違うので大変なことになって、間に入っている幹事の皆さんや室長の皆さんの胃に穴が開くというようなことになっているわけですけれども、これについての設計というのは、今、6項のところはほとんど書かれていないに等しいようなところもあるので、どのようなことを今考えておられるか、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

- ○笹川室長 メインで今おっしゃっているのは評価・検証のほうですよね。
- ○腰原伸也会員 そうです。
- ○笹川室長 ここについては、ある意味ここに書いたことに尽きていて、今持っているイメージは、日本学術会議があくまでも自己評価をしていただくわけですけれども、ついては外部有識者の意見を聞きながら、目標なり評価基準を明確に定めてやっていただいてうんぬんということでございます。そういった枠組みをきちんと法律で書いてやっていただく。以前申し上げたとおり、現在でも外部の方のご意見を伺ったりしているのは承知していますけれども、私も評価書のようなものを読ませていただきました。やはりあれはああいうものではなくて、もう少し基準等々はっきりさせてやっていただくことが、やはり信頼され理解され、活動の透明性につながるんだろうと思っております。ここは極端な話をすると、例えば第三者委員会みたいなところに評価をやらせるというようなことも、ある意味オプションとしてはあり得るんだろうと思います。そういう意味で、両輪で2つ委員会作るというのは極端に言えばあるのかもしれませんが、ここは今、先生方がやられているやつをもう少しシステマチックにしっかりやっていただくということで、まずはよろしいのではないかということです。
- ○腰原伸也会員 まさに私が確認したかったのはその点だったので。ありがとうございます。
- ○高村ゆかり副会長 それでは、第一部の小長谷会員、お願いいたします。
- ○小長谷有紀会員 室長、本当にご苦労さまです。

私からは第三者委員会の利益相反についてです。これについて、最初に宇山先生がおっしゃったことの意味は、個人レベルのことではなくて、自らルールを決めるという機能と、自分が決めたルールに基づいてそれを実行して取捨選択するというこの機能と、この2つを1つの委員会が持つことが利益相反だという意味です。その両方を持てば、当然透明性

が増しますし、厳格にもなるでしょう。これは例えば社長さんが経営される時にするのは、 それは問題ないと思います。 やればいい。 しかし、第三者委員会という言葉は、少なくと も現代日本語においては中立とか公正を体現する概念なわけですね。 それが両方を兼ねて しまうと、それは利益相反になります。 だから日本語の国語辞典の意味も変えなくちゃい けない。 その覚悟でこの両方の機能を兼ね備えられるおつもりでしょうかということが質 問です。

○笹川室長 今のお話につきましては、先生おっしゃるようなイメージを私は持っているわけじゃなくて、ルールを決めるのはあくまでも選考委員会なり学術会議なんだと思っています。第三者委員会なので、第三者委員会がこういうルールでは例えば1、2、3、4、5に挙げたようなことがいまひとつ担保されないとか、手続が不透明だとか、何かしら意見を言ってよりよいものに作り上げていくというイメージでおりますので、かつ最終的に推薦するのも学術会議ですから、そういう意味ではルールの決定者と実行者というのは第三者委員会ではなくて、あくまでもそれに対して意見を言っていく立場だというふうに思っております。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは第三部の相田会員、お願いいたします。その後、第二部の土井会員、そして第三部の光石会員、第二部の武田会員、第一部の橋本会員の順で、以上ご発言ご希望者全て網羅しているかと思います。 2回目のご発言は時間的に難しいと思いますので、ご了承いただければと思います。それでは相田会員、お願いいたします。

○相田美砂子会員 第三部の相田と申します。ありがとうございます。今日いろいろ意見があって、前回からのいろいろ意見があって、こうやって発言し合えることはとてもいいことだと思うんですけれども、だんだん私は実際問題として心配になってしまって、よくあることは、意見は全部聞いた、もう意見は全部聞いてそのとおり、でもいつの間にかそれがガス抜きになってしまって、気が付いた時にはあっという間に何かが決められていて、時既に遅しというのがもう何度も見たことがあるような気がするんです。こうやって丁寧に回答していただいているので、そんなことはないに違いないと信じたい気持ちがある一方、やっぱりちょっと確認しておきたいなと思いました。先ほどのご質問もあったように、もう今2022年の12月も末なので、これが例えば今2022年の1月とか2月にこれをやっているならまだいいけれども、今2022年の12月でこれをやるということは、実際問題として、本当にどういうスケジュールでどう間に合わせようとしているんだろうかということをお聞きできるんでしょうか。例えば1年半の任期延長も、前回の時には任期延長を視野に入れるぐらいの言い方だったのが、今日は1年半の任期延長をだいぶフィックスした言い方でなされているということは、それをするための算段ももうしているん

だろうかなとか思うわけです。先ほどの会長・副会長の問いにもまともに答えていただきたいと思うんですけれども、私たちは来年の9月末までの任期というつもりでいろんな準備もしているし、こうやっていろんな発言もしている。いつの間にか1年半の任期延長ですとサッと言われてしまうと、それはどうやって決めるんですかということをやっぱり納得させていただかないと、こうやって意見を言うことすら、無駄にはならないと信じていますけれども、心配になるなと思いました。

以上です。

○笹川室長 意見は聞きましたで終わるのではないかというご懸念については、そんなことありませんと言えばそれで済むことでもあるんですけれざも、もう少し丁寧に申し上げると、100%意見の相違がなくなるかどうかは定かではありません。ただ可能な限りご意見を承って取り入れていきたいと思っています。実際、新分野、融合分野への対応ですとか、あるいは先ほどご質問あった評価の辺り、この辺りは先生方のご意見なりを踏まえて、違う方向で前回の紙とかは書いているつもりでございます。それから1年半のところは、紙では1年半程度と書いておりまして、まず1年半がフィックスではもちろんありません。準備期間がどのぐらい必要かというのは考えないといけないし、もしこれが2年なら2年なんでしょうし、1年でできるなら1年だと思います。ただ、恐らくそういうことをおっしゃっているのではなくて、さっき最初に梶田会長、菱田副会長がおっしゃっていたような、そもそも今進めているやつをどうしてくれるんだという趣旨でおっしゃっているのでしょうから、そこは分かりましたという話ではございません。意見の相違は今ありますけれども、特にこの点、強いご意見があったということは重く受け止めて、今後いろいろ考えていきたいということでございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは第二部の土井会員、お願いいたします。お待たせしました。

〇**土井元章会員** 第二部の土井です。

長時間ご答弁ありがとうございます。まず、笹川室長がどうもつるし上げられているような状況が起こっているのはあまりいい状況ではないなというふうに思うんですけれども、やっぱりお立場上答えにくい、答えられないということはあるんでしょうけれども、例えば第三者委員の透明性みたいなものをお聞きしたら、必要な手続等を経て適切に人選されるようにというのは、これは答えになっていないご答弁をされるというところも一つ大きなこういう状況を生んでいるんだろうと思います。それは感想です。そもそも論としてお伺いしたいのは、この方針なり具体案が出てきているわけですけれども、内閣府として、あるいは自民党のPTもそうでしょうけれども、我々、私自身感じるのは、日本の学術のポテンシャルというのはここ20年ぐらいだだ下がりになっているという認識があります。

非常に危機的な状況であると。これは我々の努力が足りないことも当然あるんでしょうけれども、多くはやっぱり施策が不適切であり、人を減らし、予算を減らしているというところがあって、そのことに関してそういうことの施策をレビューしたりフォローアップも全くされていないという状況が今ある中で、学術のポテンシャルが下がっているという状況を内閣府なり自民党のPTがどの程度認識をされて、危機感を持ってこの方針なり具体案が出てきているのかというところに、非常に私は疑問を持つわけでありまして、そこがやはり共有されていないと、なかなか受け入れられないなというような状況が生まれているように私は感じております。

以上です。

○笹川室長 第三者委員会のところについては、大変申し訳ないんですけれども、まさにこうしていろいろご意見を伺って、さらに難しいというか、いろいろ考えないといけないというのをあらためて思いました。ここは、さっき自民党の話をしたのが受けが悪かったので控えようと思っていたんですけれども、第三者委員会の人選をどういうふうにやるんだと問われて、自民党にも申し訳ないですけど今お答えした程度しか答えていません。それはまさにこれからきちっと考えないといけないからでございます。自民党に言及するのがよくなかったら忘れていただきたいんですけれども、ここでだけ適当なことを言ってほかでいろいろ話しているということではないということはきちっと申し上げておきたいと思います。

それから、研究力が下がっていることについて、これ自体は私は担当ではございませんのでうまく申し上げられませんけれども、夏やっていた小林大臣もまさにその辺り危機感を持っていて、日本の科学技術力を上げるというのが大事なんだと。ある意味そこからこの流れが出てきていて、なるベくアカデミアと強調というか理解を深めながらやっていきたいという話の下で、自民党が言うような法人化を取らずに、内閣府に残っていただいて一緒にやっていくという路線を取ったということでございます。だからといって、選考に第三者委員会を入れるのかと、そういうことは恐らくご意見が出るんでしょうけれども、我々としては危機感を抱いてしっかりやっていきたいと思っているところですし、もし具体的に研究力の方策について何かご説明があれば、それは次の機会に担当の者と一緒にご説明させていただければと思います。ただ、論点をずらしているみたいで恐縮なんですけれども、まさに研究力を上げるためにどうしたらいいかというのは、おっしゃるとおり一緒に考えていくべき問題なんだろうと、そこはそう思っています。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それではオンラインでご出席の第三部の光 石会員、お願いいたします。

○光石衛会員 第三部の光石ですけれども、2つあるんですけれども。まず選考プロセス

のところなんですけれども、推薦を広くということと、それから選考プロセスの透明化というところは、もちろん関係はしているんですけれども、ある程度は独立して実行できるのではないかなというふうに思っております。

第三者会議ありきで議論というのが進んでいるんですが、私の前職のところでも、分野 横断の組織というものも結構ありますけれども、そういったところでもやはり寄って立つ 学問というところの議論というのが重要というか、そこの専門性というのが重要で、そこ の専門性の議論というのはやはりそこに身を置く専門家でないと、なかなか優れているか どうかという議論はできないんですね。そこでの、どうしてもクローズになってしまいま すので、選考プロセスが透明であるかどうかということを、ちゃんとしているかどうかと いうことを担保するために、どういう選考プロセスを取ったかということを公表するとい うようなことで、そういうことを担保しているわけなんですけれども。それで、例えば求 められている資質に、分野横断的な見識とか、それから対話能力ですとか、国際的な業績 ということが書いてありますけれども、いわゆる見識的な人事選考の議論だけをしても、 あまり意味は持たないんですね。そのほかのところについては、バランスですとか、それ から推薦を広くというところだと思うんですけれども、こういうものであれば選考プロセ スをきちっと公表するということで、ある程度透明性というのは担保されるのではないか なというふうに思われるので、そこであえて第三者委員会を置くということは、ここに書 かれていないような、丸1から丸5に書かれていないようなことを審議するために、わざ わざ置くのかなということをどうしても思ってしまうので、果たして第三者委員会では何 を審議するのかなということが、ほかの会員からも出ていますけれども、そこが極めて不 透明だなというのが私の感想であります。

それから2点目なんですけれども、これは私の感想なんですけれども、学術会議からのアウトプットにつきまして、話を伺っていると、審議依頼したものしか読まなくて、あとの提言等はそんなに見ないよみたいなことが何となく感じられるんですけれども、これについてもかなり普遍的なものであるとか、それから緊急に対応したほうがいいようなものというのもあるので、ぜひともこれは政府のほうでも読んでいただきたい、いろんな省庁でも読んでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○笹川室長 前半については、とにかくなるべく早く、もう少し具体的なイメージなりをお持ちしてまたご議論いただきたいと思います。それから提言のところについては、これは逆に、まさに我々も違う意味合いで同じ問題意識を持っていて、さっきから課題設定だとか時間軸うんぬんと言っているのは、ある意味そういうことでもあります。先日申し上げたとおり、私のごく近くにいる人が言った話としては、白書だったか長期計画だったか忘れましたけれども、やるタイムスケジュールがあって、その少し前に何か提言みたいなのをやっていると聞いたので、それをちょっと早めに欲しいとか、中間整理なりが欲しい

という、そんなようなことを言ったけれども、結局終わってからしか出してもらえなかったというようなことを聞きました。また、恐らく前提条件なりいろんな制約を考慮されないで提言をいただくと、それはそれで価値の追求としては貴重なものなんでしょうけれども、たぶん現場では使いにくいんだろうと思います。その辺り、最終的に先生方がどういうものを出されるかはもちろん先生方の判断ですが、ユーザーのほうの気持ちなりニーズもくんでほしいと、そういうことを申し上げております。いずれにしても、出されたものは立派なもののはずなので、私、直接回答や何か頂いた、所管行政をやっている立場として頂いたことはありませんけれども、立派なものだと思います。そこは頂いた以上は大切にして、実際それをフォローアップするような取組も部分的にはやっているように聞いておりますので、しっかりキャッチボールなりさせていただくのが生産的かなと思います。

○光石衛会員 周りの人の1、2の意見だけではなく、全体を見ていただきたいなという ふうに思います。よろしくお願いいたします。

○笹川室長 ありがとうございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは第二部の武田部長、お願いいたします。

○武田洋幸会員 どうも長い間ありがとうございます。簡単に申し上げます。今後のこと について、自分の今の考えというか意見と、それから具体的な質問をさせていただきます。 昨年、何回も出てきているように、学術会議がよりよい役割発揮に向けてというのを出し て、それに向けて自己改革をしていて、そしてもちろん国との信頼関係を作ろうと、また 産業界の連携もいとわずやっているという状況の中で、この12月になってようやく政府 から具体的な内容を頂きました。私自身は、今がやっと議論が始まるポイントかなと思っ ています。そして、この議論をしっかりとオープンにして、そしてナショナルアカデミー の将来に関わる重要な問題ですので、国民とともにしっかりと議論することによって、初 めて国民により理解され、より信頼されるものができあがるのではないかと思っています。 一方、今の笹川室長のお話だと、もう既に次期通常国会に法案を出すことは決められてい るということ、そして恐らく時間切れになってしまうんじゃないかなという、前の質問が あったように懸念があって、そして法案が通った後、よりよいあり方に向けての議論を体 現した会員選考を再びリセットして、そしてやり直すということが現実に起こった場合は、 やはり本当に学術界と政府の信頼関係は大きく毀損(きそん)されると思います。この辺 はぜひ配慮いただいて、時間をかけて議論ということをぜひお願いしたいというのが私の 一つの意見です。

それから、もうちょっと具体的にお聞きしますと、今言ったようなスケジュールを提示

されましたけれども、そしてこの中にはたくさん学術会議の意見を聞くということが書いてありますが、具体的にどんなタイミングとどんなプロセスを、意見を聞くこと、またそれを我々としても反映してもらいたい意見はたくさんあると思うんですけれども、そういう具体的なプロセスをどんなふうに今内閣府のほうでお考えになっているのかということを、時間ということも含めてお聞かせください。

以上です。

○**笹川室長** 先ほども若干似たようなご質問をいただきました。現時点で、例えば年末にとか年明けにとか、そういうことを申し上げることはできませんけれども、いずれにしても検討を深めていく段階で、折に触れてこういう総会の機会なのかどうなのか、その辺りもまたご相談だと思いますけれども、ご意見を伺わせていただきたいと思います。今日も幾つかの点について特に議論が集中しておりましたので、その辺やはり先生方のご関心は高いというのはよく分かりましたし、今日のご意見も踏まえながら対応、検討を考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは最後に第一部の橋本部長、お願い いたします。

○橋本伸也会員 橋本でございます。笹川室長、本当に今日は長時間にわたりましてご丁寧に答弁いただきましてありがとうございました。第三者委員会をはじめとした選考の過程についての問題という、ある意味各論のところに議論が集中したかのように見えますけれども、ここに集中した理由というのは、つまり今回の提案が学術会議の性格を根本的に変えてしまうものである、ある意味全く別の学術会議が作られてしまう、そういうような改変ではないのかという疑念を皆さんが持たれたからなんだろうというふうに思います。そういう意味で、この問題は細部の論点ではなくて根幹であるというのがまず第1点でございます。

私、今回の問題を考えてくるプロセスで、第2回国会における学術会議法の制定に向けての審議の議事録を読んでみました。隔世の感を抱きます。先ほど来、笹川室長は行政機関としての学術会議ということをおっしゃっていますけれども、第2回の国会審議の中では審議機関というふうにされていて、それと行政機関をどうつなぐかが課題であるという、そういう問題意識で議論がされていました。そこには学術が独立をしてものを考え、それを実際に行政等のところにつないでいくのには、それなりの仕掛けが必要なんだという、非常に深い理解があったというふうに思います。

その後の学術会議法の幾度かの改正、そして同時に学術のあり方自体、あるいは社会の あり方自体が大きく変わってくるプロセスで、その際に理解をされていたあり方というの が妥当なのかどうなのかというのは、それ自体は検討するに値する大事な問題だというふ うに思います。

そうであれば、ある意味この戦後七十数年にわたって続けられてきた一つのシステムの大きな改変をするという、そういう決意でもって政府が望んでおられるのであれば、それにふさわしい議論の仕方というものがあるだろうと思います。立法・司法・行政の分立、これは自由で民主主義的な国家にとって根本的なものです。これらの原則が確立をしていくプロセスと並行する形で、学術の独立性、学問の自由というものは確立されてきました。そのあり方自体が問い直される状況にある時代であるというのも間違いがないところだろうとは思います。

であれば、その時代の要請に応えるためには、より大局的で俯瞰(ふかん)的な議論をする仕掛けが必要です。たった2カ月程度の法案作成のプロセスでそれができるとは、私には到底思えません。今、必要なことは、現在行われている私たちの課題はそれとして取り組みつつ、かなり長期的な時間軸の中で、学術と政治、社会の関係を整理するような議論が必要だろうと。その中には、先ほども論点としてありましたが、CSTIのあり方はこれでいいのかという問題もあります。ファンディング機関のあり方はこれまでと同様でいいのかという問題もあります。そういうようなものも含めた総合的な日本の学術体制のあり方を抜本的に見直すような、そういう仕組みが必要だろうというふうに思います。

政府がこれだけ強く日本学術会議に対していろんなことをおっしゃってくるのであれば、 それだけの決意を持って、広がりのある議論をされるべきではないかと思います。そのためには、学術会議、政府、そして関係機関等々の入った円卓会議のようなものをきちっと作って、その場ではたして日本の学術をこれから根本的に発展させていくためには何が必要なのか、どういう体制が必要なのか、そういうような議論をする仕組みを作ることこそがまず求められることであると思います。当面はこの今の法改正に向けた取組というのはいったん立ち止まられてはいかがでしょうか。そして、フラットな立場で議論するための円卓会議を作る。そしてその下できちっと議論をしていく。そういうふうなことを提案したいというふうに思います。

以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。私が見落としておりまして、第三部の尾崎 会員が手を挙げてくださっておりました。尾崎会員、お願いいたします。

○尾崎由紀子会員 第三部の尾崎と申します。短い質問で、今大局的なご意見が出た後で言いにくいんですが、具体的な検討案の5番についてなんですけれども、選考、推薦および内閣総理大臣による任命の項の中に、第三者委員会を設置して透明性を設けるというお話だったんですが、第三者委員会というのは中立性があると。中立性を持って透明性ということを意味されていると思ったんですけれども、ここの項目は選考、推薦および任命とありまして、第三者委員会の監視といいますか、不正の議論の対象として任命が含まれる

のかどうかというところはどうお考えかというところを教えていただきたいと思いました。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。先ほどの橋本会員、尾崎会員のご質問・ご 意見について、申し訳ありません、まとめてお答えいただけますでしょうか。

○**笹川室長** 橋本先生、非常に格調の高いお話、ご意見を頂きました。基本的にはご意見・ ご提案ということで承らせていただくということにさせていただきますけれども、あまり 余計なことを言うのもあれですから、ご意見拝聴いたします。

それから、尾崎先生のご質問については、現時点で考えているのは、さっき申し上げたとおり、日本学術会議の中に第三者委員会を置く、名前をどうするかはあれですけれども、置くということを考えています。そして選考、それから選考のルール作りについて意見を言うことでございまして、任命について意見を言うという形は今想定しておりません。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。実に多くの会員からご意見を頂きました。 笹川室長には長い時間にわたって説明と質疑応答をいただきありがとうございました。笹 川室長からの説明と質疑応答はここまでとしたいと思います。会長から、午前中のセッションを受けて発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○梶田隆章会長 まず笹川室長、本日は大変長時間にわたりどうもありがとうございました。これまでの多くの会員の皆さまからの政府方針と本日のご説明いただいた具体化検討案について、本当に多くのご質問・ご意見を頂きました。会員の皆さまからは、会員選考の自律性、独立性をはじめとして、政府方針とその具体化検討案に対する強い懸念が表明されました。冒頭、政府方針に対してどのような態度を取るかがこの総会の役割であると申し上げましたが、会員の皆さまのご発言を伺って、この総会の議論を踏まえて、私たちの懸念を政府に、そしてアカデミアに、そしてさらには社会に明確にお示ししていく必要があると感じました。これまで頂いた会員の皆さまのご意見を踏まえて、総会としてその懸念を明確に示す、そうした文章を取りまとめ、午後の総会でご議論を頂きたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

では、そのようによろしくお願いいたします。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。本当に采配が悪くてお時間が延びてしまいましたけれども、ここで午前中の総会は終了としたいと思います。必然的に時間を後ろにずらさないといけないと思いますので、事務局のほうからご連絡事項をお願いしたいと思いますが、開始は15時ぐらいかというふうに思います。では事務局から連絡事項をお願いしたいと思います。

○企画課長 では、この後、学術会議庁舎内で昼食を取られる方は学術会議庁舎内の会議室でお願いいたします。5階および6階の会議室を開放しておりますのでご利用ください。午後の総会は、今、高村副会長からありましたとおり、15時から開会いたします。会場でご参加の先生方は、少し早めにお席にお戻りいただき、受付を済ませてくださいますようお願いいたします。講堂にお戻りいただく際には、再度、受付で本人確認をさせていただきますので、学術会議会員証または顔写真付きの身分証をお持ちくださいますようお願いいたします。オンラインでご参加の先生方は、差し支えなければ引き続きオンライン会議に入室したままにしていただければと存じます。退出された場合は再度、本人確認を行わせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○高村ゆかり副会長 それでは15時をめどに午後の総会を開始いたします。どうもありがとうございました。

[昼休憩]

以上です。

[再開(午後3時35分)]

[学術会議の在り方に関する政府方針への対応②]

○高村ゆかり副会長 それでは、ここから午後の総会を開始させていただきます。開始の時刻が後ろ倒しになりましたこと、お詫び申し上げます。午前に引き続きまして、学術会議の在り方に関する方針への対応と会員任命問題への対応を議題といたします。本日午前中、13時半までお時間をいただきましたけれども、総会での議論を踏まえまして、先ほど幹事会懇談会を開催して、お手元にございます資料の12でございますが、声明という形で幹事会としてその文案を作成いたしました。幹事会のご意見を踏まえて、正式には会長が提案をするものであります。それでは、この資料の12でありますけれども、総会の声明案につきまして、会長からまず一言ご説明をいただきたいと思います。

○梶田隆章会長 高村副会長、ありがとうございます。午前中の最後に発言させていただきましたけども、本件、極めて重要な議題であると考えております。そして、本日の午前中、たくさんのご意見をいただきました。また、8日の日にも長時間にわたってご議論いただきました。それらを踏まえまして、本日昼休みの時間帯の幹事会懇談会で声明案を取りまとめて、ここに、皆さまにお示しする、そういう次第です。具体的な内容につきましては、いわばチーフエディターとしてやっていただきました学術会議アドバイザーの小林先生のほうから説明をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○高村ゆかり副会長 お願いします。

○小林傳司会員 お手元の資料をご覧いただきたいと思います。短時間で作ったものですから、まだ文章表現、十分練れていないところがあるということはちょっとお許しいただきたいと思います。1枚めくっていただきますと、声明と書いてありまして、「内閣府『日本学術会議の在り方についての政府方針』(令和4年12月6日)について再考を求めます」という、そういうタイトルにしております。なぜそのような再考を求めるという言葉になっているのかといいますと、3ページのところで再考を求めるという形で終わっているという、そういう書きぶりになっておりますので、基本的な主張がそこにあるということを表現しています。

では、1ページ目から内容について簡単にご説明いたします。最初の段落および次の段落が、経緯を書いたものです。そして、3段落目は、本来もう少し早く出てくるものであったのですが、遅れましたよねということ。ここまでが経緯というふうに考えていただいて結構かと思います。

そして、4段落目からが中身に入ってまいります。まず第4段落目は、政府機関として

存置するという方針が示されていることに対しては、学術会議のほうの見解と一致しているということが指摘されています。しかし、その次の段落からは、やはり重大な懸念があるのだということを書いております。本日の説明も含めて、この日本学術会議の在り方についての政府方針、これが今日も皆さまの議論で焦点になったわけですが、選考過程に関与する第三者委員会の設置を含めた法改正が準備されて、しかもそれが次期の通常国会への提出が予定されていると。ここに非常に重要な学術会議の独立性に関わる問題があるのではないかということ。

そして、そのぐらいに重大な問題でありながら、じゃあ具体的に第三者委員会ってどんな権限を持っているのかとか、委員をどうやって選ぶのかとか、建付けはどうなのかということについては、基本的に検討中という表現であったと。ただ、所々何か危険な言葉遣いが感じられるということもありましたので、そこはちゃんとなってないということを書きました。

ただ、1 カ所ちょっと修正をさせていただきたいと思います。この段落の下から 4 行目、5 行目の後ろから、「さらに改正法案の案文の詳細は明らかにされていない」というふうになっています。この「さらに改正法案の案文」の部分は削除していただきたいと思います。理由は、通常国会の法案提出は、まず予算関連法案が先に出て、予算関連法案じゃないものは後から出るということで、現時点だと来年の 2 月の終わりか 3 月の頭に提出、国会に出てくるという、そういうスケジュールだそうであります。そこから逆算した時に、この法案の案文の詳細というのが 1 2 月のこの時点でないのは当たり前の話であって、それをなじるようなことをここで書いてもあんまり意味がないのではないかということでございます。ただ、その前の部分に書いた、「個別改正事項については詳細が説明されていない」というのは、今日皆さんがいろいろ質問されてお感じ取りになったことだと思いますので、そこははっきりと書きました。ですので、最終版ではここの言葉は外すということをご了解ください。

それで、幾つもの問題点があるのだということで、6点書いてあります。最初は、そも そもなぜ法改正が必要なのかということについての説明がきちんとなされていないという 点であります。通常これを立法事実というふうに呼ぶわけですが、それが明らかにされて いないこと。

それから2つ目、次のページにまいりますが、これがいわゆる第三者委員会。もう皆さんが次々と質問されましたが、結局のところあまりクリアにはならなかった。しかし、これによって、学術会議の自律的かつ独立した会員選考への介入の恐れは、かなり皆さん感じ取られたと思います。ここは大事なポイントだと思います。

それから、「第三者委員会による会員選考への関与は、任命拒否の正統化につながりかねない」というふうに書きました。これは、また改めて説明の文書を作ったほうがいいかなとは思いますが、今日の質疑のところでも会員選考のルールとそれから選考のプロセスに対して第三者委員会が意見を言う、そしてその意見を尊重する義務、これはもう普通の

審議会と同じであるという言い方をされました。そうすると、日本学術会議の選考委員会の判断と第三者委員会の判断が食い違った場合、その第三者委員会の意見にもかかわらず日本学術会議の意見で例えば会員推薦を行った場合に、尊重義務の点で瑕疵(かし)があるのではないかという形で任命を拒否するといったことも考えられるのではないか。しかも、この建付けだったらそれができるように読めるのではないかという懸念という意味でございます。

それから4番目、これは会長からも繰り返し今日は質問されたと思いますが、既に皆さんご存じのように新しい選考のプロセスを始めております。しかも、それは従来のものをそのまま単純に反復しているのではなくて、情報提供の対象とする団体を拡大し、さらに選考に関する方針の公開と意見聴取をし、という新たな説明責任を果たしつつ厳正に行うという、そういう方式で会員選考が既に進められているにもかかわらず、改正法で会員選考を行うことを、ここだけはお譲りにならなかったと理解しております。そして、現会員の任期調整ということも提示されているというところが、非常に大きな問題だろうと。

それから、三部制から四部制にという提案が行われておりまして、今日は少しトーンは和らげられたようにも聞こえましたが、全く諦めているわけではなくて、新たな学際的な分野への対応とか、そういうものをきちっと法定化したいかのような表現は維持されたと理解しております。という意味では、こういう学術会議の学問分野の問題について、行政的観点あるいは政治的観点で簡単に介入するということが認められるのかどうか。これは、学術会議の独立して職務を行うという観点で非常に問題があるだろうと。

それから6番目、これは政府等の対話とか協力の必要性というものが非常に強調されているわけですし、それ自体を否定するものではありませんが、しかし学術にはそれを超えた視点というものが常に存在する。そのことに対する配慮というものがほとんどないということは、非常に学術会議の根本的な理念を理解していないのではないかという懸念を抱かせるところであります。

そして、最後の部分で結論に向かうわけでありますが、日本学術会議は、皆さんご存じのように「役割発揮」を公表して既に改革を進めていると。それから、総合科学技術・イノベーション会議における政策討議にも参加し、政策討議の取りまとめが出た時には会長メッセージを発出して、「取りまとめが求める理想的なアカデミーの在り方とその実現に向けた方策の検討のためには、日本の学術全体を見据えた長期的かつ総合的な議論の場が必要であると考える。そのような議論の場が設定されるのであれば、我々はそこに参加する用意があることを付言する」とまで述べておりました。

ところが、今回の方針は、当事者である日本学術会議との丁寧な意見交換——例えば四部制なんていうのはいきなり出てきたわけですが——や、何よりも学術を支え、その成果を享受すべき国民との対話を欠いたまま示されたということは、紛れもない事実でございます。次期通常国会への法案提出をもう既に規定のものとしていますが、これは拙速な改正法案の準備がなされているという点で非常に強い危惧を抱いている。

「学術を皆さまのものに」、これは梶田会長が就任の際に述べた言葉です。ホームページにもビデオが残っておりまして、そこの結論の結語のところでこの言葉を語っておられます。「学術が人類社会の公共財として活用され、政策立案にも貢献することを目指すのであれば、まず肝要なことは、日本学術会議と政府の間に真の信頼関係が構築されることである。このような努力を十分に行わずに、日本学術会議の独立性を危うくしかねない法制化だけを強行することは、真に取り組むべき課題を見失った行為と言わざるを得ず、強く再考を求めたい」というふうに書きました。

今日の会員の皆さまのいろんな意見、全部はとてもすくい取れてはいないと思いますが、 幾つかその精神だけはくみ取るような形で原案を作成したということでございます。取り 急ぎ私のほうの説明は以上でございます。

○高村ゆかり副会長 小林会員、どうもありがとうございました。それでは、ただ今会長から提案のありました資料の12の総会の声明案について、会員の皆さまのご質問、ご意見をいただきたいというふうに思っております。恐縮ですけども、午前中とおなじようにご発言ご希望の会場の皆さまは名札を立てていただけると、事務局にも分かりやすいので大変ありがたく存じます。オンラインでご出席の皆さまも、同じように手挙げ機能で教えていただければというふうに思います。それでは、第一部の宇山会員、お願いいたします。

○宇山智彦会員 第一部の宇山です。声明案の取りまとめ、どうもありがとうございます。この内閣府から示されたものに対しての対応としては、全く異議がありません。ただ、これ、政府関係者に読まれる、そして同時に国民に向けたものでもあるということを考えると、野党に対する批判としてよくあるように、単に反対しているだけではないかと思われる危険があるような気がします。我々もっと広くまた積極的に学術会議がこれから果たすべき役割について考えている、そのことはこれまでに発表した文書に書いてあるといえば書いてあるんですが、そのことがさらによく伝わるようにする必要があるのではないかと思います。

特に具体的にご提案したいのは、繰り返しになりますが、声明案の最後のほうにも書かれているように日本学術会議と政府の間に真の信頼関係が構築されることが重要なので、そのために何をすべきか、我々としては何をしたいかということを書き込む。橋本部長からお昼の前に発言があったように、これは学術の在り方、そして学術会議の在り方全体に関わる問題なので、それを改めてもっと広い範囲、研究者全体あるいは国民を巻き込んだ議論の場を設定するべきではないかということを盛り込む必要があるのではないかと思います。現在のところでは、自民党からの圧力がある中で、しかしPT案のとおりにするのは非常に非現実的なので、政府としては、内閣府としては落としどころを探ったという、非常に政治的駆け引きの構図になってしまっているので、それを我々としては変えたいんだということが、その駆け引きという言葉を使う必要はないですけれども、伝わるような

文章を入れていただければと思います。以上です。

○**高村ゆかり副会長** ありがとうございます。それでは、第一部芳賀会員、お願いできればと思います。

○芳賀満会員 第一部の芳賀です。ありがとうございます。1個だけ文言の訂正の提案です。2ページの5段落目、「他方、内閣府からの説明によれば」との、一番大事なところですが、そこの3行目に、「しかるに、これらの事項は日本学術会議の独立性に照らしても疑義があり」とあります。このとおりだと思いますが、ここをさらに例えば「日本学術会議との第3条に定められた独立性に照らしても疑義があり」と、「日本学術会議の」のところを「法の第3条に定められた」と追記して直すのはいかがでしょうか。というのは、この独立性というのは、学者の我々が勝手に反乱しているのではなく、学問の独立とか自由で勝手なことばかりを言っているのでもない。そういうものではなくて、既に連綿とした歴史を踏まえて法に定められているのだと、そういうこと明示するのはいかがでしょうか。以上、単なるご提案です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。オンラインでご出席の第三部の田近会員、 お願いできますでしょうか。

〇田近英一会員 ありがとうございます。内容にはもう完全に賛同いたしますが、とにかく学術会議が抗議しないと始まらないので、とにかくこういうものを出すことは大変いいことだと思うんですが、一方で、これが周囲から支持が得られるかどうかっていうこともまた重要かなというふうに感じていまして。学術会議だけではなくて、大学、学協会、社会から支持が得られるかという。この文章そのものは、もちろん学術会議から政府への再考を促すものですから、当事者である学術会議主体の主語になっている文書であるのも当然のことであって、非常に要点が簡潔に伝わるようになっていると思いますが。一方で、第三者からすると、少し他人事、学術会議のことというふうに感じられるような懸念がちょっとあります。

私、学会連合とかいろいろ取りまとめ役の立場から、肌感覚からすると、今回は任命拒否問題の時と違って、学協会からこうしたサポートというか支持が得られるかどうか少し懸念を持っております。学術会議っていうのは、やっぱり科学者コミュニティーの代表組織であり、こうした第三者を介した政府の介入っていうのは学術への介入であるという、そういう認識が共有されることも大事かなというふうに感じますので、できればどこかに科学者コミュニティーとか学術コミュニティーといったような言葉を入れていただけるほうがよいのではないかと。これを基にそういった学協会なんかからも賛同というか支持が、サポートが得られるようなことを少し念頭に置けるといいかなというのがご提案というか

意見です。以上です。

○高村ゆかり副会長 どうもありがとうございます。それでは、第二部の狩野会員、お願いいたします。

○狩野光伸会員 ありがとうございます。幾つかあります。1つ目は単純なところからまいりますが、文言の2ページ目の上から3行目の「正統化」は、「正しく当たる」ではないかなと思いましたので、ご検討いただければ。1つ目です。大したことないことからいって申し訳ありません。

もう一つは、「共有」と言われると私どもどうしても納得して受け入れる方向の意味を解するかと思いますので、これを「踏まえた」とかいう表現に変えるのはいかがかなと。 そういう提案もありかなと思っております。踏まえるだけであれば別に拒否しても構わないと思いますので、知っている上でどうするかということかと思います。

もうちょっと本筋のことですけども、もう一人会長アドバイザーとしてメディア出身の 方をお願いしておりまして、その方と意見交換をしました。一つに、国民は誰かという疑 間が午前中を通じてあったと思いますけれども、国民の世論というのはネットでかなり形 成される時代になっていると。ネットの中には学術に対する受け入れはしっかりあるだろ うという印象で、特に基礎科学や純粋知的好奇心は否定しないという立場の人も少なから ず見掛ける状態であると。特に現代がいろんなフェイク情報にあふれているので、その中 で学術という地に足付いてエビデンスを積んでいくという活動は非常に重要だということ は、世の中でかなり受け入れられるようになっているのではないか、というお話でござい ます。

今日あるいは前回の中身は、そういう意味ではそうでない第三者の意見がかなり聞こえてきましたけれども、そうした学術に向かって支援的である第三者の声もしっかり我々はご一緒したほうがよかろうかと思うことが一つです。学術会議の活動の中にそうした第三者を味方にするような活動、例えば高校生に向けた催しもあるというふうに、これまでは第三者であったこのアドバイザーはおっしゃっています。しかしながら学術会議という名義では現在権威の側面のほうが世の中に伝わり過ぎているため、よりアウトリーチをして中身を社会に伝えていくことが大事ではないかというご意見です。それがもっとできると、学術会議のサポーターがより増えるだろうということをおっしゃっています。こうした声明の発出、およびその支援を増やしていくためにはそれが一つ重要であろうと思います。

その際にもう一つ、メディア出身の方としてのご依頼があったのは、構成員の我々側が、 そうした学術会議を支援するアウトリーチのために使っているTwitterやYouTubeのフォローを始めることによって、さらにその知り合いの方に広がることによって、ネット上での数の力を増すことができるということで、ぜひこれをおできになる先生方におかれてはお考えいただきたいということでございます。そうしたことが社会を動かしていくだろうと いう話がございました。なお、私が何でこれらを申し上げるかというと、広報委員会委員として、この方をご紹介した者ということで、皆さまに共有いたしました。以上です。

○**高村ゆかり副会長** どうもありがとうございます。お願いいたします。

○田村裕和会員 どうも原案をありがとうございます。この1から6までは、全くそのとおりだと思います。すいません、三部の田村です。最初の方のご意見にもありましたけども、やっぱりちょっとこの全体がけんか腰というか、全体のトーンがやっぱりちょっと気になるというところだけが心配で。特に最後の辺りが相手を非難する言葉で終わっているっていうのが、ちょっと気になりました。最初の方のご意見にもあったように、まず信頼関係を我々はもうつくりたいんだっていうことを書いていただくっていうのが一つと。

それから、最後のところに、やっぱり一番大事なのは独立性なんですけれども、何で学術会議に独立性が必要かっていうのが、多くの国民の人は実は分かってない可能性があるんじゃないかという気もしています。さらに、自民党のPTの方とか、どれぐらいその重大さが分かっているかっていうのが心配で。もちろん学問自体は独立してなきゃいけないっていうのがありますけど、それと別にそもそも学術会議ができた経緯を考えれば、要するに国が科学者たちの科学的な知見をきちんと聞いて、きちんとそれを反映させないと、国が道を誤ると、政策を誤ると、そして国も人類も不幸な方向にいくと、そういうことがあるわけで。そのために、独立であるからこそ、独立にならないと国は幸せにならないよというような、もうちょっとポジティブな方向に。科学者のアカデミーを独立に保ち、そして距離感を保った上で信頼関係を持つっていうことが、いかに国の今後の発展のために重要であるかっていうような方向の書き方をしていただけるとありがたいなと思いました。以上です。

○高村ゆかり副会長 田村会員、ありがとうございました。それでは、第一部の髙山会員、お願いいたします。

○高山佳奈子会員 ありがとうございます。先ほどの2つのご発言について、ちょっと違う立場からコメントさせていただきます。初めに2ページ目の下から6行目、7行目につきまして、もうちょっと上ですかね、日本学術会議の独立性について現行法の3条に言及したほうがいいんじゃないかというご意見がありましたが、私は反対でございます。法律を改正して独立性条項を廃止してしまうという暴挙もあり得ることですので、まともな国のアカデミーは独立しているものだという前提から出発したほうが良く。現行法は変えることができてしまいますので、現行法の条文を根拠として法律変えるなというのは、ちょっと立法者に向けて言ってもあまり力がないので、むしろ言わないほうがいいのかなと、もっと大きな理解としてアカデミーの独立性というのは大事であるという理解が前提にな

っているほうがいいと思います。

それから、3ページ目の3行目の文言は、「任命拒否の正統化」は糸偏の「統」が正しい。これ、プロセスの問題だからでございます。中身を良い内容であるというふうに言っているわけではなくて、そういうプロセスを設けることによってどんどん任命拒否ができてしまう、それが内容がいいのか悪いのかにかかわらずプロセスとしてできてしまうということが懸念されていると思いますので、糸偏のままでよいと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございました。それでは、第三部の筑本会員、お願いいたします。

○筑本知子会員 ありがとうございます。先ほど田村会員がおっしゃったこと、私も同意見で、なるべく向こうの落ち度を非難するようなけんか的なところはちょっと省いたほうがいいのかなと思いまして。2ページ目のところにございました、だいぶ向こうの提案が遅れたと。8月くらいに出すはずが12月になったっていう。何かそこもあんまり書き過ぎないほうがいいのかなと。むしろ非難すべきは、こちらは対話の姿勢を示したにもかかわらず、全くその意見交換がなくていきなり出してきたっていうようなところについて、もう少し。しかも、法案化っていう直前になって出されたっていうことについて。我々は信頼関係を築きたいのに、ちょっとそういうような態度で臨んでくれてないのは残念であるっていうような形の書き方をされたほうがよろしいのかなというふうに思いました。

それから、先ほど前の方がおっしゃられたように、やはり独立性がなぜ重要なのかというところを、ちょっと明確に、外から見ても分かりやすく書かれたほうが。法に規定されたというのではなくて、やっぱりちゃんとした国家の組織として学術のものとそれから政府との独立性が必要なんであると。その上で、第三者委員会についても、元々あれは選考の透明性の確保のために向こうが提案されたんですけども、我々としてはその役割とか内容については明確化されていないために非常に懸念を持っているというような書き方というか、それで担保されるのかというような、そのような感じの問題意識。そうしないと、第三者が何で独立性っていうところとか、その辺りの全体の政府の思いとのすれ違いのところが、まさしく第三者、ここ以外のところには分かりにくいのではないかというふうに感じましたので、その辺りのちょっと文案をもう少しご検討いただけると。方向性としては全く反対ではないんですけれども、より受け入れやすい文章としてちょっとご検討いただければと思ってご意見させていただきます。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございました。それでは、第一部の栗田会員、お願いいたします。

○栗田禎子会員 ありがとうございます。初めに、ごく短い時間で非常に立派な声明案を

おまとめいただきました幹事会やアドバイザーの先生方に御礼申し上げたいと思います。 ほとんど異議がありません。非常に立派な内容だと思います。政府に対して厳し過ぎ、けんか腰というお話もあったんですが、やはり今回の進め方、非常に恣意的で一方的な法改正ありきという姿勢で来ていることが問題で。それを何か押しとどめることが、それは政府に対して訴えるだけじゃなくて、社会に対していかにこれが問題かってことを、学術会議としての態度をしっかりと示すことが大事だと思いますので、再考を求めますという、これくらいのはっきりした態度は示さざるを得ないんだろうなと思いました。私が書いたら、きっともっとけんか腰になって、撤回を求めますとかなったと思いますが、それは学協会が言ってくださると思うんで、再考を求めます、という、この毅然(きぜん)としたトーンでいいんではないかと思います。

あと、6つの項目を挙げていただきまして、これも非常によく考え抜かれていて、サンドイッチ方式というか、1と6がやっぱり一番大事なことだろうと思います。1でそもそも法改正の必要はないではないかと、その根拠は示されていないということを、はっきり言って、2から5で内容的なこと、特に選考過程という一番大事なところに手を突っ込んでくることを、多少各論に入りながら批判した上で、6のところでやはりそもそも「政府等と問題意識や時間軸共有」という、これがそもそも学術会議のあるべき姿と相いれないんだということを強調してらっしゃって、1と6で挟む形で、2から5で各論的な批判をされているという構造も非常にいいと思いました。

結論として、今伺っておりますと、時間の制約も考えると、ほとんどこれでいいんではないかと思うんですが。ただ最後、何人かの先生方からあったように、せっかく下から2段目では「何より学術を支えその成果を享受すべき国民との対話を欠いたまま」と、国民ってキーワードが出てきているわけですが、最後の段落がちょっと弱いかもしれません。また日本学術会議と政府の話だけに回収されて行ってしまっている点が、少し狭い印象を与えているんだと思います。なのでここはやっぱり、ここに国民というキーワードとか、権力・政府と独立した学術の立場に立つ学術会議であるということがいかに大事か、自由や民主主義の基礎であるかということを自覚・認識した上で、国民的議論、あるいは学協会、あるいは世界のアカデミーにも訴えていきたいといった内容を加える。うまく言えませんが、午前中の最後で橋本第一部長がおっしゃったような、格調の高いところを最後にもう一度盛り込んだらどうかと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。この後、オンラインでご出席の第一部の西田会員、第二部の小松会員にお願いしようと思いますが、同時にチャットでご意見いただいております。第一部の佐野会員から、こちらは先ほど第二部の狩野会員からご指摘のあった点と重なると思いますが、「正統化」のところの表記です。それから、第二部の北島会員からもチャットでご意見をいただいておりまして、3ページ目の片括弧の5の最後のところの表現、「杞憂(きゆう)ではないことが明らかであること」といったクリアな書

き方をされてもいいんじゃないかというご示唆であります。それでは、第一部、オンラインでご出席の西田会員、お願いできますでしょうか。

○西田眞也会員 ありがとうございます。まず、次期の話っていいますか、選考の話がちょっと前面に出てしまうのは、一般の方々が見た時に何か人事権にこだわってるような印象を与えるので、できるだけ。今回特に方針1、2の辺りで、学術会議の役割そのものに対する矮小(わいしょう)化っていうのが非常にあって。政府が考える学術会議と、我々の考えているいわゆる学者の代表機関としての学術会議というものが、根本的に違うんだっていうことをまず明確にした上で、学術全体のサポーターっていうものをもう少しアピールできるようにならないのかなっていうのを一つ思いました。ですから、この6番、先ほどサンドイッチがいいって話がありましたが、やっぱり私、6番が一番先に出てきてもいいのかなというようなところも思いました。

そしてもう一つ、国の機関として存置することが、っていうポイントが書かれているんですけれども、これもいわゆるTwitterとかネット上の意見とか見てますと、大体彼らっていうのは税金使って何とかして、なおかつおまえら人事権は離さないのかみたいな、何かすごい単純化するような議論が当然出てくるのかなと思うんですけれども、ある種国の機関に存置するかどうかっていうこと自体はもう、そこはあまりここで言わないほうが。そこで言うことによって逆にバーターっていうか、自民党側としては政府の機関に残ってるんだからおまえら言うこと聞けっていうロジックがそこに見え隠れするので、そこはもう表に出さないほうがいいのではないかなというのは、個人的には思いました。

基本的には、どうやって世間を味方にするかってとこが非常に重要で、そういう意味では今回の話がまだどうしても学術会議的な論理といいますか、こちら側の論理になって、 味方を得るというところでは少し弱いかなと思いました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございました。それでは、オンラインでご出席の第二部 の小松会員、お願いできますでしょうか。

○小松浩子会員 小松でございます。取りまとめを進めていただきました先生方に感謝申し上げます。私はこの懸念事項の第4のところでございますが、質問もさせていただこうというふうに思っておりました。梶田会長が非常に強調されておりましたように、現在会員選考が透明性を確保しつつ行われているわけでありまして、そのことに対する責任っていうのも、私ども会員は、あるわけでございます。それが今回の改正によって時期が延びるっていう点だけではなくて、次期会員の選考に入っているわけで、それがもしも無効になるっていうふうなことが起こる可能性がありますので。この部分に関しては、進められているにもかかわらずそれらが無効になるっていうふうなことがあった場合に、学術会議は非常に大きな責任を感じますし、そういうことがないことが望まれるのではないかとい

うふうなことも含めたような、少し文章を足していただければありがたいと存じます。以上です。

○高村ゆかり副会長 小松会員、どうもありがとうございました。それでは、会場のほう に戻ってまいりますけれども、第一部の和田会員、お願いできますでしょうか。

○和田肇会員 第一部の和田です。この文章は字句の修正等々踏まえて、私はこれで良いと思っています。私が文章書くわけではありませんから無責任な提案になるんですけれども、国民とか学協会とか他の学者の人たちに向けた文書ではないですよね。提案者に対する文書なものですから。むしろ社会に向けてなぜ私たちはこういう文書を発表したか、その中でアカデミーというものはこういう性格があると私たちは考えているか、この間いろいろ努力をして協力関係を築いてきたけども、そこがうまくまだいってないんだという、そういう辺りで社会に向けた少し簡単なもので結構ですからコメントを出したら、この問題が理解していただけるのではないかと思っているんですけれども。小林先生、何か大変なことをお願いすることになるかもしれませんけれども、幾つかのポイントで社会に向けた情報発信をぜひお願いします。これはマスコミにも一緒なんですけれども。

そうすると、ただただ私たちがごねてるだけではなくて、こういう問題が背景にありこういうことを議論しているのではないかということが分かっていただけるのではないか。 それで100%分かってもらえるとは思いませんけれども、先ほど情報発信のことが大切だということがありましたから、私からの提案です。ご検討いただければと思います。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございました。それでは、第三部の沖会員、その後第三部の玉田会員とお願いいたします。それでは、沖会員、お願いいたします。

○沖大幹会員 ありがとうございます。沖でございます。

皆さま方の意見で、独立性が非常に大事であると。ただそれを内閣府のほうに言うのではなくて、広く皆さんに分かってもらうのが大事であるというふうに私は理解いたしました。そうしますと、どこかに、例えば、もとより独立性の担保は国民ならびに政府にとってのアカデミーの存在意義の源泉であり、毀損されるべきではないとか、あるいは、もとよりアカデミーが独立性を保っていることがその存在意義の源泉であり、毀損されるべきではないとか、そういう文が1つあるとよろしいんではないかというふうに思います。ご検討ください。

もう一つは、一番最後が「強く再考を求めたい」という文章で終わっていますが、再考というのが、これだけを読むと、向こうから来たものは全部考え直してくれと言っているようにしか、今の文章だと読めないわけですが、皆さんの意見、あるいはこの中身 6 点を見ますと、一つはスケジュール感が拙速であろうと。国民との対話が必要で、今の想定さ

れる日程というのはあまりに拙速ではないかという点、もう一つは、会員選考に意見するとされる第三者委員会の位置付けについて再考されたいと、それらについて、何を再考してほしいと言っているのかシャープに示す、つまり6つの点は、これは懸念事項ですが、 懸案事項ですが、何を再考してほしいと言っているのかというのをシャープに示すのはどうかというふうに思いましたので、ご検討くださればと思います。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、第三部の玉田会員、お願いできますでしょうか。

○玉田薫会員 第三部玉田です。今回の案につきましては全面的に賛成いたします。一つ途中お話も出ていましたけれども、頭の部分に、自分たちの言葉で、学術会議は何のために存在しているのかとよく分かっている、特に昨今の社会的情勢を踏まえての(学術会議の)重要性というのを書いた上で、こういう経緯で非常に問題であるというふうなことを書き加えていただければなと思います。よろしくお願いします。

○**高村ゆかり副会長** ありがとうございます。それでは、第三部の相田会員、お願いいた します。

○相田美砂子会員 ありがとうございます。最後の「強く再考を求めたい」という点についてなんですけども、先ほど沖先生から言われた、その2点をここで強調すると、何かそこだけ再考を求めるような感じになってしまうので、今私たちにとって一番重要なのは、円卓会議という名前はともかく、ちゃんと関係者がしっかりと話し合う場を持つべきだというのが一番重要な点じゃないかと思うんです。なので、幾つか具体的に「再考を求める」というのを上のほうに書いた上で、最後には、話し合う場を、ちゃんと真剣に話し合う場が必要だということが国民に対する責任を全うすることにもなるみたいな感じのところで終わったほうが分かりやすいなと私は思います。

それともう一つ細かい点なんですけども、1ページ目の3段落目の、本来だったら夏に公表されるはずだったものが政府側の理由でうんぬんというところなんですが、政府側の理由で遅延と言われちゃうと、何かもっともらしい理由があったかのように一瞬思っちゃうんですけど、これは理由があったんですか。私は理由を聞いたことがないというか、なぜ遅れたかという理由を聞いたことがないので、もしあったんならばいいんですけど、理由はなかったんじゃないのかなと思って、少なくとも説明できるような理由はなかったように思うので、あたかも理由があったような書き方を私たちがする必要はないんじゃないでしょうかというふうに思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。議論を終了させるという意味ではありませ

んけれども、ご発言をご希望の会員は、あとどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。私のところに、橋本第一部部長、吉村第三部部長、そしてオンラインでお2人、第一部の川嶋会員と第二部の佐々木会員からお手が挙がっております。他にご発言ご希望の会員、フロアから、そしてオンラインでご出席の会員はいらっしゃいますでしょうか。

取りあえずここで一度議論を取りまとめようと思いますけれども、この後、オンラインで第一部の川嶋会員にお願いしようと思いますが、同時に、第一部の大久保会員から、全体に異存はないという上で、1点、3ページ目のところで、若干修辞上の修正が必要じゃないかというご示唆をいただいております。これは後で事務局のほうで、こちらのチャットでいただいた意見を、大久保会員だけではありませんけれども、こちらのところを反映させるように参考にさせていただこうと思います。

それではお待たせいたしました。第一部の川嶋会員、お願いできますでしょうか。

○川嶋四郎会員 どうもありがとうございます。第一部の川嶋でございます。小林先生をはじめ皆さん、大変な作業をどうもありがとうございます。おそらくこの文章は、名宛人というものが限られている文章ではないかなと思っておりますので、それをまず明確にすることによって、誰に対する提案であるかということが特定されるのではないかなと思っております。

それとともに、先ほど和田会員がおっしゃられたように、それとは別に、国民一般、そしてまた世界のアカデミーに対して、現在日本の学術会議はこういうような問題に直面して、こういうような形でそれに対応しているんだというメッセージを発するということは非常に重要なことではないかなと思っております。

細かい点ですけれども、これは本文中に書かれていることでもありますが、今回のこの 改正関係の問題というのは、あまりにも拙速過ぎるということです。手続的にもあまりに も唐突な話で、旧統一教会被害者の問題等のように迅速な救済が必要になってくるという ような問題とは全く性格の違うものでございますので、将来の日本の学問がどうなるのか ということと深く関係しますので、熟議を経る必要があると思います。そういう意味では、 懸念事項が6個ございますけれども、7個目としまして、信頼の前提としての対話期間の 不足というようなことも挙げておかれたらいいのではないかなと思います。

これはもちろん本文に書かれております。書かれておりますけれども、どうしても項目というものが先行する可能性がございますので、そのことを明確化するということは非常に重要なことではないかと思いました。

それから、午前中の総会の最後のあたりで、笹川室長がおっしゃられたことが非常に私は気になっておりました。それはどういうことかと申しますと、会員選考過程でやりとりが行われることがあるというようなニュアンスのことをおっしゃられたのではないかなと思っております。それは、まさに独立性に対する侵害になり得る、事実上の介入になり得るというふうに思いますので、そのことも私たちは決して忘れることができないのではな

いかと思いますし、これから選考過程におきまして、そういうところは注意を払っていか ないといけないのではないかなというふうに感じました。

それから、最後の細かい点でございますが、「正統」という言葉、「正統化」という言葉をどういう言葉に置くかと、表現するかということでございますが、私は、正しいという「正当化」と、それから髙山先生がおっしゃられたことも踏まえて、ここに書かれている「正統化」というのを中黒で結ぶことができるんじゃないかなと思っております。

つまり、内容的にも正当化されてしまう可能性もございますし、歴史的、伝統的にも正統化されてしまって、今後こういうことが政治的な行為として一般的に行われてしまうということで正統化を防ぐという意味でも、私は、正しいという意味での正当化は許されませんし、それからまた、歴史的な、伝統的な、政治的な意味での正統化も許されないということを強調するためには中黒で結ぶというのも一つの案ではないかなと思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

○高村ゆかり副会長 川嶋会員、ありがとうございました。それでは、第二部の佐々木会員、オンラインでご出席です、お願いできますでしょうか。

○佐々木裕之会員 第二部の佐々木です。先ほどから国民の目線という言葉もたくさん出てきていまして、私もそのとおりと思いますんで、2点申し上げたいと思います。

1つは懸念事項の6番です。6番には、「政府等との協力の必要性は重要な事項であるが、同時に、学術には政治や経済とは異なる固有の論理があり」というのがあるんですけれども、ここはそのとおりなんですが、読み方によっては、学者の偉い先生たちには、我々には理解できない別の論理があってというふうに聞こえないこともないと思うんですよ。

ここは、そもそもこの「固有の論理」はどういう意味で使われたのか、私はいろいろ考えながら、いろいろ取り方があり得るなと思っていたんですが、そこは、「政治や経済とは異なる固有の論理」というよりは、「学術には世界共通で固有の論理がある」とか、何かもうちょっと書き方を工夫しないといけないんじゃないかなというふうに思いました。

場合によっては除いてしまって、「政府等と問題意識や時間軸等を共有」できない場合があるということでもいいのかもしれないですけれども、何か必要であれば、もうちょっと、我々が、学者と、科学者と国民が共通に見えるような、そういうふうな書き方にしていただければと思ったのが1点です。

もう一つは、一番最後のパラグラフで、「『学術を皆様のものに』、これは梶田会長が 就任の際に述べた言葉である。学術が人類共通の公共財として活用され、政策立案に貢献 する」というところなんですけれども、今回のいろいろ、ある意味、政府が監視したり、 介入したりできるようなポイントをたくさんつくるような、そういう改変のようにも思え る。そして、ある意味、任命拒否の正当化につながるようにも思える今回の改革案なんで すけれども、確かに内閣総理大臣は選挙で選ばれた国民の代表ではありますけれども、け れどもやっぱり国会で、与党・野党でいろいろ議論はしますし、自民党の中にもいろんな 意見があるわけです。

それを、特定の意見の方を除くということは、これはむしろその多様性を損なうというか、政府にとっても国民にとっても、ある一部の意見を聞こえないようにしてしまうという、そういうふうなことにもつながると思います。そういう意味では、「学術が人類共通の公共財として活用され、かつ多様な意見を取り込んで政策立案に生かす」というような、そういうふうな表現ができないかなというふうに思いました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、第一部の橋本部長、お願いいた します。その後、第三部の吉村部長にお願いしたいと思います。では橋本部長、お願いい たします。

○橋本伸也会員 ありがとうございます。先生方のいろんなご意見、一つ一つごもっとも であるというふうに思いました。その一方で、今日この場できちっと決め切らないといけ ないようなものだと思います。

大きな改編をここで会長に求めると、もう一度ここで休憩を取って2時間ぐらい休憩して、文章の作り直しをするという作業をして、先生方に待っていただくということになっ ちゃうと思うんですね。それはやはり避けたほうがいいだろうと。

修辞的な変更について何カ所もご指摘がありましたけど、それらは直したほうがいいんだろうというふうに思いますが、基本の構造としては、これで総会として決めた上で、修辞的な変化については幹事会で最終的確認をいただくというのが一つご提案です。

もう一つは、この6項目について丁寧に説明をする、先生方が懸念されていたことを一つ一つ説明することになるんだろうというふうに思います。なぜ独立性が大事なのかとか、学問の役割とは何なのかとか、というようなことを説明するというのは、この6項目の中身が何でこういうふうなことで懸念することになるのかという理由付けになると思うんですね。

これはもう別文書として作っちゃったほうがいいんじゃないかと。それは、この声明の参考といいましょうか、添付というか補足というか、のもので、これは幹事会の責任で決めていただくというふうにして、総会では、この内容について反対はなかったと思いますので、お認めをいただいた上で、それを幹事会にお願いをするということで、ここはまとめていただかないと、先ほど申し上げたように、また長時間、修文の作業をする。

もう一つ、なぜそれを言うかというと、これを書き足していくと、どんどん長くなります。そうすると、声明というものが持つインパクトが小さくなってしまうんですね。2枚で何とか収まっている、ちょっとこれでも長いんじゃないかというふうな考え方もあると思います。そういうこともあるので、この程度で収めておいて、他に必要な説明は別途行うという、そういう考え方にしていただいてはいかがかというふうに思いました。以上で

す。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは吉村部長、お願いいたします。

○吉村忍会員 声明に対する意見、またその扱いに関しては、今、橋本第一部長が言ったことに全面的に賛成いたします。その上で、この場で個人的な感想も含めて、ぜひこういう総会の場で言いたいなと思って申すんですけれども、私は個人的にこの声明も、8日と午前中の説明とか質疑を聞いていると、まだ生ぬるいんじゃないかなというふうに思うのが正直なところです。

というのは、我々は、先ほどから政府、政府という言い方をしていますけれども、学術会議がこれまできちっと対話の相手としていたのは、最初は総理大臣、その後、任命問題に関しては官房長官、また在り方に関しては科学技術政策担当大臣、そこをきちっとした窓口として公式の対話をずっとやってきているわけですね。ところが、今日の午前中の話の中には、この在り方に関して、科学技術政策担当大臣というその位置付けがほとんどないんですよね。基本的には自民党PTか自民党、与党でもないんです。自民党か自民党PT、それと内閣。

私は午前中にも申しましたけれども、CSTIの報告から現在に至るまでのかなり新しく書き込まれていることが、追加でこの在り方の中に書き込まれていることが、先ほどの第三者委員会であるとか選考、あるいは内閣総理大臣が分かりやすくというような感じの文言なんですが、これを議論する間、アカデミアのことを分かっている、それこそ第三者の専門家が関与した跡を一つも私は見られなかったんです。このプロセスそのものが私はものすごく危険だなというふうに。

我々は政府と対話しているつもりだけれども、実はもしかしたら政府ではなくて、ある 一部の方たちと議論し、それによって学術会議の独立性が侵食されようとしているんでは ないかなという危惧を抱いたところです。

あともう一点、大きな危惧は、我々はこういう総会の場でしっかり議論していますけれども、総会はそんなに頻繁に開けないわけですよね。ところが、今日の説明でも、もう法案は通常国会に出すと。在り方は、前回と今回で説明し、法案も出す。それで決定したら、もう現在の会員の、今の任期は9月までといっているのを延期する。もうほとんど全部、そのような議論の仕方をしているにもかかわらず、それが既定路線であって、しかもこの学術会議の総会という公の場で表明されているわけです。

これはものすごく大きい。これも危険だなと思っていまして。そうすると、そういうスピード感で、もう法律があっという間にもしかしたら出てきて、閣議決定されてというような、そういう危機感もある中で、私たちができることというのは限られているので、こういう声明として主張するわけですし、声明の主張の内容も、きちっと冷静に学術的に議論をするわけですけれども、そういう周辺状況があるということを念頭に置いた上で、こ

の声明が出されているのかなというふうに考えると、そこはおのずと私たちの総会として の意思の示し方というのも、どこかにはきちっと収束させて、きちっとそれを声明として、 先ほど橋本部長がおっしゃったように、限られた時間で出すと。

これを今日出さないということは、次出すのは春ぐらいですから、そうするとその間に世の中のことはどんどん変わっていく危険性があるというのは考えて、少しぜひ最後まとめていただけるとありがたいかなと思いました。声明の文案そのものに関しては、これまでいろいろご議論が出ているもので、あと、基本的にはここに書かれているもので私自身は賛同しております。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。第三部の米田会員、お願いいたします。

○米田雅子会員 ありがとうございます。私も今日、この小林先生をはじめ皆さんにつくっていただいたものを会長名で出すというのにまず賛成です。それと、あと今、吉村先生が言われたように、実は我々正々堂々と日本学術会議の意義であるとか、独立性の大事さであるとかというのをもう一回、これはとにかく今日出す声明としては基本的にこれでいいという形で、もちろん字句の修正をして、幹事会で相談して出すということでいいんですが、これとは別に、今日ご議論いただきましたように、一般の国民や国際的な学術団体、そういう広い世界に向かって、日本学術会議の意義を正々堂々と、別に威厳を持って言うんじゃないんですけど、正々堂々とちゃんと、こういうことでやってきて、こういう大事な組織なんだと。その組織が今、危機に瀕しているんだということを英文でも発信する。

それにつきましては、おそらくもう総会をもう一回近々開くというのは難しいといたしましたら、例えば会長メッセージであるとか、幹事会声明であるとかというような形で、 もう一段階で出していただくという2つをやればどうかと思います。以上でございます。

○**高村ゆかり副会長** ありがとうございます。それでは、第二部の狩野会員、お願いいた します。

○狩野光伸会員 ありがとうございます。短めにいたします。

もし記者会見をされる場合には、この声明を出すに至った理由を初めにしっかりお伝えになった上でこれを出されると、記者の方々が上手に伝えてくださるのではないかというお話がありましたので、ぜひと思います。

もう一つが、今、英文の必要性をおっしゃいましたけれども、これもぜひということで 考えてまいりたいと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。ご発言のご希望は今オンラインでも会場で もないかというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。 退席をされる会員が2~3いらっしゃいまして、第二部の多久和会員、第二部の山口会員から、今回の声明案については全体として異論がないということをいただいております。

本日は、いただきましたご意見を伺いまして、政府に対してこの方針について再考を求めるということについては、どの会員からもご異論はなかったというふうに理解をしております。ただ、その書きぶりですとか、その表現ぶりのところで大変貴重な示唆をいただいているというふうに思っております。あわせて、和田会員をはじめとする何人かの会員から、国民向けの、いわゆる社会に対してこの問題について、そしてそれは同時に学術会議のアカデミアの役割について、しっかり分かりやすい言葉で伝えるような工夫をしてはどうかということもまたご提案をいただいたというふうに思っております。

もし会員の皆さまがよろしければですけれども、貴重なこのタイミングでの総会で、しっかりこの声明を出していくということの重要性に鑑みて、いただきましたご意見について、どのような形で修文として反映をするかについて、会長に一任をいただくことができないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。(拍手)

ありがとうございます。大変本当に重要な局面で、先生方に貴重なご意見をいただいたというふうに思っております。これは声明だけでなく、どのような形でこれから取り組んでいくかという点についても、大変貴重なご意見をいただきました。それも踏まえて、これからの対応を考えていくことになろうかと思います。まず今、声明について、会長一任でということでご承認をいただきましたことをお礼申し上げます。

それでは会長から、今日の全体の総会を踏まえて発言をお願いできればと思います。

○梶田隆章会長 どうもありがとうございます。まず、本日は非常に長時間にわたりご議論いただき、誠にありがとうございました。そして、既に退席されておりますが、3時間以上にわたって私たちの意見、質問に対応いただいた内閣府の笹川室長に心より感謝を申し上げます。皆さんの発言一つ一つに耳を傾けていただきましたので、先生方の思いはしっかりと刻み込まれたと願っております。

先ほど、今回出された、日本学術会議の在り方に関する政府方針、とりわけ法改正についての私たちの考え方を総会の声明としてお決めいただくことができました。今回は実に多くの先生方にご発言いただきました。最終的な語句の調整などは会長にご一任いただきましたので、後ほど幹事会で確認をした上で確定させていただきますが、広くこの意思を社会に向けて発信してまいります。

午前中の議論でもありましたが、このたびの政府方針は、戦後まもなく発足し、70年以上の歴史を持つ学術会議の性格を変えてしまいかねない、あるいは日本学術会議がよりよい役割を果たしていくための独立性、さらにはアカデミア、科学コミュニティーと政府の間の信頼関係にさえ影響しかねないことを極めて深刻に懸念として感じております。この極めて重要な局面は、まだ今後も続くと予想されます。

今後とも会員の皆さまとこの問題について議論をし、学術の立場から、そして国民に、

社会にしっかり発信していきたいと考えております。引き続きよろしくお願いいたします。 そして、会長として政府に我々の懸念を伝え、重大な決意を持って再考を求めてまいりま す。本日はどうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。以上で総会のこの政府方針、在り方の方針 についての議題は終了いたしましたが、こちらで2点追加でご案内をさせていただければ と思います。

1つは、本日の声明の案の中にもありましたけれども、議論の中でもございましたが、 それぞれの懸念事項について、もう少し分かりやすくといいましょうか、説明が必要では ないかということでございます。これは幹事会の懇談会の場でもそうした文書を作って議 論もいただいたわけですけれども、こうした分かりやすく、我々が考えていることを示し ていく文書というのを作成し、会員の皆さまにも見ていただいて、それを基に、使ってい ただければというふうに思っております。これが1つでございます。

2つ目は、現在進行中の会員選考プロセスについてでございます。こちらは副会長の望 月副会長から一言お願いできればと思います。

○望月眞弓副会長 望月のほうからご連絡をさせていただきます。本年、総会でお認めいただいた第26-27期の日本学術会議会員候補者の選考方針に基づきまして、これを細則というか、手順書のような形で落とし込んだ「日本学術会議会員候補者の選考要領」、それから「日本学術会議連携会員候補者の選考の考え方」、この2つにつきまして準備が整いましたので、皆さまにお知らせをさせていただきます。この資料につきましては、この総会終了後にメールにて各会員にご送信させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**高村ゆかり副会長** 望月副会長、どうもありがとうございました。

それでは、以上で本日の総会の議事は終了といたします。議事進行を会長にお戻しした いと思います。

○梶田隆章会長 高村副会長、どうもありがとうございました。

会員の皆さま、8日および本日の2日間にわたって精力的に長時間にわたりご議論いただき、誠にありがとうございました。本当に重要な局面で、本当に大切な議論ができたと思っております。本当にありがとうございました。

すみません、最後は事務連絡的になってしまうんですが、今後の予定ですけれども、4 月の総会は4月中旬または下旬に開催する方向で調整しておりますが、日程が決まり次第 ご連絡させていただきます。私からは以上です。事務局のほうから連絡事項をお願いいた します。 ○企画課長 事務局でございます。この後の日程についてお知らせいたします。幹事会の日程についてお知らせしたいのですが、当初4時半から予定だったのですが、実際はどういたしましょうか。では、5時から幹事会を開催いたしますので、幹事会構成員の方はお時間になりましたら2階大会議室またはオンラインにてご参加ください。席上に残された資料は事務局にて破棄いたしますので、お入用の場合はお持ち帰りくださいますようお願いいたします。以上です。

○栗田禎子会員 ごめんなさい。第一部の栗田です。最後に議事の進め方でお伺いなんですけども、私は、今日は学術会議の在り方についての政府方針に対する対応と、会員任命拒否問題についての対応もするのかなと思っていまして、特に進展はないですけども、改めて任命を求めます、あるいは任命しなかった理由の説明を求めますという意思表明を出し直すことをやるのかと思ったんですが、その任命拒否問題の対応というのは今日どうなりましたでしょうか。

○梶田隆章会長 ありがとうございます。今朝、最初に申し上げましたけども、推薦を出し直すとか、そういうことも検討しないといけないということで、いろいろ考えてきたんですけども、この局面で本当に慎重な対応をしないといけないということで、また今日は時間も限られておりましたので、ちょっと具体的な対応は本日はできないということとなってしまったということをご理解いただければというふうに思います。

○栗田禎子会員 ありがとうございます。最初の議案にあったような気がするので、今日 は諸般の事情でそういう事情になったということを記者会見なりホームページでご説明い ただければと思いました。以上です。

○梶田隆章会長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、日本学術会議第 186回総会を終了いたします。どうもありがとうございました。

[散会(午後4時51分)]